

# 専門実務研究

## RESEARCH ON THE SPECIALTY PRACTICE

- Various issues in the review requests for information disclosure requests .....  
— Based on the experience of about 20 examination requests from the standpoint of the petitioner —  
Nobuhiro Kobayashi
- Compensation for Sports Accidents and Offsetting Benefits against Damages .....  
Yuki Kawahara
- Memorandum on Legal Issues Concerning Exclusive International Jurisdiction .....  
Agreements — Based on a Hypothetical Case of Injunction Litigation under the Act on Promotion of Competition for Smartphone Software —  
Takahiro Suzuki
- Legal Practice for Parking Lot Management Issues .....  
Masao Tachikawa, Kenichiro Oikawa, Tatsufumi Yamagishi
- Responsibilities of local governments under the Waste Disposal and Public Cleansing Act .....  
Ryunosuke Harada

- 情報公開請求の審査請求における諸問題 .....  
— 請求人の立場から約20件の審査請求の経験を踏まえて — .....  
小林 展大  
(情報問題対策委員会有志)
- スポーツ事故補償と損益相殺 .....  
川原 佑基  
(スポーツ法研究会)
- 専属的国際裁判管轄合意の法的論点に関する覚書 .....  
— スマホソフトウェア競争促進法に基づく差止請求訴訟に係る仮想事例を題材として — .....  
鈴木 雄大  
(独占禁止法研究会)
- 駐車場運営トラブルの法律実務 .....  
立川 正雄、及川 健一郎、山岸 龍文  
(不動産法研究会)
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく自治体の責任 .....  
原田 隆之介  
(行政法研究会)

## 巻 頭 言

当会の論文集「専門実務研究」は、記念すべき第20号の発刊を迎えることとなりました。

当会には、会の規則に基づいて設置される専門実務研究会があります。会員が興味のある分野における法律実務のスキルを磨き、弁護士の専門性に対する社会の要請に応えていけるよう、研鑽の場を提供するもので、平成16年度に発足し、現在は15の研究会があります。

そして、その研究成果の発表の場として、平成19年度からこの論文集を発行しております。その後、会員個人による論文も掲載するようになり、合わせて、多様な分野における貴重で有益な研究成果物となっていると言えます。本号の5本を加えて、これまで実に164本もの論文が発表されました。

本年度執行部は、「多様性」（社会の多様性と弁護士の多様な活動を応援する）、「装置」（弁護士会は弁護士の力を結集するための装置である）、「矜持」（弁護士が信念と自律心を保って活動できるようする）、「継承」（取り組みを継承して未来へつないでいく）という4つのキーワードを掲げております。この「専門実務研究」の蓄積は、まさにこれらのキーワードにあてはまるものと考えます。是非多くの会員及び市民の皆様手に取って役立てていただきたいと存じます。

当論文集の発刊にご尽力いただいた各位に改めて感謝申し上げます。そして、今後ともこの「専門実務研究」が、会員の活動の1つの結晶として継承されていくことを、心より祈っております。

神奈川県弁護士会  
令和7年度会長 畑中隆爾

# 目次

- 情報公開請求の審査請求における諸問題  
—請求人の立場から約20件の審査請求の経験を踏まえて—  
小林 展大（情報問題対策委員会有志）……………5
  
- スポーツ事故補償と損益相殺  
川原 佑基（スポーツ法研究会）……………31
  
- 専属的国際裁判管轄合意の法的論点に関する覚書  
—スマホソフトウェア競争促進法に基づく差止請求訴訟に係る仮想事例を  
題材として—  
鈴木 雄大（独占禁止法研究会）……………41
  
- 駐車場運営トラブルの法律実務  
立川 正雄、及川 健一郎、山岸 龍文（不動産法研究会）……………51
  
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく自治体の責任  
原田 隆之介（行政法研究会）……………72

## CONTENTS

- Various issues in the review requests for information disclosure requests  
— Based on the experience of about 20 examination requests from the  
standpoint of the petitioner —  
Nobuhiro Kobayashi .....5
  
- Compensation for Sports Accidents and Offsetting Benefits against Damages  
Yuki Kawahara .....31
  
- Memorandum on Legal Issues Concerning Exclusive International Jurisdiction  
Agreements — Based on a Hypothetical Case of Injunction Litigation under  
the Act on Promotion of Competition for Smartphone Software —  
Takahiro Suzuki .....41
  
- Legal Practice for Parking Lot Management Issues  
Masao Tachikawa, Kenichiro Oikawa, Tatsufumi Yamagishi .....51
  
- Responsibilities of local governments under the Waste Disposal and Public  
Cleansing Act  
Ryunosuke Harada .....72

## 凡例

民録	大審院民事判決録
民集	大審院および最高裁判所民事判例集
刑集	大審院および最高裁判所刑事判例集
裁判集（民）	最高裁判所裁判集（民事）
裁判集（刑）	最高裁判所裁判集（刑事）
高民集	高等裁判所民事判例集
高刑集	高等裁判所刑事判例集
東高時報	東京高等裁判所判決時報
下民集	下級裁判所民事裁判例集
下刑集	下級裁判所刑事裁判例集
行裁判集	行政事件裁判例集
判時	判例時報
判タ	判例タイムズ
ジュリ	ジュリスト
金法	旬刊金融法務事情
法セミ	法学セミナー
手研	手形研究
金商	金融・商事判例
商事	旬刊商事法務
民商	民商法雑誌
自保	自保ジャーナル
交民	交通事故民事裁判例集
労判	労働判例
高刑特	高等裁判所刑事裁判特報
高刑速	高等裁判所刑事裁判速報集
家月	家庭裁判月報

# 情報公開請求の審査請求における諸問題

## —請求人の立場から約20件の審査請求の経験を踏まえて—

(Various issues in the review requests for information disclosure requests  
—Based on the experience of about 20 examination requests from the  
standpoint of the petitioner—)

小林展大 (情報問題対策委員会有志)

### 第1 本稿の趣旨

情報公開請求に対する決定にかかる審査請求手続においては、対象文書の特定、不開示事由該当性判断、理由提示及び口頭意見陳述の実施並びに諮問、情報公開・個人情報保護審査会の調査審議、答申及び裁決に至る経過に要する期間等、いくつもの問題点が分析、検討されている。

筆者は、マイナンバー違憲訴訟神奈川訴訟の訴訟代理人であったところ、同訴訟の係属中に個人番号をその内容に含む個人情報情報が漏洩する事故が発生したことから、事実確認のため、事故が発生した地方公共団体及び行政機関（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第2条の行政機関のことをいう。以下同じ）等に対して、情報公開請求を行った。

それらの情報公開請求に対する決定については、いずれも審査請求をして対象文書の追加特定、不開示処分の取消しを求めたが、対象文書の追加特定の仕方、不開示事由該当性の判断、口頭意見陳述の実施及びその内容については、地方公共団体及び行政機関等によって違いがあった。

本稿は、神奈川県弁護士会情報問題対策委員会（以下「当委員会」という。）に所属する筆者が、違いのみられた情報公開請求の審査請求手続における対象文書の追加特定、不開示事由該当性判断、口頭意見陳

述の実施及びその内容並びに諮問、情報公開・個人情報保護審査会の調査審議、答申及び裁決に至る経過に要する期間について特徴的な事例を報告し、当委員会において検討した結果をまとめたものである。

「開示」、「公開」等の表記は、各地方公共団体の情報公開条例及び情報公開法に基づいて記載したものであり、必ずしも統一的な記載になっていない。さらに、地方公共団体及び行政機関等についての報告や本稿における検討は、当委員会で検討を踏まえた上での筆者個人の見解である。

以下、本稿では、行政機関の保有する情報の公開に関する法律を「情報公開法」、行政不服審査法を「行審法」、地方公共団体及び行政機関における担当部署等を「実施機関」若しくは「処分庁」、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を「番号法」、個人番号をその内容に含む個人情報を「特定個人情報」、総務省情報公開・個人情報保護審査会、地方公共団体の情報公開審査会及び行政不服審査会を「審査会」、行審法第31条第1項に基づく口頭意見陳述を「審査庁意見陳述」、審査会における口頭意見陳述を「審査会意見陳述」と表記する。

### 第2 情報公開請求の内容及び流れ

1 番号法第10条第1項に違反して、委託

元の許諾を得ずに特定個人情報を扱う業務を再委託して特定個人情報が大量漏洩した事案

(1) 情報公開請求の経過

2019年3月頃に、複数の地方公共団体及び行政機関において、番号法第10条第1項に違反して、委託元の許諾を得ずに特定個人情報を扱う業務を再委託して特定個人情報が大量漏洩するという事故が発生し、これは、上記訴訟の主張立証において極めて重要であると考えられたことから、筆者は、「番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過が分かるもの一切」という文言で事故が発生した地方公共団体及び行政機関に対して情報公開請求をした。

情報公開請求をしたのは、東京都江戸川区、同墨田区、同豊島区、川崎市、さいたま市、埼玉県幸手市、同本庄市、同東松山市、同深谷市、同和光市、熊本市、大阪国税局、東京国税局及び国税庁である。なお、東京都台東区及び埼玉県羽生市は、情報公開請求の請求権者が当該地方公共団体内に在住、在勤及び通勤等している者に限定されていたことから、情報公開請求ではなく情報任意提供等の手続（以下「提供」という。）によった。

(2) 情報公開請求及び審査請求の流れ

ア 地方公共団体

(ア) 東京都特別区

i 台東区

2019年3月18日 情報提供申出

2019年4月1日 回答

ii 江戸川区

2019年3月18日 情報公開請求

2019年3月29日 行政文書一部開示決定

2019年6月17日 審査請求

2019年11月22日 実施機関による対象文書追加特定、一部開示決定

2020年3月4日 審査会へ諮問

2021年3月19日 答申

2021年8月16日 裁決

iii 墨田区

2019年3月20日 情報公開請求

2019年3月29日 部分公開決定

2019年6月17日 審査請求

2019年11月14日 実施機関による対象文書追加特定

2019年12月25日 審査会へ諮問

2020年11月26日 審査会口頭意見陳述

2021年6月30日 答申

2021年8月2日 裁決

2021年8月13日 追加特定分一部公開決定・非公開決定

2021年8月23日 審査請求

2021年10月11日 全部公開決定

2021年10月19日 裁決

iv 豊島区

2019年3月20日 情報公開請求

2019年3月29日 公開決定・部分公開決定

2019年6月17日 審査請求

2019年7月11日 実施機関による対象文書追加特定、公開決定・部分公開決定・非公開決定

2019年12月3日 審理員意見書提出

2020年1月22日 審査会へ諮問

2020年10月23日 2019年7月11日の公開決定・部分公開決定・非公開決定取消、改めて公開決定・部分公開決定・非公開決定

2021年1月21日 答申

2021年4月1日 裁決

2021年5月7日 裁決後部分公開決定

2021年1月4日 2020年10月23日付部分公開決定・非公

	開決定に対して審査請求	2019年11月14日	審査請求
		2020年2月20日	審査会へ諮問
2021年7月1日	審査庁口頭意見陳述	2020年4月9日	2つの審査請求を併合審理
2022年3月31日	審理員意見書提出	2021年3月18日	審査会口頭意見陳述
2022年9月20日	審査会へ諮問	2021年12月24日	答申
2022年12月21日	審査会口頭意見陳述	2022年2月4日	裁決
2023年3月1日	答申	ii 幸手市	
2023年6月29日	裁決	2019年3月19日	情報公開請求
(イ) 川崎市		2019年4月2日	部分公開決定
2019年3月14日	情報公開請求	2019年6月17日	審査請求
2019年3月28日	部分開示決定	2019年7月31日	実施機関による対象文書追加特定、部分公開決定
2019年6月17日	審査請求	2020年6月4日	審査会へ諮問
2019年9月6日	実施機関による対象文書追加特定、部分開示決定	2020年9月24日	答申
2020年3月12日	審査庁口頭意見陳述	2020年10月20日	裁決
2020年4月13日	審査会へ諮問	iii 本庄市	
2020年12月14日	審査会口頭意見陳述	2019年3月19日	情報公開請求
2021年4月20日	答申	2019年4月3日	部分公開決定
2021年5月30日	裁決	2019年6月17日	審査請求
2021年6月16日	追加特定分一部開示決定	2019年9月5日	実施機関による対象文書追加特定、部分公開決定
2021年8月3日	審査請求	2020年10月19日	審査庁口頭意見陳述
2022年2月10日	審査庁口頭意見陳述	2020年12月3日	審査会へ諮問
2022年3月8日	審査会へ諮問	2021年3月8日	答申
2022年10月21日	審査会口頭意見陳述	2021年3月25日	裁決
2023年3月1日	答申	iv 東松山市	
2023年3月15日	裁決	2019年3月20日	情報公開請求
(ウ) 埼玉県内		2019年4月2日	開示決定・部分開示決定
i さいたま市		2019年6月17日	審査請求
2019年3月18日	情報公開請求	2020年1月23日	実施機関による対象文書追加特定、開示決定・部分開示決定・不開示決定
2019年3月29日	一部開示決定	2020年3月19日	審査会へ諮問
2019年6月17日	審査請求	2020年7月20日	答申
2019年8月19日	実施機関による対象文書追加特定、一部開示決定	2020年7月27日	裁決

v 羽生市	2019年3月18日	情報任意的公開申出	2019年3月20日	情報公開請求
	2019年4月1日	回答	2019年4月18日	開示決定等の期限の特例規定適用（通知）
vi 深谷市	2019年3月20日	情報公開請求	2019年5月17日	一部開示決定
	2019年4月1日	一部公開決定	2019年8月30日	一部開示決定
	2019年6月17日	審査請求	2019年11月26日	審査請求
	2019年8月23日	実施機関による対象文書追加特定	2020年2月25日	審査会へ諮問
	2021年7月26日	審査会へ諮問	2020年2月25日	一部開示決定
	2021年9月30日	審査会口頭意見陳述	2022年4月28日	答申
	2021年11月18日	答申	2022年6月16日	裁決
	2021年12月20日	裁決	ii 東京国税局	
vii 和光市	2019年3月18日	情報公開請求	2019年3月20日	情報公開請求
	2019年3月27日	開示決定等延長通知	2019年4月17日	開示決定等の期限の特例規定適用（通知）
	2019年4月22日	一部開示決定	2019年5月16日	一部開示決定
	2019年6月17日	審査請求	2019年6月17日	一部開示決定
	2019年7月2日	実施機関による対象文書追加特定、一部開示決定	2019年9月4日	一部開示決定
	2019年9月19日	審査会へ諮問	2019年12月11日	一部開示決定
	2019年10月28日	実施機関による対象文書追加特定、一部開示決定	2020年3月2日	審査請求
	2020年6月22日	答申	2020年5月25日	一部開示決定
	2020年7月20日	裁決	2020年5月29日	審査会へ諮問
(エ) 熊本市	2019年9月5日	情報公開請求	2022年8月4日	答申
	2019年9月25日	文書等開示等決定期限延長通知	2022年9月14日	裁決
	2019年10月16日	開示決定・部分開示決定・不開示決定	iii 国税庁	
	2020年1月4日	審査請求	2019年5月31日	情報公開請求
	2022年8月29日	審査会へ諮問	2019年7月1日	開示決定等の期限の特例規定適用（通知）
	2025年3月7日	答申	2019年8月2日	一部開示決定
	2025年6月2日	裁決	2019年9月30日	一部開示決定
(オ) 行政機関			2019年12月16日	審査請求
i 大阪国税局			2020年3月11日	一部開示決定
			2020年3月13日	審査会へ諮問
			2022年8月4日	答申
			2022年9月14日	裁決
			2	なりすましにより個人番号カードを詐取した事案及びなりすましにより特別定額給付金オンライン申請をした事案
			(1)	情報公開請求の経過
				また、番号制度開始以降、なりすまし

により個人番号カードを詐取した事案、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下、国民に対して10万円を給付する特別定額給付金を他人になりすましてオンライン申請して詐取した事案も発生した。

これら事案についても、上記訴訟の主張立証において極めて重要であると考えられたことから、筆者は、「2016年に埼玉県熊谷市の夫婦が親族名義の個人番号カード申請書を不正入手して、同親族になりすまして個人番号カードを詐取した事件の経過がわかるもの一切」、「2016年8月中旬頃から10月上旬頃にかけて、東京都江戸川区の男性が、死亡した男性になりすまして個人番号カードの交付申請書を偽造し、江戸川区役所で個人番号カードの交付を受けた事件の経過がわかるもの一切」及び「2020年に名古屋市男性が、石川県能登町在住の男性になりすまして特別定額給付金のオンライン申請をして、石川県能登町から特別定額給付金をだまし取った事件の経過がわかるもの一切」という文言で対象の地方公共団体に対して情報公開請求をした。

情報公開請求をしたのは、埼玉県熊谷市、東京都江戸川区、石川県能登町である。

## (2) 情報公開請求及び審査請求の流れ

### ア 埼玉県熊谷市

2021年6月29日 情報公開請求  
2021年7月9日 行政情報公開決定等延長通知  
2021年8月6日 部分公開決定  
2021年9月21日 審査請求  
2021年11月8日 審査会へ諮問  
2021年12月17日 審査庁口頭意見陳述  
2021年12月17日 審査会口頭意見陳述  
2022年2月16日 答申

2022年3月18日 裁決  
イ 東京都江戸川区  
2021年8月30日 情報公開請求  
2021年9月14日 行政文書開示決定期間延長通知  
2021年10月29日 行政文書一部開示決定  
2021年12月29日 審査請求  
2022年3月31日 審査会へ諮問  
2023年7月3日 審査庁口頭意見陳述  
2023年11月16日 審査会口頭意見陳述  
2024年3月14日 答申  
2024年9月6日 裁決  
ウ 石川県鳳珠郡能登町  
2021年11月18日 情報公開請求(同年12月6日付で補正)  
2021年12月9日 公文書一部公開決定  
2021年12月14日 審査請求  
2021年12月24日 公文書一部公開決定  
2022年3月4日 審理員意見書提出、審査会へ諮問  
2022年5月11日 答申  
2022年5月24日 裁決

## 3 地方公共団体内部から職員が特定個人情報情報を外部に送信して特定個人情報大量漏洩した事案

### (1) 情報公開請求の経過

他にも、番号制度開始以降、地方公共団体内部において職員が住民基本台帳等から出力された特定個人情報情報を不正に取得し、外部へ送信する等して特定個人情報漏洩した事案も発生した。

この事案についても、上記訴訟の主張立証において極めて重要であると考えられたことから、筆者は、「釜石市の40歳代総務企画部の係長の職員、40歳代建設部主査の職員が、住民基本台帳に記載

された個人情報並びに特定個人情報が記載されたエクセルデータなどを漏洩し、並びに違法に取得した等の非違行為の経過がわかるもの一切」という文言で対象の地方公共団体に対して情報公開請求をした。

情報公開請求をしたのは、岩手県釜石市である。

(2) 情報公開請求及び審査請求の流れ

2022年6月28日 情報公開請求  
2022年7月12日 行政文書部分開示決定  
2022年7月19日 審査請求  
2022年11月12日 情報公開請求  
2022年11月28日 行政文書部分開示決定  
2023年1月12日 審査請求  
2023年5月9日 審査庁口頭意見陳述  
2023年5月22日 審査会へ諮問  
2023年9月12日 答申  
2023年10月5日 裁決

4 特別徴収通知誤配達により特定個人情報が大量漏洩した事案

(1) 情報公開請求の経過

総務省は、総務省自治税務局による行政通達2016年10月2日付総税企第95号ほか「地方税分野における個人番号・法人番号の利用について」及び2015年10月29日付市町村税課発事務連絡「地方税法施行規則の一部改正等について」により、区市町村から各事業所に送付する「給与所得等に係る市町村民税・都道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」に個人番号を記載するよう指示していた。しかし、その後、同決定・変更通知書の誤配達により特定個人情報が大量に漏洩し、平成30年度分以降の個人住民税に係る特別徴収税額決定通知につき、事業者における書面での管理負担が大きい等の経済界からの要請を踏まえて、書面により送付す

る場合に当面、個人番号を記載しないこととした。

この事案についても、上記訴訟の主張立証において極めて重要であると考えられたことから、筆者は、「平成30年度分以降の個人住民税に係る特別徴収税額決定通知につき、事業者における書面での管理負担が大きい等の経済界からの要請を踏まえて、書面により送付する場合に、当面、個人番号を記載しないこととした経過がわかるもの一切」という文言で対象の行政機関に対して情報公開請求をした。

情報公開請求をしたのは、総務省である。

(2) 情報公開請求及び審査請求の流れ

2020年9月16日 情報公開請求  
2020年10月19日 一部開示決定  
2020年12月10日 審査請求  
2021年3月11日 審査会へ諮問  
2021年12月9日 答申  
2022年2月3日 裁決

5 2019年1月16日会合の記録

(1) 情報公開請求の経過

東京都台東区から提供された資料には、上記「第2」「1」の事案が発生した地方公共団体の一部、国税庁及び個人情報保護委員会が総務省の音頭のもと情報共有をした会合が開かれていたことが判明した。

これについても、上記訴訟の主張立証において極めて重要であると考えられたことから、筆者は、「別紙記載の平成31年1月16日の会合、平成31年4月15日の会合、同年6月25日の会合に関する文書」という文言で対象の行政機関に対して情報公開請求をした。

情報公開請求をしたのは、総務省である。

(2) 情報公開請求及び審査請求の流れ

2020年9月16日 情報公開請求  
2020年10月19日 一部開示決定

2020年12月10日 審査請求  
2021年3月11日 審査会へ諮問  
2021年12月9日 答申  
2022年2月3日 裁決

### 第3 審査請求から諮問までの期間、調査審議の期間及び答申から裁決までの期間等に関する問題点並びに2014(平成26)年行審法改正との関係

#### 1 審査請求から諮問までの期間

1999(平成11)年制定の情報公開法施行後、行政機関の長が審査会に諮問するまでに長期間を要する例が多発し、これが問題視されることとなっており、総務省によって2004年4月から1年間にわたり開催された「情報公開法の制度運営に関する検討会」による報告書では、諮問の際に必要な標準的な書類と内容について周知・徹底すること等の措置を講ずることによって、不服申立てを受けた行政機関等により可能な限り速やかに諮問が行われる必要がある旨の勧告がなされ、審査会への諮問については、特段の事情のない限り、不服申立てを受けてから90日以内に行うこととされて状況の改善が試みられていた<sup>i</sup>。

実際に、国の審査会が出す答申においては、諮問の遅れに関する付言は非常に多く<sup>ii</sup>、個別事情によるところはあっても、概ね不服申立てから諮問までに1年以上を過ぎている場合には付言がされ<sup>iii</sup>、活動概況及び答申選においても諮問までに約10年8か月を要した事例が紹介される<sup>iv</sup>等しているのであって、諮問遅延については放置するとさらなる悪化を招くと言わざるを得ない。

今回取り上げた地方公共団体及び行政機関における審査請求手続の中で、審査請求から審査会への諮問までに1年以上の期間を要しているのは、東京都豊島区の2020年10月23日付部分公開決定、非公開決定に

対する審査請求、埼玉県本庄市に対する審査請求、熊本市に対する審査請求及び埼玉県深谷市に対する審査請求である。

これらのうち、東京都豊島区の2020年10月23日付部分公開決定、非公開決定に対する審査請求、埼玉県本庄市に対する審査請求及び熊本市に対する審査請求については、審査請求人との間で主張、反論のやり取りをしてから審査会に諮問しており、その主張、反論のやり取りに時間を要したこと、東京都豊島区の2020年10月23日付部分公開決定、非公開決定に対する審査請求及び埼玉県本庄市に対する審査請求については日程調整をした上で審査庁意見陳述を行ったことも踏まえると、審査会への諮問までに1年以上の期間を要したことはやむを得ないものと考ええる。

しかし、埼玉県深谷市に対する審査請求については、審査請求人との間で主張、反論をしてから審査会に諮問したわけではなく、審査庁意見陳述も行っていない。そして、審査請求から約2年後に筆者が審査請求手続の進展を問合せると、担当者から、「求められた情報を全て公開していると認識しているので、手続を進めていませんでした、すいません。」との返答があり、深谷市情報公開審査会答申<sup>v</sup>においても、「本件審査請求は、令和元年6月17日になされている。請求を受理した実施機関は、審査請求の手続を進めることなく、令和元年8月23日付けで再度情報公開の決定を行っている。そして、当審査会へ諮問されたのが令和3年7月26日であった。審査請求から約2年間、審査請求の手続きが止まってしまっている。これでは迅速な救済を図るといふ審査請求の制度を否定することにもなってしまう。実施機関においては、制度の趣旨を再確認し、適正に不服申立てに係る事務を進めていくことを強く要望する。」との付言がなされている。

このように、埼玉県深谷市における審査請求手続の諮問遅延は、非常に問題であり、

審査会の付言を踏まえた改善が求められる。

## 2 調査審議の期間

今回取り上げた地方公共団体及び行政機関における審査請求手続の中で、審査会が諮問を受理して答申をするまでの調査審議の期間については、短いもので約3、4か月の期間を要し、約1年から2年弱の調査審議の期間を要するものが多い。ただし、長いものでは2年以上の調査審議の期間を要したものもある。

おそらく対象文書の分量、対象文書の追加特定のほかに不開示処分の取消しを求めたか否か、取消しを求めた不開示処分の分量、審査会意見陳述の実施の有無、他の諮問案件の分量等が調査審議に要する期間に影響を与えているものと考えられる。

また、理由は不明であるが、熊本市は審査会への諮問から審査会の調査審議開始までに約2年の時間を要している。理由によってはやむを得ないとも考えられるが、簡易迅速に国民の権利利益の救済を図るという行審法の目的からすれば、改善が必要である。なお、報道によれば、横浜市は諮問案件の件数が非常に多く、審査会への諮問から調査審議開始まで約2年の時間を要しているとのことである。

基本的に、筆者が行っている審査請求は、書面とともに多くの証拠を提出しており、行政不服審査の民事訴訟化ともいうべき状態になっているところがある上、審査会意見陳述も申し立てるようにしている。そのため、審査会の調査審議に一定の時間を要するのは、やむを得ないところがあると考えているが、一般的にいえば1年以上の調査審議の期間を要していることは、簡易迅速に国民の権利利益の救済を図るという審査会制度の目的を踏まえると問題であろう。

## 3 答申から裁決までの期間

行審法第44条は、答申を受けたときは遅滞なく裁決をしなければならないと定

めており、平成17年8月3日付「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」(情報公開に関する連絡会議申合せ)<sup>vi</sup>においても、行政機関は、審査会から答申を受けた場合、的確な事務処理の進行管理を徹底することにより、可能な限り速やかに裁決・決定する、原処分を妥当とする答申などにあつては、答申を受けてから裁決・決定するまでに遅くとも30日を超えないようにするとともに、その他の事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも60日を超えないようにすることとするものとされている。なお、特段の事情としては、例えば、①不服申立てに係る事案の処理が特定の課室に著しく集中している場合、②不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙な場合、③対象文書が相当程度に大量であり、裁決・決定を行うに当たって、答申に基づき、個別具体的に当てはめを行う必要がある場合、④答申後に、申出人から審査庁に対し行審法に定める口頭意見陳述の機会を求める申立てがあり、そのための手続等に時間を要する場合等が想定されている。

今回取り上げた地方公共団体及び行政機関における審査請求手続の中で、答申から裁決までの期間は、約1か月前後以内のものが多く、そのほかに数か月から6か月弱のものもあった。

上記原処分を妥当とする答申などにあつては、答申を受けてから裁決・決定するまでに遅くとも30日を超えないようにするとともに、その他の事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも60日を超えないようにするとともに、その指摘を踏まえると、基本的には今回取り上げた地方公共団体及び行政機関における審査請求手続の中では答申から裁決までの期間は、約1か月前後以内のものが多かったため、可能な限り速やかに裁決しようとしている傾向にあるとは考えられる。しかし、答申から裁決までに60日を超えているものも見受けられ

るので、より速やかに裁決するようにすべき地方公共団体及び行政機関もあると考えられる。

なお、今回取り上げた地方公共団体及び行政機関における審査請求手続の中で、答申と異なる内容の裁決をしたものはなかった。

#### 4 2014（平成26）年の行審法改正による審理員審理の適用除外

2014（平成26）年に行審法関連三法が改正され、2016（平成28）年4月1日より施行となり、新たな行審法施行後は、異議申立てが審査請求に一本化され、審理員による審査請求の審理と行政不服審査会等の第三者諮問機関による審理がなされることとなった。

そして、2014（平成26）年の行審法改正の過程において、情報公開等審査会を行政不服審査会に一本化することが検討されたが、情報開示及び個人情報保護の分野につき特別な審査手続規定を改正行審法に組み込まざるを得なくなること、行政不服審査会内に特別な担当部会を設けることが必要となること等から、情報公開等審査会を行政不服審査会に一本化することは見送られた<sup>vii</sup>。

また、行審法改正に伴い情報公開法制も一部改正がなされているが、それは字句の改正以外では、従前の諮問答申手続を変更しないため改正行審法の一部条文の適用除外とそれにより必要となった引用条文及び読み替え規定の整備である。すなわち、審理員による審理は行わず、不適法却下または審査請求をそのとおり認容する場合（ただし、第三者からの反対意見書が提出されている場合を除く）を除いては、従前と同様に情報公開等審査会、会計検査院情報公開等審査会等に諮問を行い、これら諮問機関が実質的な調査審議を行って答申を行い、その答申に基づいて審査請求に対する裁決がなされる仕組みが維持されている<sup>viii</sup>。

実際に、多くの地方公共団体では、情報公開条例等において審査請求の審理に関しては審理員審理の適用除外の規定を設けており、従前と同様に情報公開等審査会に諮問を行い、これら諮問機関が実質的な調査審議を行って答申を行い、その答申に基づいて審査請求に対する裁決がなされる仕組みを維持している。

#### 5 具体的な問題点

以上を踏まえて、以下では、情報公開請求及び審査請求における具体的な問題点として、同一の不開示部分について不開示事由該当性判断が審査会によって分かれたもの、対象文書の追加特定のあり方及び口頭意見陳述について検討する。

## 第4 不開示事由該当性判断

### 1 同一の不開示部分について、不開示処分の妥当性の判断が審査会によって分かれたもの

筆者は、番号法第10条第1項に違反して、委託元の許諾を得ずに特定個人情報を扱う業務を再委託して特定個人情報が大量漏洩した事案についての経過が分かるもの一切を情報公開請求して審査請求も行ったところ、地方公共団体、国の行政機関の審査会によって、同一の不開示部分について、不開示処分の妥当性の判断が分かれたものがあった。

今回は、同一の不開示部分について、不開示処分の妥当性の判断が審査会によって分かれたものとして、再委託先の名称及び所在地並びに2019年1月16日会合の記録を取り上げる。

### 2 再委託先の名称及び所在地

#### (1) 番号法第10条第1項の規定、再委託先の名称及び所在地

番号法第10条第1項は、「個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号

利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。」と規定している。

地方公共団体及び国の行政機関においては、特定個人情報を扱う業務があるが、上記規定に反して同業務の受託者（委託先）が、委託元である地方公共団体及び国の行政機関の許諾を得ずに、同業務を再委託した再委託先の名称及び所在地が情報公開条例及び情報公開法の不開示事由に該当するかが争点となり、審査会によって不開示処分の妥当性判断が分かれた。

## (2) 再委託先の名称及び所在地

### ア 原処分において不開示とした地方公共団体、行政機関

原処分において、再委託先の名称及び所在地につき、豊島区、江戸川区、墨田区、川崎市、大阪国税局、東京国税局及び国税庁は、法人の正当な利益を害するおそれがある（再委託先の社会的評価が低下し、社会的活動の自由が損なわれる等も含む）として不開示とした。

また、さいたま市は、不当に市民に混乱を生じさせるおそれがあるとして不開示とした。

なお、台東区は、事業活動情報のため提供不可とした。

### イ 原処分において不開示としなかった地方公共団体、行政機関

原処分において、再委託先の名称及び所在地につき、埼玉県幸手市、本庄市、東松山市、羽生市及び深谷市は、不開示としなかった。

### ウ 審査会の答申において不開示事由該当と判断した地方公共団体、行政機関

#### (ア) 江戸川区

上記のとおり、江戸川区は、原処分において、再委託先の名称及び所在地を不開示としており、筆

者は審査請求で再委託先の名称及び所在地の不開示処分の取消しを求めた。それに対して、江戸川区審査会は、要旨、次のとおり、法人の権利、地位又は正当な利益が具体的に侵害されるおそれがあると判断して不開示処分を妥当とした。

「開示文書において再委託先の業務手順、対応能力、セキュリティ対策等が開示されており、再委託先の名称及び所在地を公にすると、上記内部管理情報が同業他社等に知られ、今後の営業活動に支障を生じる蓋然性が高いと認められる、再委託先は個人情報保護委員会から法令違反との評価を受けておらず指導の対象にもなっていない、再委託先に法令違反があったと誤認させ、名誉、社会的評価等が損なわれる蓋然性が高いと認められる、違法な再委託をした事実が知られることになっても受忍すべきとまでは評価できない、当該不開示事由該当性判断にあたって裏付けとなる具体的・客観的な証拠及び資料まで必要であると解することはできない。」<sup>ix</sup>

#### (イ) 川崎市

上記のとおり、川崎市は、原処分において、再委託先の名称及び所在地を不開示としており、筆者は審査請求で再委託先の名称及び所在地の不開示処分の取消しを求めた。それに対して、川崎市審査会は、要旨、次のとおり、法人の権利、地位又は正当な利益が具体的に侵害されるおそれがあると判断して不開示処分を妥当とした。

「再委託先の名称及び所在地は、委託先にとって営業活動における取引先に関する情報であり、営業

活動上の秘密に関する情報である、再委託の経緯における再委託先の認識や委託先との間のやり取りの詳細が明らかではなく、再委託先が再委託の許諾の確認を怠ったとまでは認め難いから、その社会的評価等が低下するといった不利益を受忍すべきとはいえない。」<sup>x</sup>

(ウ) 大阪国税局、東京国税局及び国税庁

上記のとおり、大阪国税局、東京国税局及び国税庁は、原処分において、再委託先の名称及び所在地を不開示としており、筆者は審査請求で再委託先の名称及び所在地の不開示処分の取消しを求めた。それに対して、総務省審査会は、要旨、次のとおり、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が具体的に侵害されるおそれがあると判断して不開示処分を妥当とした。

「当該部分を公にすることにより、本件無断再委託が行われた委託先の社会的信用を低下させ、当該法人が同業他社との競争関係において不利益を被る等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。」<sup>xi</sup>

エ 審理員意見書、審査会の答申において不開示処分を取り消すべきとした地方公共団体

(ア) 豊島区

上記のとおり、豊島区は、原処分において、再委託先の名称及び所在地を不開示としており、筆者は審査請求で再委託先の名称及び所在地の不開示処分の取消しを求めた。それに対して、豊島区審理員及び豊島区審査会は、要旨、次のとおり、法人の権利、地位又は

正当な利益が具体的に侵害されるとまではいえないとして不開示処分を取消すべきと判断した。

i 審理員意見書

「処分庁が主張する事由はいずれも「おそれ」に止まる、処分庁が他に公開した文書中に再委託先が契約及び法令違反をしたことをうかがわせる記載がない、処分庁から当該主張を裏付ける具体的・客観的な資料等の提出がない、仮に再委託先の名称・所在地が公開されても当該再委託先は契約及び法令違反がなかったことを自ら公表して第三者に契約及び法令違反をしたと誤認される事態を防ぐことは可能である。」<sup>xii</sup>

ii 審査会答申

「処分庁が主張する事由はいずれも「おそれ」に止まる、処分庁が他に公開した文書中に再委託先が契約及び法令違反をしたことをうかがわせる記載がない、処分庁から当該主張を裏付ける具体的・客観的な資料等の提出がない、仮に再委託先の名称・所在地が公開されても当該再委託先は契約及び法令違反がなかったことを自ら公表して第三者に契約及び法令違反をしたと誤認される事態を防ぐことは可能である。」

「審査会から再委託先に対して意見照会書を送付して再委託先名称等の公開に対する反対意見の有無及び再委託先名称等が公にされることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると考えられる事情等について確認したところ、再委託先より回答がなかった。」<sup>xiii</sup>

(イ) 墨田区

上記のとおり、墨田区は、原処

分において、再委託先の名称及び所在地を不開示としており、筆者は審査請求で再委託先の名称及び所在地の不開示処分の取消しを求めた。それに対して、墨田区審査会は、要旨、次のとおり、法人の権利、地位又は正当な利益が具体的に侵害されるとまではいえないとして不開示処分を取消すべきと判断した。

「データ入力を請け負う事業者にあつて通常行われるべき手順や方法といった情報であり、特別再委託先における固有のノウハウとまではいい難く、通常の営業活動において秘匿されるべき事項とも考えにくい、再委託先にとって営業戦略上公開を望まない情報が含まれていたとしても、個人情報を含め秘匿性の高い情報を扱い、これを適正に管理すべき事業を営む者にあつては、事業者としての信頼性確保の観点から、情報漏えいの有無やその対策に係る調査に関し、本件で公開された範ちゅうの企業情報を積極的に公開すべき立場にあると考えられる。」<sup>xiv</sup>

### (3) 検討

上記各答申及び審理員意見書からすると、処分庁主張の事由に関する「おそれ」の程度の判断につき具体的な検討をしているか否か、他に公開した文書も含めた記載につきどのような評価をするかについてまで踏み込んで検討しているか否か、再委託先が契約及び法令違反をしたとうかがわれる事情の有無、再委託先の名誉、社会的評価等が損なわれる等の不利益を受忍すべきか否か、不開示事由該当性判断にあつての裏付けとなる具体的・客観的な証拠及び資料が必要か否か等といった点によって、再委託先の名称及び所在の不開示処分の妥当

性判断が分かれているものと考えられる。

墨田区審査会答申、豊島区審理員意見書及び豊島区審査会答申においては、処分庁主張の事由に関する「おそれ」の程度の判断につき具体的な検討をしており、他に公開した文書も含めて記載内容についての具体的な検討をして、結論を導いている。

その一方で、東京都江戸川区、川崎市、総務省の審査会は、具体的な検討に踏み込まずに形式的に判断して結論を導いている。

そのために、再委託先の名称及び所在地の不開示事由該当性判断が分かれたものと考えられる。

なお、総務省の審査会は、上記のとおり、当該部分を公にすることにより、本件無断再委託が行われた委託先の社会的信用を低下させ、当該法人が同業他社との競争関係において不利益を被る等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるとの理由しか答申に記載していない。これでは情報公開法上の不開示事由の文言をそのまま不開示理由として記載したに過ぎず、なぜ不開示処分が妥当であったのか審査請求人としては理解に苦しみ、審査請求人の納得が得られるものではないので、もう少し不開示処分が妥当であるとする理由を記載するよう努力する姿勢を示すべきであると考えられる。<sup>xv</sup>

## 3 2019年1月16日会合の記録（以下「会合記録」という。）

### (1) 会合記録の意義

会合記録とは、番号法第10条第1項に違反して、委託元の許諾を得ずに特定個人情報を扱う業務を再委託して特定個人情報が大量漏洩した事故が発生した地方公共団体の一部（さいたま市、台東区、墨田区、豊島区、江戸川区、川崎

市)、国税庁、総務省、個人情報保護委員会が、2019年1月16日に会合を開催し、現状報告、自由討議、納税義務者への対応、再発防止策等について議論した記録である。

この会合については、東京都台東区から提供された資料に、2019年1月16日の14時から16時10分の時間帯で、「被害者団体である国税庁、川崎市、さいたま市、墨田区、豊島区、江戸川区、台東区にて、これまでのS社への対応と今後の取り組み等を総務省の音頭のもと情報共有した。個人情報保護委員会も出席。」との記載があったことから、同会合が開かれていたことが判明したものである。

しかし、多くの地方公共団体及び行政機関は、同会合がなかったかのような対応をしており、実際に東京都豊島区は、当初は会合記録につき文書不存在による非公開決定をしたものの、その後、会合記録があったとして同非公開決定を取消し、部分公開決定をしたという経過があった。

ほかにも、東京都墨田区は筆者の審査請求及び審査会答申により同会合の記録を対象文書として追加特定したものの標題以外は当初不開示として、総務省も筆者の情報公開請求に対して標題以外は不開示とする等、会合記録の内容を明らかにしようとしなかった。

(2) 会合記録の不開示処分についての判断  
ア 原処分において不開示とした自治体、行政機関

(ア) 豊島区

原処分において、会合記録につき、豊島区は、公にすることにより、行政間の自由な意見交換及び情報交換が著しく妨げられる情報であるとして不開示とした。

(イ) 墨田区

墨田区は、審査請求の結果、裁

決で会合記録を対象文書として追加特定したが、会合記録につき、実施機関、国及び他の地方公共団体の相互間における協議に関する情報であって、未確定な情報に基づく発言内容であり、公にすることで、参加団体が個々の発言に対して追及されることを懸念し、将来の同種の打合せ等において率直な意見の交換が十分にされなくなり、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、不開示とした。

しかし、筆者が会合記録の不開示処分の取消しを求めて再度審査請求すると、墨田区は審査請求書の主張等を踏まえて再度検討した結果、非公開情報に該当しないとの判断に改めて、開示決定をした。

(ウ) 総務省

原処分において、会合記録につき、総務省は、法人に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとして不開示とした。

イ 審理員意見書、審査会の答申において不開示処分を取り消すべきとした地方公共団体（豊島区）

上記のとおり、豊島区は、原処分において、会合記録を不開示としており、筆者は審査請求で会合記録の不開示処

分の取消しを求めた。それに対して、豊島区審理員及び豊島区審査会は、要旨、次のとおり、公にすることによって、区民に無用の誤解を与えたり、無用の混乱を招いたりする可能性は低く、行政内部の自由な意見交換又は情報交換が著しく妨げられるとまではいえないとして不開示処分を取消すべきと判断した。

「会合記録は、必ずしも各人の発言は逐語で掲載されたものではなく、適宜要約して記載されていると思われること、会合記録を対外的に公開することを禁止したり、制限したりすることを示す発言や注記は認められないことがうかがえる、会合記録の作成者は総務省であり、会合記録は、総務省担当者から豊島区担当者宛に届いたメールに添付されていたデータであって当該データを処分庁において修正・加筆したことはない（口頭意見陳述における処分庁の説明）、会合における出席者の発言内容の正確性・真実性について、当時の総務省担当者はメールで出席をした各団体に対して会合記録の内容確認を行っていること、会合記録の公開の可否は出席した各団体に対して確認していなかったこと、会合記録を作成した総務省担当者の認識としては、会合記録は各団体向けの備忘録という位置付けであったことが認められる。」<sup>xvi</sup>

ウ 審査会の答申において不開示事由該当と判断した行政機関（総務省）

上記のとおり、総務省は、原処分において、会合記録を不開示としており、筆者は審査請求で会合記録の不開示処分の取消しを求めた。それに対して、総務省審査会は、要旨、次のとおり、公にすることにより、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行

政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると判断して不開示処分を妥当とした。

「不開示部分には、特定法人の名称及び違法再委託事案への対応状況が具体的に記載されているほか、違法再委託事案に係る地方公共団体からの現状報告、参加者による討議内容、特定法人に対する今後の調査予定、今後の納税義務者への対応方針等が具体的かつ詳細に記載されていると認められる、特定法人の違法再委託問題への対応状況の具体的かつ詳細な説明内容の文書は、総務省のウェブサイト等において公表していない旨の説明があった。」

xvii

### (3) 検討

豊島区の審理員意見書及び審査会の答申はほぼ同じ判断内容であるが、不開示処分を取消すべきと判断するにあたり、会合記録に対外的な公開を禁止、制限することを示す発言及び注記がなく公開の可否の確認もなかったこと、出席者の発言内容の正確性・真実性につき確認が行われていること、適宜要約されたもので備忘録という位置づけであったこと等を指摘している。

一方、総務省審査会は、不開示処分を妥当と判断するにあたり、違法再委託事案及び納税義務者への対応等が具体的に記載されていること、特定法人の違法再委託問題への対応状況の具体的かつ詳細な説明内容の文書は、総務省のウェブサイト等において公表されていないこと等を指摘している。

このように、会合記録の記載内容についての評価の違い、他の手段による公表の有無、文書の性質等が、会合記録の不開示処分の妥当性判断が分かれた要因であると考えられる。

## 第5 対象文書の追加特定

### 1 審査請求手続における対象文書の追加特定

情報公開請求の審査請求手続においては、対象文書の追加特定を求めることができ、実際に総務省審査会の活動概況には、特徴のある事件として、「文書等の特定を争う事件」が挙げられており<sup>xviii</sup>、審査会の調査審議においても、追加特定すべき対象文書の存否について調査が行われている。

対象文書の追加特定を求めるということは、実施機関が対象文書を一部不存在と判断している部分につき、そのほかに対象文書として存在すると考えられる部分があるので、その部分の追加特定を求めるということであり、当初の開示請求の範囲を超えて対象文書の追加特定を求めるということではない。

対象文書の特定につき、問題となるのは、開示請求の範囲を恣意的に狭く解釈して、求めている文書を請求対象文書から外してしまい、不存在とする運用である。また、全部不存在としないまでも、開示の対象とすべき複数の文書のうちの一部の文書、あるいは、ある文書の一部だけを請求対象と特定して、そこだけを開示することも違法な運用とされている。

以下、筆者が行った情報公開請求の審査請求手続における対象文書の追加特定について紹介する。

### 2 審査請求後の実施機関及び処分庁の対応

筆者は、番号法第10条第1項に違反して委託元の承諾を得ずに特定個人情報を取扱う事務を再委託して特定個人情報が大量漏洩した事案、他人になりすまして個人番号カードを詐取した事案及び他人になりすまして特別定額給付金オンライン申請をして特別定額給付金を詐取した事案並びに地方公共団体内部において特定

個人情報を外部に無断送信して特定個人情報大量漏洩した事案等につき、情報公開請求を行い、審査請求で対象文書の追加特定を求めた。

なお、東京都台東区、埼玉県羽生市及び埼玉県ふじみ野市は、情報公開請求の請求権者が地方公共団体内の在住、在勤、通勤している者に限定されていたことから、情報公開請求ではなく任意の情報提供申出等の手続によらざるを得ず、審査請求ができなかった。石川県能登町も同様に請求権者が限定されていたが、地方公共団体内に在住している方からの協力が得られたため、審査請求を行うことができた。

審査請求において対象文書の追加特定を求めると、改めて実施機関が対象文書を追加特定して、開示不開示等の決定をした地方公共団体及び行政機関もあれば、追加特定すべき対象文書は他に存在しないという対応をした地方公共団体及び行政機関もあった。

その後も、審査会の調査を経て、さらに対象文書の追加特定がなされることもあった。なお、埼玉県東松山市、和光市、深谷市等は、他に対象文書は存在しないとして審査請求の取下げを求めてきたことがあったが、上記のとおり審査会の調査を経て、さらに対象文書の追加特定がなされる可能性があるにもかかわらず、審査請求の取下げを求めることで上記の可能性を没却させるおそれがあることからすれば、不適切な運用というべきであると考ええる。

### 3 追加特定すべき対象文書の存否につき、審査会で調査を行った地方公共団体及び行政機関

筆者は、審査請求書、弁明書に対する反論書、審査会諮問後の意見書、審査庁意見陳述及び審査会意見陳述等において他に存在すると考えられる対象文書を指摘するようにしており、その指摘も踏まえてほとんどの審査会では追加特定すべき対象文書の存否につき調査を行っている。その

結果、総務省、東京都墨田区、川崎市、熊本市、埼玉県深谷市、埼玉県熊谷市、岩手県釜石市、石川県能登町等では、審査会の調査を経て、対象文書が追加特定されて開示不開示等の決定がなされた。

例えば、埼玉県深谷市は、他の地方公共団体及び行政機関から番号法第10条第1項に反して委託元の承諾を得ずに特定個人情報扱う業務を再委託して特定個人情報大量漏洩した事案についての想定問答が開示されていたことから、筆者が同様の想定問答の有無につき指摘したところ、審査会の調査を経て同様の想定問答が存在することが判明して対象文書として追加特定されたことがある。

対象文書の追加特定については、理屈上は原処分を審査請求人に有利変更して、請求日後に作成、取得された文書を対象文書として追加特定することは不可能ではないが、情報公開請求は請求日時点において存在する文書が対象文書として特定されるものであるから、実際には請求日後に作成、取得された文書は対象文書として特定されない。筆者も、川崎市に対する情報公開請求の審査請求において、請求日後に作成、取得された文書であっても原処分を審査請求人に有利変更して、請求日後に作成、取得された文書を対象文書として追加特定することは可能であるから、審査会でも調査されたいと主張したことがあるが、やはり予想通り調査はされなかった。

審査会における追加特定すべき対象文書の調査は、審査会から実施機関及び処分庁に対して書面で照会をして回答を得るという方法が採用されていることが多いのではないかと推測されるが、東京都墨田区は審査会の事務局職員をして、実際に実施機関の書棚を探索させて追加特定すべき対象文書を発見している<sup>xix</sup>。このような追加特定すべき対象文書の探索方法も参考にされてよいのではないかと考える。

なお、石川県鳳珠郡能登町は、情報公開

請求の審査請求手続において、2014年の行審法改正により導入された審理員審理を適用除外としていないため、審理員審理の手続であった。そして、審理員意見書<sup>xx</sup>では対象文書の追加特定を求める筆者の審査請求を棄却すべきとの意見であったが、審査会の答申<sup>xxi</sup>では調査の結果、対象文書が追加特定されて、裁決は審査会の答申に沿った内容であった。

このように、情報公開請求の審査請求手続につき、審理員審理が適用除外となっていない地方公共団体において、審理員意見書と審査会の答申とで結論が異なった場合に裁決ではどのように判断されるか、という問題もあるのではないかと考えられる。おそらく、審査会の答申に沿って裁決がなされるのではないかと考えられるが、そもそも情報公開請求の審査請求手続において審理員審理を適用除外としていない地方公共団体は少ないことからすれば、事例の集積は期待しにくいものがあるように思える（情報公開・個人情報保護審査会委員経験交流フォーラム<sup>xxii</sup>でも質問を試みたが、参加者の中では事例のある地方公共団体はなさそうであった。）。

#### 4 対象文書の追加特定を求めることは不適法とした事例

筆者が審査請求において対象文書の追加特定を求めたことに関して、審査会の答申ではないが、不適法であるとした事例があるので、以下紹介する。

東京都江戸川区は、審査会の調査を経て、他に追加特定すべき対象文書は存在しないとして、対象文書の追加特定を求める部分は棄却すべきとの審査会の答申<sup>xxiii</sup>を受けて、裁決では他に追加特定すべき対象文書の存否を検討して存在しないとした上で、対象文書の追加特定を求める部分は不適法であり、却下するとした<sup>xxiv</sup>。

筆者の対象文書の追加特定については、上記「第5」「1」のとおり、もともと開示請求書の文言から対象文書として特定され

るべきものが他にあるのではないか（特定漏れがあるのではないか）ということから追加特定を求めたものであるが、上記江戸川区と豊島区の事例からすると、もともとの開示請求書の文言を超えて別の文書を対象文書として追加特定するよう求めているように捉えられたのかもしれない。この点については、誤解があるようであれば、審査請求手続の中で適時に説明をすることが必要になるかもしれないと考えられた。

#### 5 対象文書の追加特定はできないものと審理員及び審査会が考えていた事例

筆者が審査請求において対象文書の追加特定を求めたことに関して、審理員及び審査会が対象文書の追加特定はできないものと考えていた事例があるので、後記「第6」 「3」 「(5)」と重複するところがあるが、以下紹介する。

東京都豊島区は、情報公開請求の審査請求手続において審理員審理を適用除外としていないため審理員審理がなされたが、審理員意見書<sup>xxv</sup>において対象文書の追加特定を求める部分は、処分の量的増加を求めるものとして不適法であり、却下すべきとの意見であった。

また、筆者は、さいたま市に対する情報公開請求の審査請求では対象文書の追加特定と不開示処分の取消しを求めていた。審査請求提起後は、実施機関が対象文書を追加特定して開示不開示等決定をして、審査会へ諮問された。

当時のさいたま市の審査会は、会長（学者）1名、弁護士委員3名、行政経験者委員1名で構成されており、審査会意見陳述の案内の送付を受けて筆者は審査会意見陳述の申立てをして審査会意見陳述が実施された。

審査会意見陳述当日、筆者がひととおり意見陳述を終えると、弁護士委員のうち1名から、なぜ対象文書の追加特定を求めるのか、別途情報公開請求をすればいいでは

ないかという質問がなされたり、会長から審査請求書に対象文書の追加特定を求めるとことは書いていないではないかという問いかけがなされたりした。

これらに対しては、本稿23頁「第6」 「3」 「(5)」なお書にも記載しているが、筆者から審査請求では対象文書の追加特定を求めることはできること、他の地方公共団体の審査会でも対象文書の追加特定についての調査審議をしていること、審査請求書の審査請求の趣旨等に対象文書の追加特定を求めることを書いていたこと等を反論した。

そうすると、上記委員及び会長からは、他の地方公共団体のことは知らない、審査請求で対象文書の追加特定を求めることはできないと考えているし、追加特定しないので、意見として述べておく等との発言があった。

結局、さいたま市の審査会意見陳述は平行線に終わったので、後日、さいたま市の審査会の考えが誤りであることを主張する意見書とともに、対象文書の追加特定につき調査審議した他の地方公共団体の審査会答申を複数提出した。

さいたま市の審査会は、答申では、審査会として対象文書の追加特定はせず、実施機関に対して他に対象文書として追加特定すべき文書がないか検討するよう求める結論を出していた<sup>xxvi</sup>。

これは、審査会の委員が情報公開請求の審査請求について誤解をしていたか、無理解であった事例であろうと考えられるが、審査会として実施機関の対象文書の特定に関する主張の妥当性については判断を示すべきであったものとする。

## 第6 口頭意見陳述

### 1 審査庁意見陳述と審査会意見陳述

情報公開請求の審査請求手続においては、審査庁意見陳述と審査会意見陳述の2つの

口頭意見陳述の機会がある。ただし、必ず口頭意見陳述が実施されるとは限らない。

筆者は、地方公共団体に対する情報公開請求の審査請求手続においては、上記2つの口頭意見陳述いずれも申し立てることとしており、筆者自身の経験を踏まえて上記2つの口頭意見陳述について紹介する。

## 2 審査庁意見陳述

(1) 審査庁意見陳述は、審査庁が主宰する口頭意見陳述であり、実施機関や処分庁の担当部署に直接質問をする機会であるが（行審法第31条第5項）、審査会意見陳述と異なり審査会の委員に意見を聴いてもらう機会ではない。

(2) 審査庁意見陳述は、申立てをしなければ実施されない。筆者は、申立てを失念しないように、審査請求書に行審法第31条第1項に基づき口頭意見陳述の申立てをすることを記載するようにしている。

川崎市及び埼玉県本庄市は、審査庁意見陳述の意向確認の案内を送付してきたので、そのときに審査庁意見陳述の申立てをするか選択することができる。

審査庁意見陳述の申立てがあった場合、行審法第31条第1項ただし書に該当する場合を除いて、審査庁意見陳述を実施しなければならない。

東京都江戸川区は、審査庁意見陳述の申立てをすると、通常は審査会意見陳述を案内してその方が審査請求人の意向に整合すると考えられるが、あえて審査庁意見陳述の申立てをする趣旨であるか照会してきたので、審査庁意見陳述と審査会意見陳述の両方を申し立てることを回答したことがある。

なお、筆者は、埼玉県熊谷市に対する情報公開請求の審査請求手続において、審査庁意見陳述を申し立てていたが、実施機関側で審査会意見陳述の申立てをしていたものと誤解していた（としか考えられない電話口での対応であった）ため、審査庁意見陳述と審査会意見陳述の

両方を申立てしている旨を説明し、いずれも実施させたこともある。

(3) 次に、審査庁意見陳述にあたって、補佐人帯同許可申請を行うか、事前に質問事項を作成して提出しておくか検討することになる。

川崎市は、審査庁意見陳述の意向確認とともに、補佐人帯同許可申請を行うか、質問事項の事前提出をするか確認している。

補佐人帯同許可申請をする場合、補佐人の氏名、住所、職業及び補佐人帯同を必要とする理由等を記載した補佐人帯同許可申請書を提出して行う。補佐人は、審査請求をしている案件について専門的知見、詳しい知見を有する者等が適していると考えられる。

補佐人帯同許可申請につき、審査庁の許可があった場合、審査庁意見陳述において審査請求人は、補佐人とともに出頭することができるが、補佐人が単独で出頭して意見陳述をしたり、審査請求人の意思に関係なく補佐人自身の判断で意見陳述及び質問をしたりすることはできない。

筆者は、知り合いの弁護士に依頼して補佐人帯同してもらったことがあり、役割分担して意見陳述や質問を行うことができた。

質問事項を事前に作成して提出するかについては、事前に作成して提出しておいた方が良いのではないかと考えられる。筆者は事前に作成して提出することにしていて、質問事項を事前に作成して提出することにより、審査庁意見陳述の際に、どのように回答するか実施機関に対策を講じられてしまう可能性も否定できないが、質問事項を事前提出せずに当日質問をして、実施機関側から確認しないと分からない等の回答が繰り返されると審査庁意見陳述を申し立てた意味がなくなってしまうように思えるか

らである。

質問事項を事前に作成するにあたっては、審査請求における争点を意識して作成することが必要である。例えば、対象文書の追加特定を求めているのであれば、どのような対象文書が他に存在すると考えられるのかを質問事項に組み込むことになる。

筆者は、審査庁意見陳述を有益なものとするべく、対象文書の追加特定については、法令上作成されていると考えられる対象文書、他の地方公共団体及び行政機関の開示資料と比較して存在すると考えられる対象文書及び既に開示された資料を検討して他に存在すると考えられる対象文書の有無を質問事項に組み込むようしたり、不開示処分の取消しを求めている場合には不開示事由該当性に関する事実の有無等を質問事項に組み込むようにしたりしている。また、筆者は、質問事項を作成するときは、審査会意見陳述で陳述する内容を意識しながら作成するようにしている。

例えば、筆者の岩手県釜石市に対する情報公開請求は、地方公共団体内部から職員が特定個人情報情報を外部に送信して特定個人情報大量漏洩した経過がわかるもの一切であるが、開示された資料を検討すると、特定個人情報漏洩した本人に対する謝罪文やそれに類する書類があるのではないかと考えられたことから、質問事項に組み込んで当日質問したところ、存在するとの実施機関からの回答がなされたことがある。

- (4) 審査庁意見陳述当日は、指定された時間までに指定された場所に到着するようにして、本人確認される場合に備えて身分確認書類を持参すると良い。審査庁意見陳述の場合、市役所等で案内係の職員に審査庁意見陳述の会場へ案内してもらえる。なお、筆者が行った審査庁意見陳述については、開始時間までは空い

ている会議室で待つように指示され、審査庁意見陳述の会場の扉の前等で待たされることはなかった。

審査庁意見陳述では、進行役の職員、記録係の職員に加えて、実施機関や処分庁の担当部署の職員（課長、課長補佐、係長等の職員が出席していることがほとんどである。）が出席する。

審査庁意見陳述が始まると、まず職員から意見陳述の流れ、注意事項等の説明がある。

その後、審査請求をした趣旨及び理由並びに審査庁意見陳述を申し立てた理由等の説明を求められることが多いので、それらを陳述する。陳述時間を指定されないこともあるが、概ね 10 分か 20 分は陳述時間を確保してくれることが多かった。補佐人帯同する場合には、補佐人と役割分担して陳述してもよい。

そして、事前に提出した質問事項に沿って、質疑応答を行う。当日の実施機関側からの回答を踏まえて、現場判断で追加質問をすることもあるので、その回答のメモを取りながら質疑応答を行う。補佐人帯同する場合には、補佐人と役割分担してもよい。

東京都豊島区は、情報公開請求の審査請求手続において審理員審理を適用除外としていないため審理員審理であったが、審査庁意見陳述には審理員も出席して、進行役を担っていた。また、審査庁意見陳述において実施機関の職員が曖昧な回答をしたときには、明確に回答するよう促す等、的確な進行をしていた。

なお、審査請求人側としては、意見陳述及び質疑応答の際に、行政側に対する不平、不満等を述べるだけの場にならないように留意する必要がある。審査庁意見陳述はもともとそのような場ではないし、争点と関連性のない陳述であるとして、陳述制限される可能性もある（行審法第 31 条第 4 項）。

(5) 審査庁意見陳述を終えた後は、審査庁意見陳述の記録の送付を求めておく方が良いと考えられる。これにより、自身の陳述内容や質疑応答の内容を後から確認でき、審査会意見陳述に備えることができるからである。

(6) 筆者が、埼玉県熊谷市に対して行った「2016年に埼玉県熊谷市の夫婦が親族名義の個人番号カード申請書を不正入手して、同親族になりすまして個人番号カードを詐取した事件の経過がわかるもの一切」の情報公開請求の審査請求手続における審査庁意見陳述は実際に以下のとおり行った。

ア 審査請求は2021年9月21日付で提起し、審査庁意見陳述の日程は、2021年12月17日（金）に決まり、質問通告書の提出を求められたので、同月7日頃には質問通告書を提出した。

審査請求では、対象文書の追加特定と非公開部分のうち、個人番号カード詐取時の受取時の状況、言動、既決犯罪通知書、個人番号カード事務処理状況、発言内容等の非公開処分の取消しを求めている。

そして、公開資料を検討して、対象文書については、個人情報保護委員会からの指導、立入検査、勧告及び命令等の権限行使に関する文書、熊谷市としての原因分析、再発防止策等の検討に関する文書、番号制度を所管する国の機関とのなりすましの原因分析、再発防止等についての協議、審議等に関する文書、刑事記録、なりすましをした者に直接対応した職員からの聞き取り記録、熊谷市議会から交付された文書及び記録等の存在が考えられたので、質問通告書に質問事項として記載した。

また、非公開処分の取消しに関しては、公開により、どのような個人の権利利益が侵害されるか、非公開部分が個人の情報として保護されるべき必要

性が高いとする理由等を質問事項として記載した。

イ 審査庁意見陳述は、2021年12月17日（金）午前9時55分から、熊谷市役所本庁舎3階会議室302で行われた。

午前9時30分頃に市役所に到着すると、控室に通され、時間になると会場に案内された。入口から会議室に入ると、審査請求人の席があり、正面には処分庁の職員がいて、記録係の職員もいた。処分庁からは、市民部市民課の課長及び副課長、江南行政センターの所長と主査が出席していた。

はじめに、進行役の職員から口頭意見陳述の流れ、注意事項の説明があった。その後、審査請求の趣旨を簡潔に陳述してほしいとのことであったので、5分程度で他に存在すると考えられる対象文書の追加特定を求めるとともに、非公開部分のうち個人番号カード詐取時の受取時の状況、言動、既決犯罪通知書、個人番号カード事務処理状況、発言内容等の非公開処分の取消しを求めることを陳述した。

その後、事前に提出した質問通告書に沿って、質疑応答を行った。

対象文書については、個人情報保護委員会からの指導、立入検査、勧告及び命令等の権限行使に関する文書に関してはそれら権限行使がされていないため存在しない、熊谷市としての原因分析、再発防止策等の検討に関する文書に関しては事務処理要領の再確認を行い要領を逸脱した事務処理を行っていないか等の事務処理手順のチェックを行った、番号制度を所管する国の機関とのなりすましの原因分析、再発防止等についての協議、審議等に関する文書に関しては協議、審議等をしていないため存在しない、刑事記録は捜査機関から提供を受けていないため存在しない、なりすましをした者に直接対

応した職員からの聞き取り記録に関しては直接対応した職員に詳しい経緯の聞き取りを行ったので記録は存在する、熊谷市議会から交付された文書及び記録は存在しない、との回答であった。

非公開処分の取消しに関しては、公開により個人の人格に直接結びつく重要なプライバシー権を侵害することになる、なりすましの原因を分析し再発防止につなげるための情報として公開する公益的利益と非公開とすることで保護される個人の権利利益を比較して個人の権利利益を保護する必要性が高いと判断した、個人に関する情報についてはその違法性の有無にかかわらず保護すべきであるとの回答であった。

このように質疑応答を行い、審査庁意見陳述は午前10時35分に終了した。  
ウ なお、後日、口頭意見陳述聴取結果記録書が筆者のもとへ送付された。

### 3 審査会意見陳述

(1) 審査会意見陳述は、審査庁意見陳述と異なり、審査請求について調査審議して答申という形で判断を示す審査会の委員に意見を聴いてもらう機会である。実施機関や処分庁の担当部署の職員は同席しないことがほとんどであるが、埼玉県深谷市は、審査会意見陳述に実施機関の職員が同席して、実施機関の職員も意見を述べる機会がある。

(2) 審査会意見陳述は、申立てをしないと実施されない。審査会意見陳述については、審査庁意見陳述よりは意向確認の案内が送付されることがあり、川崎市、さいたま市、東京都墨田区、埼玉県深谷市等は審査会意見陳述の案内を送付していた。

ただし、審査会意見陳述は、申立てをしても実施されるか否かについては、根拠法令における規定等（義務規定であるか裁量規定であるか等）にも左右されるところがあり、例えば東京都情報公開・

個人情報保護審査会は口頭意見陳述を実施しないとしているほか、横浜市情報公開・個人情報保護審査会や総務省情報公開・個人情報保護審査会は、申立てをしてもほとんど審査会意見陳述を実施していないようである。

筆者は、基本的に関東近辺の地方公共団体であれば、根拠法令等を確認した上で審査会意見陳述を申し立てるようにしている。

(3) 審査会意見陳述に向けた準備として、審査庁意見陳述と同様に、審査会意見陳述においても補佐人帯同許可申請をすることができる。

審査庁意見陳述と同様に補佐人帯同許可申請をする場合、補佐人の氏名、住所、職業及び補佐人帯同を必要とする理由等を記載した補佐人帯同許可申請書を提出して行く。補佐人は、審査請求をしている案件について専門的知見、詳しい知見を有する者等が適していると考えられる。

例えば、教科書採択関係書類に関する情報公開請求の審査請求手続における審査会意見陳述において、請求人本人では十分な陳述をなしえない点、具体的には教育行政学の学者には子どもの学習権及び親・教師の教育内容決定権と教科書選択について、他の市町村での採択過程と公開の実情について明らかにしてもらおう、出版関係の労働組合員には教科書についての営業活動の現状と採択過程公開による影響について、公開による教科書作りへのメリットについて明らかにしてもらおう、学校の教員には現場の教員としての立場から採択理由不明のまま特定教科書を使用することの問題点、教員の教科書に対する考え方への影響などについて明らかにしてもらおう、という理由で補佐人帯同許可申請をした例もある。

補佐人帯同許可申請につき、許可があ

った場合、審査会意見陳述において審査請求人は、補佐人とともに出頭することができるが、補佐人が単独で出頭して意見陳述をしたり、審査請求人の意思に関係なく補佐人自身の判断で意見陳述及び質問をしたりすることはできない。

筆者は、知り合いの弁護士に依頼して補佐人帯同してもらったことがあり、役割分担して意見陳述を行うことができた。

前述の教科書採択関係書類に関する情報公開請求の審査請求手続における審査会意見陳述の例では、請求人は公開請求をした動機、提出書面の補充点、特定自治体の教育委員会を含む市政の問題点、学校教育と市民、父母、教員と教育行政のあり方等について陳述する、教育行政学の学者は教育行政学の専門家として、教科書採択と情報公開の諸問題につき、争点にかかわる理論的問題と他の自治体などの具体例を通して総合的に陳述する、弁護士は法律家として、また各地の情報公開問題に立ち会ってきた経験から、条例とその運用上の問題点に関して当該案件に即して陳述する、市民は市民の立場から、また自己の情報公開をめぐる経験例や各地の実例を具体的に陳述する、という役割分担をして意見陳述を行っている。

一方、審査庁意見陳述と異なり、質問事項を事前に作成して提出するわけではない。審査会意見陳述が実施される頃には、既に弁明書及び反論書等で主張反論のやり取りがなされているほか、審査庁意見陳述を行っている場合には実施機関からなされた回答もあるので、それらを踏まえて審査会意見陳述で陳述する内容を検討しておくことになる。

筆者は、実施機関との主張反論のやり取り、審査庁意見陳述において実施機関からなされた回答、行審法第38条第1項に基づき物件提出要求を行って提出さ

れた物件、他の地方公共団体及び行政機関における原処分内容、既に実施機関から開示された資料並びに他の地方公共団体及び行政機関から開示された資料等を踏まえて陳述内容を検討するようにしている。また、他の地方公共団体及び行政機関から開示された資料、他の地方公共団体の審査会の答申及び裁決等、審査会意見陳述で言及する資料等は事前に提出している。

(4) 審査庁意見陳述と同様、審査会意見陳述当日は、指定された時間までに指定された場所に到着するようにして、本人確認される場合に備えて身分確認書類を持参すると良い。また、市役所等で案内係の職員に審査会意見陳述の会場へ案内してもらえる。なお、筆者が行った審査会意見陳述については、審査庁意見陳述と同様、開始時間までは空いている会議室で待つように指示され、審査会意見陳述の会場の扉の前等で待たされることはなかった。

審査会意見陳述では、審査会の委員に加えて、審査会事務局職員（事務手続説明の職員、記録係の職員等）が出席する。

審査会意見陳述が始まると、まず事務局職員から意見陳述の流れ、注意事項等の説明がある。

それから審査請求人の意見陳述が始まるので、事前準備に沿って陳述する。陳述時間は指定されないこともあるが、15分や20分等と陳述時間を指定されることもあった。

審査会意見陳述では、必要に応じて事前に提出した資料の見方、読み方等を補足することもある。意見陳述の時間が指定されている場合には、時間内に陳述を終えられるようにする。補佐人帯同する場合には、補佐人と役割分担して陳述してもよい。

なお、審査請求人側としては、審査庁意見陳述と同様、行政側に対する不平、

不満等を述べるだけの場にならないように留意する必要がある。ただし、対象文書の追加特定、不開示事由該当性等に関して有効な陳述内容を考えることはなかなか難しい。

意見陳述後には、審査会の委員から陳述内容も含めて審査請求に関して質問されることがある。筆者が経験した中では、例えば事前提出した資料の見方が分からないので教えてほしいという質問をされたときには資料の見方を補足説明したことがある。ほかにも、対象文書の探索方法としてどのようなものかを考えているかとの質問をされたときには事前提出した他の地方公共団体の審査会答申における対象文書の探索方法を指摘して参考にしてほしいと説明したこともある。

このような質疑応答から、審査会の委員の問題意識がうかがえることもある。

- (5) 審査会意見陳述を終えると、その後は審査会が調査審議をして答申をすることになるが、審査会によっては意見陳述を踏まえた主張書面の提出の予定があるか尋ねられることがある。

埼玉県深谷市の審査会は、審査会意見陳述までの経過を踏まえて最終主張書面の提出の予定があるかの意向確認をしており、筆者は最終主張書面を作成して提出したことがある。

なお、本稿 17 頁「第 5」「5」のさいたま市に関する事例のことであるが、筆者は、さいたま市の審査会意見陳述において、対象文書の追加特定を求めたところ、審査会としては対象文書の追加特定はできないと考えていて、対象文書の追加特定はしないと言われたことがある。おそらく審査会の調査審議のあり方について誤解をしていたのではないかと考えられるが、審査会意見陳述の現場で対象文書の追加特定はできることを指摘するとともに、審査会意見陳述後に他の

審査会の答申を複数提出して、対象文書の追加特定はできるし、実際に行われていることを指摘する書面を提出したこともある。審査会の委員の言動に誤解等があると考えられる場合にはこのような対応も必要になると実感した出来事であった。

- (6) 筆者が、埼玉県熊谷市に対して行った「2016 年に埼玉県熊谷市の夫婦が親族名義の個人番号カード申請書を不正入手して、同親族になりすまして個人番号カードを詐取した事件の経過がわかるもの一切」の情報公開請求の審査請求手続における審査会意見陳述は実際に以下のとおり行った。

ア 審査請求は 2021 年 9 月 21 日付で提起し、前述のとおり審査庁意見陳述は 2021 年 12 月 17 日（金）午前 9 時 55 分から午前 10 時 35 分で行われ、審査会意見陳述は同日午後 1 時過ぎから行われた。

既に午前中に審査庁意見陳述を行っていて熊谷市役所にいたので、そのまま時間通りに会場に到着した。

イ 入口から会議室に入ると、審査請求人の席があり、正面方向に審査会委員 3 名が出席していた。審査会の委員 1 名は弁護士であったが、会長及びもう 1 名の委員の属性は不明であった。なお、進行役及び記録係の職員も出席していた。

はじめに進行役の職員から口頭意見陳述の流れ、注意事項の説明があり、その後、筆者が意見陳述することとなった。

まず、5 分程度で口頭意見陳述を申し立てた理由を陳述した。番号制度のもとでなりすましができた事件は複数あるほか、番号法第 10 条第 1 項に違反して委託元の許諾を得ずに個人番号を扱う業務を再委託して特定個人情報漏えいしたという事案について情報

公開請求、審査請求をする中で、熊谷市においてはほかにも対象文書として追加特定すべき文書、記録が存在すると考えられることから対象文書の追加特定を求めるとともに、取消しを求めている非公開処分についても非公開事由に該当しないことについて審査請求書、意見書での主張に加えて、意見陳述で補足するべく、口頭意見陳述を申し立てたことを陳述した。

そして、対象文書の追加特定については、番号法第10条第1項に違反して委託元の許諾を得ずに個人番号を扱う業務を再委託して特定個人情報が大量漏えいしたという事案についての情報公開請求では、事件に対する市民、国民からの問合せに行政機関としてどのように回答するかを記載した想定問答が対象文書として特定されたことから、成りすましによる個人番号カード詐取の事件につき市民、国民からの問合せにどのように回答するかを記載した想定問答が存在すると考えられ、そのような文書が存在するのであれば対象文書として追加特定すべきであることを陳述した。

また、熊谷市のほか、東京都江戸川区、石川県鳳珠郡能登町、埼玉県ふじみ野市においても、なりすましにより個人番号カードが詐取されたり、特別定額給付金が詐取されたりする事件が発生していることから、番号制度下においてなりすまし事件が発生した自治体、個人情報保護委員会等により、事件への対応等を検討した会合が開催されていることが考えられ、そのような文書、記録が存在するのであれば、対象文書として特定すべきであることも陳述した。

そのほか、審査庁意見陳述における実施機関のなりすましをした者に直接対応した職員からの聞き取り記録は存

在するとの回答及び事務処理要領の再確認を行い要領を逸脱した事務処理を行っていないか等の事務処理手順のチェックを行ったとの回答から、同記録及び事務処理要領を対象文書として追加特定すべきであることを陳述した。

一方、非公開処分の取消しについては、特定個人情報という重要性の高い情報を扱う場面において、なりすましがなされて関係者のプライバシー権のほか、番号制度についての安全性、番号制度に対する市民・国民の信用に脅威がもたらされたことからすれば、市民・国民のプライバシー権侵害の防止、番号制度に対する市民・国民の信頼回復のため、なりすましについての問題点を検討して、番号制度に対する国民の信用を回復するべく、具体的な受取時の状況、言動、発言内容等を公開する必要性、公益的な利益は大きいことを陳述した。

また、熊谷市におけるなりすましにより個人番号カードが詐取された事案は報道されて広く知れ渡っていること、受取時の状況、言動、発言内容等はまさになりすまし行為をしている場面であり、欺罔行為そのもので、詐欺罪、有印私文書偽造・同行使罪、番号法違反の罪等の構成要件に該当する明らかな違法行為であるから、このような明らかな違法行為に関する情報について非公開処分にして保護すべき利益など存在しないことも陳述した。

さらに、なりすましが発生したふじみ野市の情報任意的公開回答書を事前提出資料として提出しておき、公開しない部分は、被告訴人の氏名、生年月日、年齢、なりすまされた者の氏名、電話番号、生年月日、口座番号、口座名義とされており、受取時の状況、言動、発言内容等は公開しない部分とはされていないことから、他の地方

公共団体との比較も踏まえて、受取時の状況、言動、発言内容等は非公開事由には該当しないことも陳述した。

筆者の意見陳述の後、対象文書の追加特定については、審査会の委員から特に質問はなかった。弁護士の委員から、先ほどの非公開処分の取消しに関する陳述につき、なりすましにより個人番号カードを詐取することは違法であるから、個人識別情報としての要保護性は減退するという主張ですか、という質問があったので、そのとおりであると述べた。また、当該なりすましの事案は報道されて知れ渡っているから、非公開とされている部分も既に公になっているのではないかという趣旨の主張ですか、との質問もなされたので、そのとおりであると述べた。

ウ このように意見陳述及び審査会委員との質疑応答をして、審査会意見陳述を終えた。時間は概ね30分から40分であった。

特定個人情報の各漏洩事故を契機に、一定数の地方公共団体及び行政機関に対して情報公開請求及び審査請求をすることになったので、請求人の立場から審査請求手続にみられた問題点を探り、適正な制度運用及び充実した審理を実現するために今後の運用の在り方を考察することを企図した。

情報公開請求の審査請求については、ほとんどの案件で弁護士の関与がなく、そのために主張立証が不十分であったこと、審査請求人側に弁護士の積極的な関与が増え、多くの弁護士、当事者に審査会の手続についての理解を深めていただくことは審査会の判断の質の向上につながる、との指摘もある<sup>xxvii</sup>。

このような指摘も踏まえて、対象となった地方公共団体及び行政機関は限られていたものの、実際の審査請求手続の在り方、口頭意見陳述の在り方、審査会の手続等についての情報は多くはないように思われるので、それらを共有する意義は大きいと考えられることから、報告した次第である。

以上

## 第7 結語

<sup>i</sup> 情報公開に関する連絡会議申合せ 不服申立て事案の事務処理の迅速化について 平成17年8月3日

<sup>ii</sup> 令和5年度は54件（総務省情報公開・個人情報保護審査会令和5年度活動概況21頁）、令和4年度は28件（総務省情報公開・個人情報保護審査会令和4年度活動概況21頁）、令和3年度は36件（総務省情報公開・個人情報保護審査会令和3年度活動概況22頁）である。

<sup>iii</sup> 森田明「論点解説 情報公開・個人情報保護審査会答申例」216頁（日本評論社、2016年）

<sup>iv</sup> 総務省情報公開・個人情報保護審査会平成

29年度活動概況21頁、総務省情報公開・個人情報保護審査会 平成29年度（行情）答申第527号

<sup>v</sup> 令和3年11月18日 深谷市情報公開条例第19条第1項の規定に基づく諮問について（答申） 深谷市情報公開審査会答申第5号

<sup>vi</sup> 前掲注 i

<sup>vii</sup> 日本弁護士連合会行政訴訟センター「行政不服審査法の実務と書式〔第2版〕」81頁（民事法研究会、2020年）

<sup>viii</sup> 前掲注 vii 83頁 84頁

<sup>ix</sup> 令和3年3月19日 江戸川区情報公開条例第18条の2の規定に基づく諮問について（答

申)

x 令和3年4月20日 公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求について(答申)(3川情個第3号)

xi 令和4年4月28日 総務省情報公開・個人情報保護審査会 令和4年度(行情)答申第10号、令和4年8月4日 総務省情報公開・個人情報保護審査会 令和4年度(行情)答申第168号、令和4年8月4日 総務省情報公開・個人情報保護審査会 令和4年度(行情)答申第169号

xii 令和元年12月3日 審理員意見書 元豊審理員発第34号

xiii 令和2年12月22日 豊島区行政不服審査会 答申第19号

xiv 令和3年6月22日 墨田区行政不服審査会 答申(諮問番号:令和元年度諮問第3号)

xv 一般財団法人 行政管理研究センター「季報 情報公開個人情報保護第52号」1頁2頁(平成26年)

xvi 令和4年3月31日 審理員意見書 3豊審理員発第37号、令和5年3月1日 豊島区行政不服審査会 答申第27号

xvii 令和3年12月9日 総務省情報公開・個人情報保護審査会 令和3年度(行情)答申第400号及び同第401号

xviii 令和5年度は情報公開160件、個人情報保護30件(総務省情報公開・個人情報保護審査会令和5年度活動概況4頁)、令和4年度は情報公開130件、個人情報保護34件(総務省情

報公開・個人情報保護審査会令和4年度活動概況4頁)、令和3年度は情報公開68件、個人情報保護34件(総務省情報公開・個人情報保護審査会令和3年度活動概況4頁)の件数となっている。

xix 前掲注xiv

xx 令和4年3月4日 能登町行政不服審査会への諮問等について(通知) 総第985号 審理員意見書

xxi 令和4年5月11日 能登町行政不服審査会 答申書

xxii 情報公開・個人情報保護審査会委員経験交流フォーラムは、広く全国の情報公開制度、個人情報保護制度の運用等に携わっている審査会、審議会の委員、事務局職員、その他情報公開・個人情報保護制度に関係する方々の参加を得て開催するものであり、同フォーラムを通じて、新たな制度の理解の促進を図るとともに、国・地方における審査会、審議会の委員及び事務局職員等の中で、情報公開制度及び個人情報保護制度に係る運用上の諸課題について、意見交換を行うこと等を開催趣旨としている。

xxiii 前掲注ix

xxiv 令和3年8月16日 裁決書 21総法送第26号

xxv 前掲注xii

xxvi 令和3年12月24日 答申書 さ情審査答申第211号

xxvii 前掲注vii87頁

# スポーツ事故補償と損益相殺

Compensation for Sports Accidents and Offsetting Benefits against Damages

川原 佑基（港北中央法律事務所・神奈川県弁護士会スポーツ法研究会）

## 第1 はじめに

この論文においては、スポーツ事故補償と損益相殺について取り扱うが、具体的には、災害共済給付、柔道の見舞金、スポーツ安全保険の傷害保険の3つの補償制度の損益相殺について、災害共済給付を中心に確認をしていくものである。

## 第2 災害共済給付

### 1. 災害共済給付とは

災害共済給付とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC。以下、「振興センター」とする。）と学校等の設置者との契約（災害共済給付契約）により、「学校の管理下」における児童生徒等の災害に対して災害共済給付を行うもので、その運営に要する経費を国、学校等の設置者及び保護者の三者で負担する互助共済制度とされている。

そして、この災害共済給付には細かいものを除くと大きく分けて医療費の見舞金と障害見舞金と死亡見舞金という3つの見舞金がある。

### 2. 災害共済給付の損益相殺総論

#### (1) 災害共済給付を損益相殺対象と認める理

<sup>1</sup>障害見舞金につき支給決定が出ているものの、被害者が障害見舞金を現実に受け取っていない場合に障害見舞金の損益相殺を否

由

災害共済給付は日本スポーツ振興センターと学校設置者との間で免責の特約が結ばれている場合、学校設置者は独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下、「センター法」とする。）31条1項に基づき災害共済給付で支給された価額の限度でその損害賠償の責めを免れることができるものとされている。しかし、災害共済給付が支給されるような事故が発生した場合、学校設置者に限らず、加害生徒や教職員等も事故の責任主体となる場合が有り得る。そこで免責特約を結んだ学校設置者以外が責任主体となる場合に災害共済給付が損益相殺の対象となるか問題となるが、少なくとも被害者側が現実に災害共済給付金を受領した場合は、裁判例上災害共済給付が損益相殺の対象となるという事で確立されている。<sup>1</sup>

その理由としては、裁判例上、

- ① 学校の設置者が国家賠償法等による損害賠償の責任を負う場合、振興センターが災害共済給付を行ったときは、当該学校の設置者はその価額の限度においてその損害賠償の責めを免れることができること（センター法31条1項）

定した裁判例として東京地方裁判所令和6年3月26日判決がある。

② 振興センターは、災害共済給付を行った場合、当該給付事由の発生につき、国家賠償法等による損害賠償の責任者があるときは、その給付の価額の限度において、当該災害に係る生徒等がその者に対して有する損害賠償の請求権を取得することができること（センター法31条2項）

③ 生徒等が国家賠償法等により災害共済給付の給付事由と同一の事由について損害賠償を受けたときは、振興センターはその価額の限度において災害共済給付を行わないことができること（センター法施行令3条3項）

の3点が基本的には挙げられている。

このうち、①は振興センターが災害共済給付を行った場合にその給付額と学校設置者が責任を免れる金額が一致することを意味し、災害共済給付が損害を補填するものと考えて差し支えないことを示しているものと考えられる。<sup>2</sup>

次に②はいわゆる代位規定の存在を理由とするもので、この代位規定の存在を理由として損益相殺を肯定するものは災害共済給付に限らず非常に多い。

代位規定とは災害共済給付でいうと振興センターが給付金を支給した後にその給付の限度で被害者が加害者に対して有している損害賠償請求権を振興センターが代位取得できる規定のことをいう。このように代位規定が存在する場合、振興センターは給付金につき加害者に対す

る求償権を取得することになるため、その給付金は損害を補填するものとして理解して差し支えない。

最後に③は学校等から被害者が損害賠償金の支払を受けた場合、支払いを受けた金額分は災害共済給付の請求ができないことを意味する。そのため、まさに災害共済給付が損害の補填に対応していることを意味するものといえ、損益相殺を肯定する理由の1つとして挙げられている。

(2) 保護者が経費を負担していることから損益相殺が否定されないか

この点、別方向からの視点として災害共済給付は保護者もその経費を負担している以上、給付金はその対価であり、損益相殺の対象とならないと主張し、争われた事案がある。

この視点は例えば事故で死亡した者を被保険者とする生命保険金が損益相殺の対象とならない理由として挙げられているもので、損益相殺の対象となるか否かを考える上での重要な考慮要素の1つである。

この点については、静岡地方裁判所沼津支部平成7年4月19日判決において、「日本体育・学校健康センター法（筆者注：今のセンター法）二一条一項によれば、災害共済給付契約の当事者はあくまでも学校設置者であるのみか、保護者からの徴収金につき政令で定めるそ

<sup>2</sup> 学校設置者が振興センターとの間で免責の特約を結ぶことで学校設置者は免責の効果を得られるが、その場合でも学校設置者以

外の責任主体（いじめ加害者、その親権者、教職員等）は免責の効果を受けられるものではない。

の額は小額であって、災害共済給付金の対価と目される程のものでもないから、右原告らが受領した死亡見舞金は本件事故とは別個独立に締結された契約に基づく掛金の対価としての給付であるとは到底いえない。」と判示されている。災害共済給付の保護者負担額の小ささから災害共済給付金の対価とはいえないと言い切り、生命保険等との違いを指摘し、損益相殺の対象外としたものである。

このように経費を支払っていてもその金額が小さい場合は損益相殺を否定する理由として機能しないという視点は他の補償制度が損益相殺の対象となるか否かを考えるうえでも重要な視点となる。

### 3. 災害共済給付の損益相殺各論

#### (1) 損益相殺の範囲

ここからは災害共済給付の各種見舞金の損益相殺の範囲について確認していくが、その前提として損益相殺の範囲によって損害賠償の金額がどのように変動するかについて以下の事案を基に簡単に確認したい。

#### <事案>

Xは学校管理下の事故により治療関係費10万円、傷害慰謝料10万円の損害が生じ、振興センターから医療費の見舞金10万円が支給された。もっとも、この事故につきXにも5割の過失が認められた。

まず損害の範囲を限定せずに過失相殺後の損

害額全体から見舞金を控除した場合、治療関係費と傷害慰謝料の合計20万円から5割の過失相殺を行い、見舞金の金額を差し引くことになる。

そうすると(10万円(治療関係費)+10万円(傷害慰謝料)-(10万円(治療関係費)+10万円(傷害慰謝料))×50%(過失分)-10万円(見舞金)で請求額は0円となる。

他方で後述のように医療費の見舞金は治療関係費との間でのみ損益相殺対象となると考える裁判例が多いところ、このように損益相殺の範囲を治療関係費に限定すると損益相殺は治療関係費との間でのみ行われる。そうすると、治療関係費を0円としたうえで残りの損害との間では損益相殺を行わないこととなる。

具体的には、上記の事案を基にすると、10万円(傷害慰謝料)-10万円(傷害慰謝料)×50%(過失分)でXは5万円の請求が可能となる。

このように、損益相殺が認められる場合、その範囲をどのように解するかによって損害賠償として認められる金額が変動することになるため、この点は実務上も非常に重要な点である。

以下、各種見舞金につきその損益相殺の範囲を確認していく。

#### (2) 医療費の見舞金

##### ア 医療費の見舞金とは

医療費の見舞金は、健康保険使用前提の治療関係費の金額を補填するものであるが、療養に

伴って要する費用として医療費総額の10分の1も支給されるので、合計で治療関係費の10分の4の金額が支給されることになるのが原則である（センター法施行令3条1項1号）。

ただし、センター法施行令3条4項に「センターは、学校の管理下における児童生徒等の災害（法第十五条第一項第七号に規定する災害をいう。以下同じ。）について、当該児童生徒等が他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養若しくは療養費の支給を受け、又は補償若しくは給付を受けたときは、その受けた限度において、災害共済給付を行わない」との定めがある。

そのため、子供の医療費の一部を助成する自治体もあるが、そのように自治体などから治療関係費の支給を別途受けている場合には、その分を控除した給付金が支給されることとなる。

#### イ 医療費の見舞金の損益相殺の範囲

この医療費の見舞金の損益相殺について裁判例は治療関係費の損害との間で相互補完関係があることが明確なため、治療関係費の限度で損益相殺を認めるというものが多数となっている<sup>3</sup>。

ただ、特に古い裁判例で顕著であるが、原告

が損益相殺の範囲に関する主張をしていないために損益相殺の範囲を治療関係費に限定せず過失相殺後の損害額全体から損益相殺を行った裁判例も相当数存在する。

もっとも、前述のように医療費の見舞金は療養に伴って要する費用として医療費総額の10分の1の金額も支給することから、この点を捉えて治療関係費のみならず通院交通費等の損害も補填するものと判示する裁判例も存在する。<sup>4</sup>

#### (3) 障害見舞金

障害見舞金は、「後遺障害が認定された場合認定された障害の等級に応じて88万円～4000万円の範囲で支給するもの」である（センター法施行令3条1項2号）。

障害見舞金の損益相殺について裁判例は後遺障害慰謝料と逸失利益の損害との間で相互補完関係があることが明確なため、後遺障害慰謝料と逸失利益の限度で損益相殺を認めるというものが多数となっている<sup>5</sup>。

災害共済給付金の対象となるのは児童生徒等の損害である以上、後遺障害の存在が認められれば後遺障害慰謝料と逸失利益は認められるところ、障害見舞金は後遺障害の存在が認められてはじめて支給されるものであることから、後

<sup>3</sup> 横浜地方裁判所平成23年12月27日判決、福岡地方裁判所平成25年9月19日判決、さいたま地方裁判所平成29年4月26日判決、広島地方裁判所平成30年3月30日判決、水戸地方裁判所土浦支部平成30年7月18日判決、高松地方裁判所令和2年5月22日判決、松山地方裁判所令和6年2月28日判決等

<sup>4</sup> 入院雑費も対象に含めるものとして神戸地方裁判所平成21年

10月27日判決、通院交通費も対象に含めるものとして福岡高等裁判所平成20年11月25日判決。

<sup>5</sup> 大阪地方裁判所平成7年3月24日判決、広島地方裁判所平成30年3月30日判決、高松地方裁判所令和2年5月22日判決、岡山地方裁判所令和3年4月20日判決

遺障害慰謝料と逸失利益の損害との間で相互補完関係があると考えられているものと思われる。

もっとも、障害見舞金についても原告が損益相殺の範囲に関する主張をしていないために損益相殺の範囲を限定しなかった裁判例も相当数存在する。

#### (4) 死亡見舞金

##### ア はじめに

死亡見舞金は、学校管理下での事故で死亡した場合に原則3000万円の見舞金を支給するものである（センター法施行令3条1項3号）。<sup>6</sup>

そして、死亡見舞金の損益相殺についてはかなり裁判例の判断が割れている。

具体的には、逸失利益の限度で損益相殺を認めるもの、過失相殺後の損害額全体からの損益相殺とするもののその中でもまずは確定遅延損害金からの損益相殺とするもの、過失相殺後の損害額全体からの損益相殺とし、確定遅延損害金からでなく元本からの損益相殺としたものに分かれている。

##### イ 損益相殺の範囲を逸失利益の範囲に限定すべきと判示した裁判例

まず、逸失利益の限度での損益相殺とするか、過失相殺後の損害額全体からの損益相殺と

するかという点についてであるが、損益相殺の範囲を逸失利益に限定する判断をした裁判例から概観していく。

このように判断した裁判例としては、

①横浜地方裁判所平成4年3月5日判決

②神戸地方裁判所平成22年5月19日判決

③大津地方裁判所平成25年5月14日判決

④福岡地方裁判所令和3年1月22日

⑤大分地方裁判所平成16年7月29日判決

が存在する。

この点、①～④の4つの裁判例は以下のように結論と理由の関係がトートロジーであったり、結論に結び付いた理由付けとなっていなかったりと、逸失利益に損益相殺の範囲を限定する理由の説明は不十分なように思われるが、⑤のみしっかりとした理由が示されている。

##### ① 横浜地方裁判所平成4年3月5日判決

「死亡見舞金と損害賠償とが同一の事由の関係にあることを肯定できるのは、財産的損害のうちの消極損害（いわゆる逸失利益）に限られるというべきである。」

##### ② 神戸地方裁判所平成22年5月19日判決

「センター法1条1項6号に定める災害共済給付の種類は、医療費、障害見舞金（障害の程度に応じて給付金額が定まる。）、死亡見舞金の3つであること（センター法施行令3条

<sup>6</sup> 死亡見舞金については補償金額の改定が随時行われている関係で裁判例においてはその時期によって給付金額が異なるので、注

意が必要である。

1項) からすると、センター法15条1項6号、同法施行令3条1項3号に定める死亡見舞金は、学校管理下における災害によって死亡した児童生徒等の得べかりし利益を補償し、もって、その損害を填補する目的を有するものと解するのが相当である。」

### ③ 大津地方裁判所平成25年5月14日判決

「災害共済給付契約に基づく給付金の種類は、医療費、障害見舞金及び死亡見舞金の3種類に限定されており(同法施行令3条)、医療費については、同法施行令3条1号イないしニの規定に照らせば、当該生徒等が災害により被った傷害により必要となる医療費を填補する目的で給付されるものであると認められる。また、障害見舞金及び死亡見舞金については、障害見舞金の給付額が当該生徒等が負った障害の程度によって給付額が異なること等にかんがみれば、災害によって当該生徒等に生じた逸失利益等を填補する目的で給付されるものであることが認められる。このように、災害共済給付契約に基づき給付される災害共済給付金は、法令上、当該生徒等に生じた損害のうち限定された範囲の損害を填補することを目的としているものと解されるから、このような給付金の性質に照らせば、死亡見舞金は、当該見舞金が填補の対象としている当該生徒等の逸失利益自体、すなわちその元本との間で損益相殺を行うべきであり、これに対する遅延損害金が発生している

ものとして当該遅延損害金に充当することは相当ではない。」

### ④ 福岡地方裁判所令和3年1月22日判決

「同法15条1項7号に規定する死亡見舞金は、学校管理下における災害によって死亡した児童生徒等の得べかりし利益を補償し、もって、その損害を填補する目的を有するものと解するのが相当であるから、上記の損害賠償責任の免除は、原告X1及び原告X2が相続した本生徒の逸失利益(上記(1)ア)についてすべきである。」

### ⑤ 大分地方裁判所平成16年7月29日判決

「実際の運用においても、医療費については、通院費、入院雑費、介添えなどのための親等の休業補償等との間で、障害見舞金及び死亡見舞金については、慰謝料、葬祭費、物的損害に対する弁償との間でいずれも災害給付金と調整を行わない(ただし、名目は慰謝料等となっているが、実質は逸失利益の補填と解される場合は、調整を行う。)とされていること(甲89、乙19)などからすると、センター法の共済給付金の趣旨目的は、災害による児童生徒の損失補償や生活保障にあり、主として医療費と逸失利益の保障に給付の目的があり、物的損害、人的損害のうち医療費を除く積極損害、慰謝料等については、その填補を目的としていないと解される

(なお、「障害見舞金」、「死亡見舞金」という名称は、儀礼的な意味を含ませたにすぎず、それだけで給付の趣旨目的を解することはできない。)」

⑤の裁判例は、下線を引いた部分を見ると、死亡見舞金は学校等が死亡見舞金の支払いに先立ち、逸失利益以外の損害を被害者に対して支払った場合にその分死亡見舞金の支給金額を減額するような調整を行わないという実際の運用面に着目して、死亡見舞金に対応している損害は逸失利益に限られるという判断をしたものと考えられる。

もっとも、この点については、振興センターのホームページで確認できる基本通知の363ページにおいて「障害又は死亡関係の損害賠償金の取扱いについては、個々の案件について前例を勘案して処理するものとする（当分の間、センターの給付金を下回る損害賠償金を受けるものについては、具体的案件について本部へ照会することとする。）」とされており、逸失利益との間でのみ調整を図るとは明記されていない。大分地方裁判所の判決で証拠として出された甲89と乙19の内容が気になるものの、現在は当時と運用が変わっている可能性も考えられる。

ウ 損益相殺の範囲を逸失利益に限定しなかった裁判例

次に、損益相殺の範囲を逸失利益に限定しなかった裁判例はどのように考えているかにつき

確認していく。

このように判断した裁判例としては、

- ①千葉地方裁判所平成20年3月27日判決
- ②大阪高等裁判所令和2年2月27日判決
- ③宇都宮地方裁判所令和5年6月28日判決
- ④仙台高等裁判所平成23年10月26日判決

が存在する。

このうち①千葉地方裁判所平成20年3月27日判決と②大阪高等裁判所令和2年2月27日判決は特に理由を付さずに逸失利益に限定しない形で損益相殺を肯定している。

③宇都宮地方裁判所令和5年6月28日判決は、「同法の規定上、同法15条1項7号に基づく死亡見舞金の給付については、その給付を充当すべき費目に限定はなく、本件で元本充当の黙示の合意を認めるに足りる証拠も見当たらないことからすれば、本件見舞金は、本件事故により生じた損害全ての填補を対象としているというべきである。」というように法文上死亡見舞金が特に特定の損害に対応していないことを理由に損益相殺の対象を逸失利益等に限定しなかった。

④仙台高等裁判所平成23年10月26日判決は「逆に、災害共済給付の給付事由と同一の事由について、当該災害共済給付に係る児童生徒等が国家賠償法等により損害賠償を受けたときは、センターは、その価額の限度において、災害共済給付を行わないことができることとされているところ（センター法施行令3条3項）、これらの損害賠償との調整に関する規定

の法文上も死亡見舞金との調整の対象となる損害の費目について特に限定がない。以上に加え、死亡見舞金の額が一律に2800万円と定められ（センター法施行令3条1項3号）、自賠責保険に基づく保険金の額に匹敵する高額なものとしてされていることにも照らすと、センター法に基づく死亡見舞金は、児童生徒等の死亡により当該児童生徒等ひいては現実これを受給するその保護者に生じた損害すべてを対象として、これをてん補するために給付されるものと解するのが相当である（もともと、医療費については、センター法施行令3条1項1号により同施行令所定の方法によって算定した一定の金額を医療費として支払うものとされており、死亡見舞金によって填補されるのは、医療費として給付された金額を超えた範囲に限られると解されるが、本件では医療費として給付された金額はなく、この点は問題とならない。）。したがって、本件見舞金は、本件事故によって亡A及び控訴人に生じた損害のすべてと相互補完性を有するものということができ、その受給に伴う損益相殺の対象となる損害の費目に制限はないと解するのが相当である。」と判示している。

当該裁判例は法文上死亡見舞金が特に特定の

<sup>7</sup> 当時は死亡見舞金の金額は今と異なり2800万円であった。

<sup>8</sup> 医療費の見舞金の支給対象に対応する損害には死亡見舞金は対応していないとすると、死亡見舞金は治療関係費との関係では損益相殺の対象とならないという主張を立てることも考え得るところである。しかし、通常死亡事故が発生し、死亡までの間の治療関係費が発生しているような場合は医療費の見舞金も別途受領す

損害に対応していないことを理由の1つとしており、この理由は③の宇都宮地方裁判所の裁判例と共通している。他方、③の宇都宮地方裁判所の裁判例では示されていない理由として、死亡見舞金の金額が高額である点を指摘している。これらの点を指摘して損益相殺の範囲を逸失利益に限定しない旨結論づけたうえで医療費の見舞金の存在から同見舞金の対応している治療関係費については、死亡見舞金は対応していないと指摘しているものである。<sup>8</sup>

エ 確定遅延損害金からの損益相殺とするか

先ほどの宇都宮地方裁判所令和5年6月28日判決や仙台高等裁判所平成23年10月26日判決の裁判例のように、損益相殺の範囲を逸失利益に限定しなかった場合、損益相殺は死亡見舞金が給付されるまでに発生した確定遅延損害金から充当されるのか、それとも元本から充当されるのかという点についても確認していく。

この点については、大多数の裁判例がそのような場合確定遅延損害金から充当されるものとしている。

実際、仮に過失相殺後の損害額全体から損益

るものと考えられ、治療関係費と医療費の見舞金との間で損益相殺が生じる。そのため、そのような主張を立てる場面は医療費の見舞金を請求しなかった場合等相当限定されるものと考えられる。

<sup>9</sup> 千葉地方裁判所平成20年3月27日判決、仙台高等裁判所平成23年10月26日判決、大阪高等裁判所令和2年2月27日判決、宇都宮地方裁判所令和5年6月28日判決

相殺を行うと考えた場合、死亡見舞金の損益相殺対象は特段逸失利益等特定の損害に限定しない以上遅延損害金のみ対象外とする理由がないので、裁判例の考えは妥当と考えられる。

この点、元本から控除としている裁判例として福島地方裁判所郡山支部平成22年11月26日判決があるが、当該裁判例は最高裁平成22年9月13日を根拠としていた。しかし、同最高裁判決は交通事故で後遺障害が残存した被害者への障害年金等の社会保障給付の損益相殺が問題になった事案であり、障害年金は逸失利益との間で相互補完性を有し、その範囲で損益相殺対象となるものであるから元本充当と判示したものと考えられる。そして、死亡見舞金は特定の損害との間の相互補完性を認めるものと判示できないのなら同最高裁判決の射程外と考えられる以上、福島地方裁判所郡山支部平成22年11月26日判決の理由で元本から控除するものとは考えられないように思われる。

### 第3 柔道の見舞金と損益相殺の関係

柔道では全日本柔道連盟の会員が柔道競技に関わる活動<sup>10</sup>に従事する中、怪我等により後遺障害が生じた場合や死亡した場合に同連盟から見舞金が出される制度が存在する。<sup>11</sup>

そして、この見舞金が損益相殺の対象となるか否かにつき争われた裁判例として、

- ① 東京高等裁判所平成25年7月3日判決
- ② 神戸地方裁判所平成22年5月19日判決が存在する。

①東京高等裁判所平成25年7月3日判決では同制度の障害見舞金2500万円につき柔道の見舞金にはいわゆる代位の規定がないこと及び他の補償制度により支給される見舞金とは無関係に支給されること（柔道競技に関わる活動に関する見舞金支給規程4条）を理由に損益相殺の対象とならない旨判示をした。

②神戸地方裁判所平成22年5月19日判決も同制度の死亡見舞金200万円につき、結論としては損益相殺を否定しているところ、まず東京高裁と同一の理由として他の補償制度により支給される見舞金とは無関係に支給される点を挙げている。

そして、東京高裁の理由と異なる理由として、まず、柔道の見舞金は会員の保険料の対価的側面<sup>12</sup>がある点を指摘している。また、死亡見舞金の金額が損害を填補するものとするには少額に留まることを指摘している。

他にもラグビー等見舞金制度が存在する競技はあるが、それらの競技の見舞金が損益相殺の対象となるかという点もこれらの裁判例の考えを基に主張を展開していくことが考えられる。

<sup>10</sup> 「柔道競技に関わる活動」の具体的な内容は、柔道競技に関わる活動に関する見舞金支給規程1条2項参照。

<sup>11</sup> 支給要件については、柔道競技に関わる活動に関する見舞金支給規程1条、支給額については同規程2条参照。

<sup>12</sup> ただし、2025年12月現在保険料は年500円に留まっている。そうすると、保険料は金額としては少額であり、見舞金の対価と目されるほどのものではない旨の主張の余地も考えられるかもしれない。

#### 第4 スポーツ安全保険の傷害保険

スポーツ安全保険の傷害保険とは、スポーツでケガをした場合に入通院期間に応じた定額の医療費が支給されると共に後遺障害が生じた場合にはその等級に応じた障害見舞金が、死亡した場合には死亡見舞金の支給を受けられる保険である。

意外にも判例秘書で「スポーツ保険」、「スポーツ安全保険」で調べたところ、スポーツ安全保険が損益相殺の対象となるか否かについて判示した裁判例は見つからなかった（令和7年12月1日時点）。

もっとも、スポーツ安全保険の傷害保険は約款31条に「当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。」とあり災

害共済給付と異なり、代位対象とならない（第1の2（1）の②の視点）。

また、災害共済給付と異なり、賠償金を加害者から受領した場合の請求制限の規定も存在しない（第1の2（1）の③の視点）。

そうすると、損益相殺の対象外という主張は成り立ちうるものと考えられるが、その支給金額が高額であること、部活動の地域展開が進む中で災害共済給付と同程度の補償まで同保険の金額を引き上げており、災害共済給付が問題となる場面との間で被害者の受け取る金額に差異が出ることは妥当でないとも考えられることからすると、損害の公平な分担の見地から損益相殺を認めるべきとも考えられる。

この点については、今後の裁判例の集積を待つことになるものと思われる。

以上

# 専属的国際裁判管轄合意の法的論点に関する覚書

## —スマホソフトウェア競争促進法に基づく差止請求訴訟に係る

### 仮想事例を題材として—

#### (Memorandum on Legal Issues Concerning Exclusive International Jurisdiction Agreements — Based on a Hypothetical Case of Injunction Litigation under the Act on Promotion of Competition for Smartphone Software—)

鈴木 雄大 (神奈川県弁護士会独占禁止法研究会)<sup>1</sup>

#### 第1 スマホソフトウェア競争促進法について

1 スマホソフトウェア競争促進法の制定経緯<sup>2</sup>

令和6年6月12日、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律(令和6年法律第58号。以下「スマホソフトウェア競争促進法」という。)が成立し、令和7年12月18日に全面施行された。

我が国においては、スマートフォンが急速に普及し、国民生活や経済活動の基盤となる中で、スマートフォンの利用に特に必要なソフトウェア(基本動作ソフトウェア(いわゆるモバイルOS)、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン。以下、これらを総称して「特定ソフトウェア」という。)について、これらの提供等を行う事業者は、特定少数の有力な事業者による寡占状態であるところ、特定ソフトウェアに係る市場においては、当該事業者の競争制限的な行為によって、公正かつ自由な競争が妨げられている。一方、これらの市場については、新規参入等の市場機能による自発的是正が困難であり、また、独占禁止法による個別事案に即した対応では立証活動に著しく長い時間を要するとの課題があることから、公正かつ自由な競争を回復することが困難である。こうした状況を踏まえ、セキュリティの確保等を図りつつ、競争を通じて、多様な主体によるイノベーションが活性化し、

消費者がそれによって生まれる多様なサービスを選択できその恩恵を享受できるよう、競争環境の整備を行うため、スマホソフトウェア競争促進法が制定された<sup>3</sup>。

#### 2 指定事業者の指定及び義務

令和7年3月26日、公正取引委員会は、スマホソフトウェア競争促進法3条1項に基づき特定ソフトウェアの提供等を行う事業者のうち、特定ソフトウェアの種類ごとに政令で定める一定規模以上の事業を行う者を規制対象事業者として指定した(以下、この指定を受けた事業者のことを「指定事業者」という。)<sup>4</sup>。指定事業者には、同法が定める一定の義務が課されることとなった<sup>5</sup>。

#### 3 独占禁止法との関係

スマホソフトウェア競争促進法は、特定の分野に限定せずに広く「公正且つ自由な競争を促進」することを目的とする独占禁止法の補完法と位置付けられている。すなわち、スマホソフトウェア競争促進法5条から9条までの禁止行為に係る規定に違反する行為は、独占禁止法違反に典型的に該当する行為であり、また、形式的な行為要件への該当性に基づき違反に係る事実認定を行うことで、競争制限行為を迅速に排除することを念頭に法を新たに制定した趣旨を踏まえれば、法と独占禁止法が重複する事案(対象事業者及び行為)について、原則として法を優先して適用するものとされている<sup>6</sup>。

#### 4 エンフォースメント

スマホソフトウェア競争促進法の実効性確保のための制度（エンフォースメント）としては、典型的には、行政上の措置が想定される。すなわち、指定事業者がスマホソフトウェア競争促進法の定める義務に違反した場合、違反に対する措置等として、公正取引委員会において、指定事業者を含むステークホルダーとの継続的なコミュニケーション・対話を通じた競争環境の整備・改善を求めつつ、これらを通じて違反行為が認められた場合や問題となり得る行為が改善されない場合には、排除措置命令や課徴金納付命令（算定率20%）等を講ずることとなる（同法18条、19条）<sup>7</sup>。

このような行政上の措置のほか、スマホソフトウェア競争促進法は、競争制限行為によって利益を侵害された被害者自らが裁判所に訴えを提起し、救済を求めるための私的救済制度も法定している。例えば、同法5条から9条までの規定に違反する行為によって利益を侵害された者、または侵害されるおそれがある者は、同法31条に基づき、その侵害の停止または予防を請求することができる（差止請求権）。これは独占禁止法24条と同趣旨の規定である。スマホソフトウェア競争促進法5条から9条までの規定による禁止行為は、いずれも他の事業者を排除し、又はその事業活動を制限する行為であり、そうした違反行為により損害を被った者は、違反行為が不法行為等の成立要件を充たせば、損害賠償請求を行うことが可能であるが、特定ソフトウェアに係る事業の構造的特性や競争制限効果が急速に働くことから、一度違反行為が行われれば被害者の商品又は役務の競争力を回復することが極めて困難になるなど事後の損害賠償では回復不能になる場合も少なくないといった理由等により、同法31条は、独占禁止法の場合と同様に、被害者救済及び違反行為抑止の観点から、被害者が自ら直接、当該違反行為の差止めを請求できる旨を規定したものである。当該差止請求制度については、独占禁止法と同趣旨の規定である反面、スマホソ

フトウェア競争促進法の違反認定においては、市場画定や反競争効果の立証が不要とされていることから<sup>8</sup>、独占禁止法24条に基づく差止請求制度に比して、より一層の活用が期待される。

## 5 想定事例

スマホソフトウェア競争促進法31条に基づく差止請求訴訟は、民事訴訟法（以下「民訴法」という。）4条及び5条の規定により管轄権を有する地方裁判所のほか、その地方裁判所の地域の高等裁判所の所在地の地方裁判所と東京地方裁判所にも提起できると定められている（スマホソフトウェア競争促進法42条が読み替えて準用する独占禁止法84条の2第1項）。

しかし、当該制度の活用に当たっては、どこの国の裁判所に訴えを提起できるのかという国際裁判管轄の問題について整理しておく必要があると思われる。そこで、次の【想定事例】を念頭に、この問題に関する論点について、以下、検討していきたい。

### 【想定事例】

個別アプリ事業者X<sup>9</sup>が指定事業者Yを被告として東京地方裁判所にスマホソフトウェア競争促進法31条に基づいて差止請求訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起した。被告は、「XY間のデベロッパー利用規約において、XY間の紛争に係る訴訟その他の裁判手続については、Yの本社の所在地であるA国の地方裁判所が専属的に管轄する旨の合意（以下「本件合意」という。）がなされていることから、東京地方裁判所には本件訴訟の管轄権はなく、本件訴訟は不適法であり、訴えを却下すべきである」と主張した<sup>10</sup>。

## 第2 国際裁判管轄について

### 1 国際裁判管轄の意義

そもそも、国際裁判管轄とは、渉外的な私事事件（民事事件）において、どの国の裁判所がその事件の裁判権を有するかの定めのことをいい、言うなれば、「この国際的な紛争を、

日本の裁判所で扱うべきか、それとも外国の裁判所で扱うべきか」を決定するためのルールのことを指す。

他の主権国家との関係において我が国の裁判所の民事裁判権の限界を画するのが、国際裁判管轄の問題であるから、その理論的な位置付けについては、基本的には、国際法上認められる国家管轄権の限界の範囲内で(憲法98条2項参照)、我が国の司法政策に基づく国内法上の問題として取り扱われることとなる。

国際裁判管轄という用語には、「管轄」という表現が用いられているが、一般的な「管轄」とは、その性質を異にする。両者とも訴訟要件の1つである点は共通するが、「管轄」の問題として取り扱われるのは、国内の裁判所の権限分配の問題であるのに対し、国際裁判管轄は、我が国の裁判所が総体として有する権限、つまり、その事件を日本の裁判所が扱う権限を有するかを問題とするものである点で両者は異なる。このような性質の違いに対応して、例えば、管轄権の欠缺が判明した場合の取扱いについては、国内の管轄違いの場合には移送による処理が予定されている(民訴法16条)のに対して、国際裁判管轄が否定される場合には、訴えが却下されることとなる(同法3条の9の規定による却下等)。

## 2 国際裁判管轄に関する従来の判例法理及び立法経緯

国際裁判管轄の決定基準については、従来、明文の定めがなかったため、もっぱら判例法理に委ねられてきた。従来の判例法理は、国際裁判管轄の有無は、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理に従って決定すべきであるとしつつ、①民訴法の国内の土地管轄に関する規定に基づく裁判籍が日本国内に存在する場合には、我が国の国際裁判管轄が認められるとするとともに<sup>11</sup>、②その例外として、我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には、我が国の国際裁判管

轄が否定される<sup>12</sup>、とするものであった。こうした判断枠組みの下では、特段の事情の認定における実質的な利害の調整が大きな役割を果たすこととなるが、このことは、柔軟な処理を可能とする反面、判断に不安定さを残す点が懸念された。

こうした点を踏まえ、平成23年民訴法の改正<sup>13</sup>により、新たに3条の2から3条の12までの規定が設けられ、財産関係事件についての国際裁判管轄の問題は立法的な解決が図られることになった。同改正では、こうした従来の判例の展開を踏まえつつ、判断基準の具体化・明確化が図られたところ、これらの国際裁判管轄に関する規定は、国内管轄に関する規定と体裁、内容ともに共通する部分も多いが(例えば、一定性の要件や書面性の要件などを規定した民訴法3条の7第2項と同法11条2項など)、事物管轄のように、もっぱら国内の裁判所間の事務分配に関係する規律が存在しないことに加えて、そもそも我が国の裁判所において裁判を受けることができるかどうかという問題に関わり、当事者に与える影響もより重大なものとなることなどを考慮して、国内管轄の場合と異なる規定も少なくない(例えば、民訴法3条の7第4項等)。

## 第3 専属的国際裁判管轄合意について

### 1 国際裁判管轄合意の意義

国際裁判管轄合意とは、国際裁判管轄をいずれの国が有するかについての当事者間の合意のことをいい、民訴法3条の7以下において、国際裁判管轄合意の有効性および方式について定める。そのうち、合意された国以外の国の法定管轄権を排除する合意を専属的国際裁判管轄合意といい、合意された国の裁判所のみ管轄を限定し、他の国の法定管轄権を排除する法的効果を有する。他方、法定管轄権のない国に新たに管轄権を認める合意を付加的管轄合意といい、これによって、合意された国の裁判所に新たな管轄権を認めるが、他の国の法定管轄権は排除しない(併存を認

める) こととなる<sup>14</sup>。

## 2 国際裁判管轄合意に関する従来の判例法理及び立法経緯

日本の裁判所の裁判権を前提に日本のいずれの裁判所が管轄を有するかに関する管轄合意については同法 11 条が規定しているところ、平成 23 年民訴法改正前においては、同条を逆推知して、国際裁判管轄についても合意管轄が認められるかが問題とされてきた。判例では、外国の裁判所の管轄権を認める当事者間の合意について、日本の専属管轄権に属するものではないこと、および合意された管轄についてその外国法上有効性が認められることを要件として、それが著しく不合理で公序に反すると認められる場合を除き、有効と認められ<sup>15</sup>、その後の下級審及び学説上も、判例を支持する見解が一般的であったが、いわゆる特段の事情論を判例法理が採用したこと<sup>16</sup>や、法の適用に関する通則法(以下「通則法」という。)制定後の新たな枠組みの下で、消費者契約などの場合を中心に、特段の事情による調整の余地をどの程度認めるか等が議論されていた。

民訴法 3 条の 7 では、このような最三小判昭和 50 年 11 月 28 日民集 29 卷 10 号 1554 頁(以下「チサダネ号事件判決」という。)以降の議論の状況も踏まえ、まず、1 項から 3 項までの規定において、国際裁判管轄合意の効力や方式についての原則的な規律を定め、そのうえで、4 項では、専属的国際裁判管轄合意に関する特則、5 項では消費者契約に関する紛争を対象とする国際裁判管轄合意に関する特則、6 項では個別労働関係民事紛争を対象とする国際裁判管轄合意に関する特則が設けられている。

また、国際裁判管轄に関する合意には、日本の裁判所に管轄権を認める合意と日本以外の国の裁判所に管轄権を認める合意とがあり得るが、本条は、そのいずれをも規律の対象とするものであって、日本の裁判所に訴えが提起された場合に、国際裁判管轄合意が主張される場面としては、①日本の裁判所を管轄

裁判所とする付加的管轄合意によって日本の裁判所の管轄権の存在が主張される場合と、②法定管轄権に基づき日本の裁判所に訴えが提起されたところ、外国の管轄権を専属的に認める専属的管轄合意に基づき日本の裁判権を否定する抗弁が主張される場合が考えられるところ<sup>17</sup>、【想定事例】における Y の抗弁は②に当てはまるものといえる。

## 3 外国裁判所に専属的国際裁判管轄を認める合意の有効性の判断及び要件

### (1) 我が国の民事訴訟法の適用の可否

前提として、当事者間の合意の有効性が問題になる場合は、我が国の法律(例えば、民法の意思表示に関する規定)に照らして判断してよいとは限らない。どの国の法律に基づき判断すべきかどうかは、国際私法(抵触法。具体的には、通則法 4 条以下)に従って決定される(準拠法の決定の問題)。

もっとも、国際私法上、訴訟行為に関する問題は、法廷地法による原則が確立しており、管轄の合意も訴訟行為に当たるため、法廷地法によることになる<sup>18</sup>。したがって、日本の裁判所に訴えが提起された場合には、日本の法令すなわち民訴法に基づき、管轄の合意の有効性が判断されることとなる。

### (2) 国際裁判管轄合意の有効性要件(特に一定性の要件について)

民訴法 3 条の 7 第 2 項は、国際裁判管轄合意について、その対象を「一定の法律関係」に基づく訴えに関するものに限定し(一定性の要件)、かつ、その方式として書面によること(書面性の要件)を要求する。国際裁判管轄合意は、当事者の利害関係に与える影響が大きく、慎重にされる必要があるからであるが<sup>19</sup>、この点は、国内管轄合意に関する民訴法 11 条 2 項と同趣旨である。なお、書面性の要件については、電磁的記録による合意でも認められる(民訴法 3 条の 7 第 3 項)。

このうち、より問題となり得る一定性の要件について検討する。民訴法 3 条の 7 第 2 項の「一定の法律関係」とは、将来当事者間に起こる紛争についての一切の訴訟やある年に

提起する訴えなどというように、管轄の合意の効力を受ける訴えが不特定であってはならないとする意味であり、訴えの基本となる法律関係を特定できれば足りると解されている<sup>20</sup>。当事者の予測可能性を担保するとともに、過剰な選択権の付与による不利益を排除するのがその趣旨と解され、特定の権利義務に関する訴えのように訴訟物まで特定していなくともよいとされる。例えば、ある契約に関する紛争についてされた管轄の合意は、当該契約に関連する不法行為に基づく損害賠償請求訴訟にも適用される(民訴法11条2項に関する事例ではあるが、仙台地決平成4年9月25日判時1499号104頁、東京高決平成6年3月24日判タ876号265頁など)。

この点、専属的国際裁判管轄合意を定めた条項(以下「本件条項」という。)の有効性が問題となった東京高判令和2年7月22日判時2491号10頁(以下「島野製作所事件判決」という。)がある<sup>21</sup>。本件条項は、当事者間の紛争について訴訟を提起する場合には、C州(筆者注：米国カリフォルニア州)の裁判所が専属的管轄権を有すると定め(以下「本件条項c」という。)、その条項が、「紛争について別の書面による契約が適用されない限り、紛争が本契約に起因もしくは関連して生じているかどうかにかかわらず、本条の条件が適用される」とする(以下「本件条項e」という。)と規定していたため、一定性の要件を満たすか問題となった<sup>22</sup>。これに関し、原審は、「本件条項は、その対象とする訴えについて、原告・被告間の訴えであるというほかに何らの限定も付しておらず、……一定の法律関係に基づく訴えについて定められたものと認めることはできない。」と判示し、当該条項の合意の有効性を否定したが(東京地中間判平成28年2月15日判時2491号26頁)、その控訴審である本判決は、この判断を覆し、確かに、本件条項は「文言どおりにそのまま適用するならば、……(当事者間の)全ての紛争について、C州の裁判所が専属的管轄権を有することとなり、これでは、本件条項の適用対象

が一定の法律関係に基づく訴えとして何ら特定されていないこととなつて、公序に反することが明らかである」とした一方で、「契約の条項は、当事者の予測可能性を踏まえながらなるべく当事者の合理的な意思を尊重して解釈すべきであり、殊に、企業間の契約に当たっては、その合意を無効としたり改変して解釈することは、当事者の予測可能性を害することがあるから、その必要性がある限度に限られるべきである。」として、本件条項のうち本件条項eは上記のとおり「一定性の要件を害するものとして無効というべきである」とした一方で、「本件条項eは、内容的にも独立性があり、これを除いた本件条項について、少なくとも本件MDSA(筆者注：Master Development and Supply Agreement。被控訴人の製品で使用するための部品についての開発・供給等についての基本契約。本件条項は本件MDSAの一部の条項である。)に起因して又は関連して生じた紛争については、C州の裁判所に専属的合意管轄を定めるものと解釈することは、当事者の意思に反するものではなく、むしろ、本件MDSAの一部をなす本件条項により、本件MDSAに起因して又は関連して生じた紛争について、そこで定められた裁判所が専属的管轄を有するとしても、契約当事者の意思に沿うものであり、そのことも十分に予測可能であつて、不測の事態は生じないといえる」として、「本件条項のうち、本件条項eを除く部分は、本件MDSAに起因して又はこれに関連して生じた紛争についての紛争解決手順及び専属的合意管轄を定める合意として一定性の要件を満たし、有効であると解すべきである」とし、「本件訴えは、その全部が、C州の裁判所の専属的管轄に属するものであるから、本邦の裁判所は国際裁判管轄権を有しない」として、当該訴えは不適法却下となつた。

以上のように、一定性の要件を満たすか否かは、その趣旨・目的である当事者間の予測可能性の確保という観点から検討し、当事者間に将来において発生するすべての法的紛争

といったあらゆる訴えを包摂するような管轄合意は無効であるという原則論<sup>23</sup>に立脚しつつも、島野製作所事件判決が判示するように、当事者の予測可能性を踏まえた合理的意思解釈をすることが重要になってくる。【想定事例】におけるYの抗弁もこのような観点から適切に判断される必要がある。

(3) 専属的国際裁判管轄合意の有効性要件  
(特に公序法要件について)

専属的国際裁判管轄合意の固有の要件として、民訴法3条の7第4項は、合意に係る裁判所が「法律上または事実上裁判権を行うことができないとき」は、当該合意の効力を援用できないものと規定する。このような場合にまで他の国の裁判所の管轄権を否定することを認めると、結局、当事者はどこの国の裁判所においても裁判を受けることができない状態になってしまうからである<sup>24</sup>。「法律上……裁判権を行うことができないとき」とは、例えば、合意された国の法令によれば当該訴えについてその国の裁判所が管轄権を有しないとされる場合(管轄合意の効力が否定され、かつ、他の法定管轄原因も認められない場合)などをいい、「事実上裁判権を行うことができないとき」とは、例えば、戦乱、天災その他の原因によってその国の司法制度が實際上機能していない場合などをいう<sup>25</sup>。

また、民訴法3条の10では、日本法の下で日本の裁判所が専属管轄権を有している訴えについては外国裁判所の管轄権を合意することはできないと規定している。チサダネ号事件判決が当事者間で外国の裁判所の専属的な管轄権を定める合意をしたとしても「当該事件がわが国の裁判権に専属的に服するものではない」ことを管轄合意の有効要件としていたところ、同条の規定はこのことを明示するものである。

更に、チサダネ号事件判決は、外国裁判所のみならず専属して管轄権が生じる合意は、例外的に、「管轄の合意がはなはだしく不合理で公序法に違反するとき」には無効となる旨判示した。この要件(以下「公序法要件」という。)

は、平成23年民訴法改正の際、消費者契約に関する紛争と個別労働関係紛争を対象とする管轄合意の特則が新設され(3条の7第5項・6項)、その結果、消費者・労働者の保護はより明確な基準によって実現できることとなったのに対し、明文化はされなかったものの、これをもって公序法要件が排除されているわけではないと解されている<sup>26</sup>。

そして、外国専属管轄合意に効力を認めて訴えを却下すると、内国裁判所は法廷地法の適用機会を失うことから、絶対的強行法規(国際的強行法規ともいう。)については、その立法趣旨の潜脱を許さぬよう、公序法要件によって外国専属管轄合意の有効性を否定する余地を認める見解<sup>27</sup>が有力である<sup>28</sup>。絶対的強行法規とは、我が国法には明文の定義がないが、国際私法が定める通常の準拠法決定プロセス(どの国の法律を適用するかを決める手続)を経ることなく、その対象とする事実が想定された地理的適用範囲に生じていれば、当然に適用されること(特別連結)として立法された法規のことをいう。具体的にどの法律のどの規定が絶対的強行法規に該当するかは、その旨を示す明文の規定がない限り、当該規定の解釈によって判断せざるを得ない。絶対的強行法規の特別連結は、EUの国際私法には明文化されており<sup>29</sup>、明文規定のない我が国においても、法廷地の絶対的強行法規については、その立法趣旨を尊重して肯認する学説が支配的である<sup>30</sup>。また、裁判例の中にも、法廷地の絶対的強行法規の特別連結を認めたものがある<sup>31</sup>。この点、スマホソフトウェア競争促進法は、独占禁止法と同様、「公正かつ自由な競争秩序の維持」を目的としており(同法1条)、独占禁止法24条と同様の内容を規定するスマホソフトウェア競争促進法31条も絶対的強行法規に該当すると解する余地があろう。

さらに、独占禁止法やその補完法であるスマホソフトウェア競争促進法が絶対的強行法規に該当するとして、外国裁判所にのみ管轄権を生じさせる専属的国際裁判管轄合意が

「公序法に違反する」か否かの判断は、公益保護という点では趣旨を同じくする法定専属管轄規定（民法3条の5、10参照）の対象であるか否かの検討が機械的になされるのとは対照的に、より複雑かつ実質的な総合判断を要する。この点、東京高判平成29年10月25日D1-Law.com判例体系[28254852]は、「一定の訴訟事件について、日本の絶対的強行法規の適用を排斥する結果を生じさせる国際的専属裁判管轄の合意が『はなはだしく不合理で公序法に違反する』と解し、かつ、日本の独禁法が絶対的強行法規に当たると解する立場をとるとしても、そのような理由により当該合意が無効となるのは、単に当該合意における専属管轄裁判所において、日本の独禁法が適用されないというだけでなく、当該訴訟で主張される事実について、当該専属管轄裁判所が準拠する全ての関連法規を適用した場合の具体的な適用結果が、日本の裁判所が準拠する独禁法を含む全ての関連法規を適用した場合の具体的な適用結果との比較において、独禁法に係る我が国の公序維持の観点からみて容認し難いほど乖離したものとなるような場合に限られると解するのが相当である。特に本件で問題となっている独禁法24条に基づく請求権は、公正かつ自由な競争秩序の回復という公益確保に資する機能を有するとはいえ、独禁法違反行為により私人が損害を被ることに対する民事的救済手段として構成されていることに鑑みると、上記のように解するのが相当というべきである。」と判示した。以上によれば、たしかに、一般私法上の規定（例えば民法709条）に基づく請求である場合、その違法性の内容として独占禁止法違反が主張されていても、当該規定自体が絶対的強行法規として特別連結されることにはならないと考えられる一方で、一般私法上の請求であるという一事を以て、外国裁判所への専属的国際裁判管轄合意が公序法違反となる可能性を否定できるわけでもなく、我が国の裁判所が「全ての関連法規を適用した場合の具体的な適用結果」を想定し、合意管

轄裁判所の法適用結果が「独禁法に係る我が国の公序維持の観点からみて容認し難いほど乖離したものとなる」かが問われることになろう。ただ、この判断枠組みでは、本案に先立つ管轄判断の段階において、我が国の裁判所および合意管轄裁判所の本案に係る判断を予測することが求められるが、その予測は、準拠法問題も絡んで、困難かつ不確実であるから、我が国の裁判所におけるのと同様の法的保護が合意管轄裁判所において得られることが明らかでないとの心証を裁判所が抱けば足りると考えるべきではないかと思われる<sup>32</sup>。【想定事例】におけるYの抗弁も、スマホソフトウェア競争促進法31条の趣旨目的を踏まえつつ、当事者の適切な主張と裁判所の慎重な判断が求められることとなる。

#### 第4 結語

本稿では、個別アプリ事業者が指定事業者に対してスマホソフトウェア競争促進法31条に基づく差止請求訴訟を東京地裁に提起したという想定事例における専属的国際裁判管轄合意の法的論点について検討した。その結果、当事者間で締結された本件における専属的国際裁判管轄合意は、特に公序法要件、すなわち、チサダネ号事件判決が判示する「はなはだしく不合理で公序法に違反する」場合に該当するかについては、同条と同主旨の規定である独占禁止法24条と専属的国際裁判管轄合意の有効性の論点に関連する学説や裁判例を踏まえつつ詳細かつ慎重な検討を経た上で結論を出すことが必要不可欠であることが明らかとなった。

そして、そのような検討を経て外国裁判所にのみ管轄権を生じさせる専属的国際裁判管轄合意の有効性が否定され、国内裁判所において当該差止請求訴訟の本案審理がなされることとなった場合には、さらに、準拠法の問題が残る<sup>33</sup>。これについては、スマホソフトウェア競争促進法31条の差止請求権が不法行為の特則であることを念頭に、不法行為準拠法の決定に関する規定である通則法17条

や 20 条のほか、公序則を定めた同法 42 条の規定なども参照して、適切に判断されることになるだろう。

以上

<sup>1</sup> 弁護士 (69 期。任期付公務員就任を契機に現在登録抹消中)、中小企業診断士。なお、本稿における意見等は執筆者の個人的見解であり、その所属する組織の見解等ではない。

<sup>2</sup> 同法及びその下位法令についての概要紹介として田部井靖典ほか「スマホソフトウェア競争促進法の施行令・施行規則・指針の策定について」公正取引 901 号 24 頁以下 (2025 年) 参照。

<sup>3</sup> 公正取引委員会「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の概要」

(<https://www.jftc.go.jp/file/gaiyou01.pdf>)

<sup>4</sup> 公正取引委員会「(令和 7 年 3 月 31 日)スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律における特定ソフトウェア事業者の指定について」<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/ma>

[r/file/250331\\_pressrelease\\_smartphone.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/ma)。令和 7 年 3 月 26 日付で指定を受けた事業者は、①アップル社 (所在地アメリカ合衆国カリフォルニア州、当該指定に係る特定ソフトウェアの種類として基本動作ソフトウェア・アプリストア・ブラウザ。なお、アプリストアについては、これを共同で提供している iTunes 株式会社も指定)、②グーグル社 (所在地アメリカ合衆国カリフォルニア州、指定に係る特定ソフトウェアの種類として基本動作ソフトウェア・アプリストア・ブラウザ・検索エンジン)。本稿執筆時点においても同じ。

<sup>5</sup> 例えば、他の事業者がアプリストアを提供することを妨げること、他の課金システムを利用することを妨げること、他の事業者が基本動作ソフトウェアにより制御される機能を自社と同等の性能で利用することを妨げること等について禁止されている (スマホソフトウェア競争促進法 7 条、8 条参照)。ただし、前記各条のただし書において、サイバーセキュリティの確保等のために必要な措置であって、他の行為によってその目的を達成することが困難である場合 (いわゆる正当化事由) について規定されている。

<sup>6</sup> 公正取引委員会「スマホソフトウェア競争促進法に関する指針」(令和 7 年 7 月 29 日) 4

頁

<sup>7</sup> 公正取引委員会「スマホソフトウェア競争促進法概要資料」

(<https://www.jftc.go.jp/file/sumahogaiyou2.pdf>) 21 頁

<sup>8</sup> 稲葉僚太「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律について」NBL1273 号 (2024 年) 30 頁

<sup>9</sup> スマホソフトウェア競争促進法において、「個別アプリ事業者」とは、個別ソフトウェアを提供する事業者をいい、「個別ソフトウェア」とは、スマートフォンに組み込まれ、基本動作ソフトウェアを通じて電子メールの送受信、地図の表示その他のスマートフォンの利用者の個別の用途に供されるよう構成されたソフトウェアをいうものと定義されている (同法 2 条 3 項及び 9 項)。

<sup>10</sup> Apple のデベロッパプログラム使用許諾契約 (Apple Developer Program License Agreement : ADPLA) の 14.10 では「本契約、Apple ソフトウェア、またはデベロッパと Apple との関係に起因または関連して生じた、デベロッパと Apple との間の訴訟またはその他の紛争 (特許庁での特許異議申し立て以外) は、カリフォルニア州北部地区で行われるものとし、デベロッパと Apple は当該訴訟または紛争の解決のため、同地区内の州、連邦裁判所の対人管轄権と独占的裁判地に同意するものとします。」と定められている

([https://developer.apple.com/support/downloads/terms/ap](https://developer.apple.com/support/downloads/terms/apple-developer-program/Apple-Developer-Program-License-Agreement-Japanese.pdf)

[ple-developer-program/Apple-Developer-Program-License-Agreement-Japanese.pdf](https://developer.apple.com/support/downloads/terms/apple-developer-program/Apple-Developer-Program-License-Agreement-Japanese.pdf))。また、Google Play デベロッパー販売 / 配布契約の 16.8 では「16.8 本契約あるいは本契約に基づくデベロッパーと Google の関係から発生または関連するすべての申し立ては、米国カリフォルニア州の抵触法を除いて、カリフォルニア州法に準拠するものとします。デベロッパおよび Google は、本契約あるいは本契約に基づくデベロッパーと Google の関係から発生または関連する法的事項の解決について、米国カリフォルニア州サンタクララ郡に所在の連邦裁判所または州立裁判所が専属管轄権を有することに合意します。上記にかかわらず、デベロッパは、Google が任意の司法管轄区において差し止め命令による救済を求める申し立てを行うことが認められることに同意します。」と定められている

([https://play.google/intl/ALL\\_jp/developer-distribution-agreement.html](https://play.google/intl/ALL_jp/developer-distribution-agreement.html))。

<sup>11</sup> 最二小判昭和 56 年 10 月 16 日民集 35 卷 7 号 1224 頁 (マレーシア航空事件) では、マレーシア航空会社の運航するマレーシア国内便の航空機の墜落事故により死亡した日本人の遺族の提起する運送契約不履行を理由とする損害賠償請求事件について、裁判権の及ぶ範囲は原則として主権の及ぶ範囲と同一である一方で、例外的に我が国の裁判権に服させるのを相当とする場合もあり得るとし、その例外的な場合として、国際裁判管轄を直接規定する法規、条約、一般に承認された国際法上の原則も確立していない現状では、「当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理にしたがって決定するのが相当であり、わが民訴法の国内の土地管轄に関する規定、たとえば、被告の居所 (民事訴訟法 2 条)、法人その他の団体の事務所または営業所 (同法 4 条)、義務履行地 (同法 5 条)、被告の財産所在地 (同法 8 条)、不法行為地 (同法 15 条)、その他民訴法の規定する裁判籍のいずれかがわが国内にあるときは、これらに関する訴訟事件につき、被告をわが国の裁判権に服させるのが右条理に適うものというべきである」として、外国会社であるマレーシア航空が日本に営業所を有するのであるから、これを日本国の裁判権に服させるのが相当であると判示された。

<sup>12</sup> 最三小判平成 9 年 11 月 11 日民集 51 卷 10 号 4055 頁 (ファミリー事件) では、ドイツから自動車等を輸入している日本法人甲がドイツ在住の日本人乙に対して契約上の金銭債務の履行請求事件において、被告が我が国に住所を有しない場合であっても、我が国と法的関連を有する事件について我が国の国際裁判管轄を肯定すべき場合のあることは、否定し得ないところであるが、どのような場合に我が国の国際裁判管轄を肯定すべきかについては、マレーシア航空事件判決を引用し「当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により条理に従って決定するのが相当である」としたうえで、「我が国の民訴法の規定する裁判籍のいずれかが我が国内にあるときは、原則として、我が国の裁判所に提起された訴訟事件につき、被告を我が国の裁判権に服させるのが相当であるが、我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には、我が国の国際裁判管轄を否

定すべきである。」の一般論を述べ、当該事案においては、甲乙間の契約がドイツ国内で締結されたもので、甲が乙に同国内における種々の業務を委託することを目的としており、右契約において日本国内の地を債務の履行場所とすることが明示的に合意されていたわけではなく、乙が 20 年以上にわたりドイツ国内に生活上・営業上の本拠を置いており、乙の防御のための証拠方法も同国内に集中しているなど事情が存すると認め、日本国裁判所は本件訴訟について「国際裁判管轄権を有しない」と判示された。

<sup>13</sup> 民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律 (平成二三年法律第三六号) による改正。なお、施行期日は、平成 24 年 4 月 1 日。

<sup>14</sup> 『コンメンタール民事訴訟法 1』157 頁、菊井維大=村松俊夫原著 (日本評論社、第 2 版追補版、2014 年)

<sup>15</sup> 最三小判昭和 50 年 11 月 28 日民集 29 卷 10 号 1554 頁 (チサダネ号事件)

<sup>16</sup> 前掲 12・ファミリー事件判決。

<sup>17</sup> 『一問一答平成 23 年民事訴訟法等改正』133 頁、佐藤達文=小林康彦編著 (商事法務、2012 年)

<sup>18</sup> 前掲 15・チサダネ号事件判決は、原審である大阪高判昭和 44 年 12 月 15 日民集 29 卷 10 号 1585 頁が国際的裁判管轄の合意が成立したかどうかを判断するにあたって適用されるべき準拠法について「右の合意は訴訟行為的合意であり、かつ、問題が法廷地法の裁判権の排除に関するものであるから、本件国際的裁判管轄の合意の有効性の判断の準拠法は契約の準拠法ではなく、これを問題にする法廷地たる日本の国際民事訴訟法によって決定されるべきものと解する。」と判示した点を支持している。

<sup>19</sup> 前掲 17・134 頁

<sup>20</sup> 前掲 14・283 頁

<sup>21</sup> 同判決の詳細な評釈として、高橋宏司「外国専属管轄合意の一定性要件、公序法要件と独占禁止法」TKC ローライブラリー 新・判例解説 Watch◆国際私法 No. 32 (2022 年)

<sup>22</sup> もっとも、当該事案において問題となった専属的国際裁判管轄合意は、民訴法 3 条の 7 の規定が施行された平成 24 年 4 月 1 日より前の時点にされたものであることから、同条の適用を排除されている (改正附則 2 条 2 項) として、当該合意に民訴法 3 条の 7 の「直接適用がないことは明らかであり、国際裁判管轄に係る管轄合意である本件条項の有効性は、

条理に基づき判断すべきと解するほかない」と判示しており、本判決は、厳密には、同条2項の規定する一定性の要件について判断したものではない。しかし、同判決は、チサダネ号事件判決を引用したうえで、「ある訴訟事件について本邦の裁判所の国際裁判管轄権を排除し、特定の外国の裁判所だけを第一審の管轄裁判所として指定する国際裁判管轄合意は、(1) 当該事件が本邦の裁判権に専属的に服するものではなく、かつ、(2) 指定された外国の裁判所が、その外国法上、当該事件について管轄権を有する限り、原則として有効であると解するべきであり、上記合意が「ある訴訟事件について」の管轄合意である以上、その対象は一定の法律関係に基づく訴えとして特定されることを要するのであって(一定性の要件)、管轄合意の対象が一定の法律関係に基づく訴えとして特定されていないならば、そのような管轄合意は無効であるというべきである。」として、一定性の要件について判断することとしたものである。

<sup>23</sup> 横山潤『国際私法』356頁(三省堂、2012年)。なお、不法行為に基づく請求権のように、国際裁判管轄の合意がなされた時点で未だ発生していない請求権に関する訴訟についても当該合意をし得るかについて、「管轄合意は、少なくとも請求権がすでに発生している場合には不法行為上の請求権との関係においても行いうると解される。将来における不法行為上の請求権については、それが契約上の請求権と競合するかぎり許容されよう。」とする。

<sup>24</sup> 前掲17・136頁

<sup>25</sup> 前掲17・136頁

<sup>26</sup> 前掲17・140頁等

<sup>27</sup> 前掲22・横山355頁、手塚裕之・別冊NBL138号74頁(2012年)、高橋宏司・別冊ジュリスト256号165頁(2021年)等

<sup>28</sup> これに対し、任意法規や強行法規(絶対的強行法規とは異なり、民商法においていう強行法規の意味で、当事者の別段の合意を許さない法規を指す)については、国内で裁判されても、準拠法が外国法となれば適用されない。例えば、国際海上物品運送法には強行法規が含まれている(11条参照)が、判例には、同法は、国際私法を通じて外国法が準拠法となる場合には適用されないとするものがある(東京高判昭和44年2月24日高民集22巻1号80頁等)。

<sup>29</sup> Regulation No 593/2008 Article 9(1)

“Overriding mandatory provisions are provisions the respect for which is

regarded as crucial by a country for safeguarding its public interests, such as its political, social or economic organisation, to such an extent that they are applicable to any situation falling within their scope, irrespective of the law otherwise applicable to the contract under this Regulation.”

<sup>30</sup> 例えば、前掲22・横山355頁は「外国裁判所の専属的管轄合意の結果として、日本の裁判所が絶対的に適用すべき日本のいわゆる国際的強行規定の適用が潜脱される場合に、管轄合意の有効性を否定する余地は認められよう。さらに、合意管轄は、経済的・社会的強者が弱者にたいしてその意思を強いるという危険を伴う。たとえば、特定国の裁判所が事案を処理すれば勝訴が見込めるときに、経済的・社会的に優位にたつ者が、当該国の裁判所の専属的な管轄を強いて相手方に合意させたという事情あるいは内国裁判所の管轄権を排斥させたという事情がある場合には、そのような管轄権の合意の有効性を否定する余地を認めるべきであろう。」と主張する。また、前掲14・162頁も「日本の絶対的強行法規(独占禁止法等)の適用を免れる結果をもたらす管轄権合意もその効力を否定される」とする。

<sup>31</sup> 差止請求権を規定する独禁法24条について、東京地決平成19年8月28日判時1991号89頁は「本件では、当事者間に本件準拠法合意が存在するが、独占禁止法は強行法規であるから、準拠法の合意にかかわらず、本件に適用される。」と判示した。

<sup>32</sup> 土田和博「独占禁止法違反が主張された涉外事件における専属的国際裁判管轄の合意——島野・アップル事件東京高判(令和2.7.22東京高判)<経済法判例研究会295>」ジュリスト1560号102頁(2021年)

<sup>33</sup> 島野製作所事件判決の原審(終局判決)である東京地判令和1年9月4日判時2491号15頁は、不法行為(民法709条)を原因とする請求については同法20条によりC州法が準拠法とされたが、独占禁止法24条及びスマホソフトウェア競争促進法31条に基づく差止請求の場合については、同判決は判示していない。このほか、前掲31・東京地決平成19年などが参考になるものと思われる。

# 駐車場運営トラブルの法律実務

## (Legal Practice for Parking Lot Management Issues)

立川正雄・及川健一郎・山岸龍文

### 第1章 各種駐車場利用契約の法的性質

#### 第1節 駐車場利用形態による法的性質

##### 第1 駐車場利用契約

駐車場の利用については以下のような利用形態があり、利用形態により法的な性質が異なる。

- 1 郊外の青空駐車場（土地の賃貸借契約）
  - 1) 郊外の青空駐車場でみられるように、地主が、駐車場の土地を区画割して番号を振る等して、区切った区画（土地）を貸す形態。
  - 2) 駐車区画で区切られた土地を占有使用させて賃料（駐車料）の支払を受けるのに対し、借主は駐車場として当該区画を独占的に使用できるので、土地の賃貸借契約となる。
  - 3) 建物を所有する目的で土地を借りるわけではないので、借地借家法の適用はなく、民法 601 条以下に規定される「土地の賃貸借契約」にあたる。
- 2 駐車場の入口で車を預ける形態（寄託契約）
  - 1) 駐車場（保管場所）の入口で駐車場経営者が自動車を預かり、駐車場経営者が管理する駐車場内に経営者側が移動・整理して預かる形態なら、寄託契約（預かり契約）となる。
  - 2) 機械式タワーパーキングなども、寄託契約（預かり契約。民法第 657 条）

の性質が強いと考えられる。

- 3 コインパーキング（時間貸駐車場）利用の法的性質

【問1】コインパーキング（時間貸駐車場）で、どこでも空いている区画に利用者が自ら運転して駐車する形態の契約は、「土地の賃貸借」かそれとも「寄託契約」か。

【答】

- 1 特定の駐車区画（土地）に車を置かせてもらうという点では、土地の賃貸借契約に近いが、利用者は「土地を借りる」という意識が希薄であるし、駐車場経営者にも「あの駐車区画の土地を特定の利用者に独占的に使用させる」との意思はないので、純粋な「土地の賃貸借契約」とは異なる。
- 2 コインパーキングは駐車場利用者（預ける者）が、「あの駐車場に車を預ける」趣旨で利用するから、この点では寄託契約の性質を持つが、空き駐車スペースに自分で車を運転して行って車を置くので、「駐車場の経営者に自分の車を預ける」（寄託）という意識も希薄である。また、コインパーキングには、駐車場経営者以外も立ち入ることができ、誰でも容易に車両までたどり着ける状態になっており、また、管理人が常駐していない等、「完全に経営者が預かった」とも言えない。
- 3 結局、自走式コインパーキングの法的性質は、土地の使用という賃貸借契

約に類似する要素をもち、また、保管場所の提供という寄託契約に類似する要素を併せ持つ無名契約であると考えられる。

## 第2節 駐車場契約と建物賃貸借契約の関係

### 第1 駐車場契約と建物賃貸借契約の一体不可分性

【問2】ビルの一室をレストランの店舗として借りる際に、顧客用の駐車場として、ビルの敷地内の5台分の駐車場（平置き）を賃借した。店舗については、5年毎に更新される普通借家契約であるが、駐車場について年毎に更新される賃貸借契約として、契約書が別々に作成された。

賃貸人から店舗の賃料の増額を求められたため、これを拒否したところ、駐車場契約を更新しないとと言われてしまった。

店舗の賃借人は、駐車場を利用できなくなってしまうのであろうか。

#### 【答】

- 1 建物賃貸借契約と駐車場利用契約が別々の契約となっており、駐車場利用契約は、建物の賃貸借契約ではないので、民法上の土地の賃貸借契約であり、貸主が特段の理由なく、更新を拒絶することが可能であるのが原則である。
- 2 しかし、賃借人としては、駐車場が一緒に借りられるからこそ店舗を借りたのであって、駐車場がないと集客に悪影響が生じるので、駐車場部分だけの解約・期間満了による終了が認められてしまうと、かなりの不利益を被る。
- 3 同種の事案について、裁判例（福岡高判平成27年8月2日判決）は、①賃貸人・賃借人の双方の駐車場土地利用の必

要性、②賃借人が駐車場である土地を利用できないことによる損失の程度、③駐車場である土地利用に関する双方の認識・経緯等（特に借りたときの経緯）を総合考慮して、駐車場利用契約の更新を拒絶することによって、店舗の賃貸借契約の継続が困難となる場合には、店舗の賃貸借契約の更新拒絶による駐車場の明け渡し請求が「権利の濫用」になるとしている。

- 4 上記福岡高裁の判例の事例は、カラオケ店営業を目的として、店舗と駐車場は別々の契約で賃貸されていたが、実質的には一体として賃貸借されていること、店舗並びにその駐車場の各賃貸借契約について、店舗運営に駐車場が不可欠なこと、賃貸人側にしても駐車場のみでの利用価値は低いこと、店舗の周りの駐車場は店舗と一体として利用されることが社会経済上も望ましいこと、賃料が適正でない場合には賃料増額請求が出来ること等を考慮して、駐車場部分の土地の明渡し請求は権利濫用になるから認められず、その結果、駐車場契約の更新が認められ借主は使用を継続できるとした。ただし、駐車場部分には借地借家法の適用がないことから、借主が主張していた「駐車場の期間満了による更新拒絶には正当事由が必要である。」とする主張は認められなかった。
- 5 例えば、貸しビルの立体駐車場など、場所を特定しない駐車場利用契約は、上記の通り土地建物の賃貸借契約ではなく、寄託契約となるが、この貸しビルの建物の借家契約に付随する立体駐車場の利用契約又は寄託契約の更新拒絶による明渡し請求についても、上記の事案同様に権利濫用とされる場合があるものと考え

られる。

6 そもそも本件のようなトラブルが生ずる原因は、最初の建物賃貸借契約と駐車場利用契約の内容において、両契約が一体のものであることが定められていないからである。

1) 借主が「駐車場を借りることができることが、建物賃貸借契約を締結する条件であり、店舗と駐車場の契約は不可分一体に継続されないと困る。そうでないと借りない。」という事情ある場合は、店舗賃貸借契約の中に、駐車場契約も入れ、後記のような借家契約と駐車場契約の一体不可分の条項を定めるべきであった。

2) 逆に、貸主の立場で、あくまで、建物賃貸借契約と駐車場利用契約が別個独立の契約で、駐車場利用契約のみが終了することが想定されるのであれば、借主に対し、駐車場契約のみが解約されることがあり得ることを説明し、駐車場利用契約又は建物賃貸借契約の容認事項として、その旨を記載しておくべきであると考え。

**【建物賃貸借契約・駐車場利用契約が一体であることを示す特約例】**

**第〇条（特約・店舗賃貸借と駐車場契約の不可分一体）**

1 本件店舗賃貸借契約と駐車場契約は不可分一体のものとし、貸主は駐車場契約のみ中途解約したり、期間満了で駐車場契約のみ更新を拒絶することはできないものとします。

2 借主は前項に関わらず、本件駐車場の全部または一部について、店舗賃貸借契約と切り離して中途解約したり、期間満了で本件駐車場の全部または一部を貸主に返還できるものと

します。

**【注】**借主は、一緒に借り続ける必要があるが、貸主としては他のテナントもいるので、駐車場の全部または一部を返してもらってかまわないという場合にはこの項を追加する。

**3 貸主・借主は、本件店舗賃貸借契約と駐車場契約の両賃料について一括して借地借家法第32条の借賃増減額請求権を行使できるものとします。**

3) 戸建ての貸家に付属する駐車場、また特定のアパートの敷地内の駐車場のよう、借家人が借りてくれない場合には他に貸せないような状況であれば、貸主・借主双方から分離して解除できない以下の条項を入れることになる。

**第〇条（特約・建物賃貸借と駐車場契約の不可分一体）**

1 本件建物賃貸借契約と駐車場契約は不可分一体のものとし、貸主・借主とも駐車場契約のみ中途解約したり、期間満了で駐車場契約のみ更新を拒絶することはできないものとします。

2 貸主・借主は、本件建物賃貸借契約と駐車場契約の両賃料について一括して借地借家法第32条の借賃増減額請求権を行使できるものとします。

**第3節 放置車両の移動**

**第1 コインパーキングにおける放置車両の移動**

**【問3】**コインパーキング（時間貸駐車場）で、放置車両を合法的に処理したいが、処理の仕方は、「コインパーキング契約」を「土地の賃貸借」・「寄託契約」と解することで、違いが出るのか？

**【答】**

1 「コインパーキング契約」を「寄託契

約」と解することで寄託契約の性質上許される対処方法がある。同じくビル付属の駐車場など区画を限定していないため寄託契約と判断される駐車場であれば同じ処理ができる。

- 2 寄託契約は、寄託物を預かる契約であり、特定の土地区画を排他的に占有させる契約ではないので、駐車場の経営者側が、車を駐車場で移動しても契約違反にはならない。ホテルの3階のクロークでコートを預かり、遅くなる場合は、1階のクロークに移動してもかまわないのと同様である。
- 3 寄託契約となれば、例えば、入り口近くの区画に放置された車両を、一番奥の区画に移すことが法律上可能になる。
- 4 さらに、寄託契約の場合、正当な理由によって、預かり保管中の物（本件では車）を移動したとき（保管場所を変更したとき）は、現に保管物が存在する場所で返還すればよいとされている（民法664条但書）。

## 第2章 コインパーキングを寄託契約とする方法

【問4】コインパーキング等の契約を確実に寄託契約とするための対処方法はあるか？

【答】

- 1 コインパーキング等で寄託契約になる場合については、放置車両が発生した場合、「駐車場の移動」が適法だと認めてもらいやすくするには、利用約款を定める等の工夫をして対処した方がよい。
- 2 駐車場経営者は、コインパーキングを経営する場合、違反車両を移動したいと希望するであろうから、利用関係を寄託契約に近いものだとすることを契約で確定しておく必要がある。そのためには、

次のような工夫が必要。

- 1) 駐車場管理規程等に、駐車場側が車両を預かり保管し、その責任を負うことを定めた上で、「当コインパーキングの駐車契約は寄託契約である」ことを明記しておく。
- 2) 寄託契約であるから、違反車両はパーキング内の別の場所に移し、駐車場経営者の責任で保管することを契約書や駐車場の案内看板に明記しておく。ただし、駐車場内の事故・盗難等については駐車場経営者が責任を負わない旨も記載しておく必要がある。

## 第2章 国土交通省が認めるコインパーキングの放置自動車の処理方法

### 第1 放置車両の処理方法

【問5】国交省はコインパーキング内の長期滞留車（放置自動車）に対する対処方法を公表しているとのことだが、どのようなものか？

【答】

- 1 国交省は平成17年に社団法人全日本駐車協会等の協力を得て駐車場管理規程のひな型を作成した。その駐車場管理規程例（わかりやすく言えば、駐車場利用約款）を配布するにあたりコインパーキング内の長期滞留車（放置自動車）に対する対処方法を以下のように解説している。
- 2 【国交省の解説】
  - 1) 国交省は、放置車両は、「裁判所の競売（民法497条）」により処理すると解説している。
  - 2) 国交省が解説する「放置車両は、裁判所の競売（民法497条）」により処理

する」とは、「コインパーキングの駐車契約は寄託契約である」ことを理由に以下のような法的処理ができると考えたからである。

- ① コインパーキングは、駐車場運営者が車を預かる寄託契約である。
- ② 車を預けた者（寄託者）が取りにこない（放置された）。
- ③ 駐車場運営者（受寄者）は、車を返還する義務を履行したいが、寄託者を取りに来ないので返せない。
- ④ そこで、駐車場運営者（受寄者）は預かっている車を供託して保管の責任を免れることができる（民法第494条）。
- ⑤ しかし、車は、その性質上、「供託に適しない」ため、民法第497条により駐車場運営者は、裁判所の許可を得て競売できる。すなわち、物（自動車そのもの）では供託できないから、車を売ってお金にして供託所（法務局）に預かってもらうことができる。
- ⑥ この売却制度を、「自助売却」という。供託に適しないから供託に適するように売却して金に換えるというのが自助売却という制度である。この具体的処置方法については、後記第5章【事例研究】駐車場・コインパーキングのトラブル処理 第7 コインパーキングの放置車両を通常の裁判をせず競売により処理する方法（自助売却）を参照。

### 第3章 無断駐車車両の撤去の基礎知識

#### 第1節 陸運局登録の放置車両（軽自動車

以外）の所有者確認方法

#### 第1 車両の所有者の確認方法

【問6】私が経営する郊外の青空駐車場内に放置自動車があるが、駐車場の借主のものかどうか不明である。その駐車区画の契約者とは連絡が取れない。車両の所有者を確認する方法はどのようにしたらよいのか？また、撤去させるにはどのようにしたらよいのか？

【答】

- 1 「普通自動車」といわれる軽自動車以外の登録車両（陸運局管轄の車両・二輪車を含む）は、ナンバーが付いていれば、陸運局で「車の登録事項等証明書」を申請して、「車の所有者」「車の使用者」の住所・氏名を調査することができる。
- 2 ナンバーのついた軽自動車は市町村の軽自動車税課税台帳か、検査協会の「軽自動車検査記録簿」で所有者を確認できるが、この確認は後記の通り難しい。
- 3 登録車両（普通自動車）の所有者の確認方法
  - 1) 陸運局の登録事項等証明書  
原則として、誰でも（所有者でなくとも）上記登録事項等証明書の交付申請をすることができる（道路運送車両法22条）。
  - 2) 登録事項証明書の種類  
登録事項証明書には、現在登録事項証明書と詳細登録事項証明書の2種類がある。
  - 3) 2つの証明書の違い
    - ① 現在登録事項証明書は、現在の車の名義人や使用者のみが証明書に表示される。
    - ② これに対し、詳細登録事項証明書は、新車登録時から、現在に至るまでの所有者、使用者登録番号の移り

変わりなど、当該自動車に関するこれまでのすべての登録事項が記載される証明書である。

- ③ これまでの名義移転の経緯も参考になるので、放置車両対策には「詳細登録事項証明書」を取得するとよい。

## 第2 自動車登録事項等証明書交付申請の厳格化

【問7】平成19年に登録事項等証明書の交付申請手続が変更され、簡単に放置車両の登録事項等証明書を取得できなくなったのはなぜか？

【答】

- 1 これまでは、登録事項等証明書は自動車取引に必要であるし、公開されるべきものとして、身分証明書を提示すれば、原則として利害関係のない者であっても、ナンバープレートの番号（自動車登録番号）だけで請求ができた。
- 2 しかし、現実問題として、この登録事項等証明書を手に入れ車検証を偽造するなど、自動車窃盗等に悪用される事件が多く発生してしまった。その対策として、これまでは、申請者の身分証明書を提出させていたが、さらに今回、平成18年に道路運送車両法（平成18年5月公布）が改正され、登録事項等証明書の請求を規制する改正が、以下の通りされている。
- 3 原則的な登録事項等証明書の交付申請手続には以下の手続が必要
  - 1) ナンバープレートの番号（自動車登録番号）だけでは、登録事項等証明書の申請はできない。申請をするには、申請書に、車台番号の下7桁の記入をしなければならない。【注】車台番号は、国産車の場合、エンジンルームの奥の骨格部分、エンジンルームと居住

空間の境目のところに打刻されていることが多い。

- 2) ただし、自動車登録番号が不明なときは、車台番号全桁の記入により申請ができる。

## 第3 放置自動車の例外（登録事項等証明書の交付申請手続）

【問8】経営しているコインパーキングに放置されているナンバー付きの普通乗用車がある。撤去のため法的な手続きを取りたいが、所有者がわからない。どのようにすれば、登録事項等証明書を取れるか？

【答】

- 1 登録事項等証明書の交付申請に車台番号の記載が必要とすると、通常、車台番号はエンジンルームなど容易に見ることができないところに掲示してあるため、放置自動車の所有者探索のための登録事項等証明書の調査ができなくなってしまう。
- 2 そこで、今回の改正の中で、以下の事項を明らかにして請求すれば「私有地における放置車両の所有者・使用者を確認することを請求の事由とする」場合、車台番号の記載は不要となる。
  - 1) 車両が放置されている場所を住所で明確にする
  - 2) 見取り図を添付する
  - 3) 放置期間を明らかにする
  - 4) 放置車両の写真を添付する
- 3 その他申請に必要な事項等
  - 1) 申請の事由（目的）を交付申請書に記載すること  
例えば、「車両の撤去を求める訴訟を提起するために、●●地方裁判所に提出するため。」など。
  - 2) 請求者の氏名・住所を交付申請書に

記載し、かつ、下記の身分証明書のいずれかを提示すること

- ① 運転免許証
- ② 健康保険の被保険者証
- ③ 外国人登録証明書
- ④ 住民基本台帳カード（マイナンバーカード）
- ⑤ その他法令の規定により交付された書類であって、本人確認ができる書類

#### 4 車のナンバーの正式名称

- 1) 自動車（軽自動車以外の登録車）のナンバーの正式名称は「自動車登録番号標」という。
- 2) 軽自動車や自動二輪車のナンバーの正式名称は「車両番号標」という。軽自動車の「車両番号標」は、地方税課税のための標識としての性質を持つ。

### 第2節 軽自動車の所有者の確認方法

#### 第1 放置された軽自動車の撤去

【問9】経営している青空駐車場に契約者でない者が放置したナンバー付きの軽自動車がある。撤去のため法的な手続きを取りたいが、所有者がわからない。どのようにすれば、所有者がわかるか？

【答】

- 1 ナンバー付きの軽自動車は以下の方法で所有者を調査できる。
  - 1) 軽自動車税課税台帳証明書
    - ① 軽自動車税課税台帳証明書は土地の固定資産税評価証明書のような、軽自動車税の証明書である。
    - ② 市町村で発行している軽自動車税課税台帳証明書は、不動産の評価証明書と同じく税務関係の証明書で個

人の財産に係わるものであり、原則として、所有者本人しか取得することができない。

#### 2) 軽自動車検査記録簿

- ① 軽自動車検査記録簿は軽自動車検査協会が行った、軽自動車税の車検の記録簿である。
- ② 軽自動車検査記録簿には、軽自動車の検査及び自動車検査証の交付、記入、返納及び再交付に関する事項や、軽自動車の使用者及び所有者の氏名・名称・住所・自動車登録番号（ナンバープレート）・車体番号等が記載されている。プライバシーに係わるので、この登録簿も公開はされていない。
- ③ また、一旦車検を受けた軽自動車が譲渡された場合、自動車検査証記入申請書（いわゆる名義変更申請書）を提出して、軽自動車検査記録簿の所有者を変更する。この申請書は4枚綴りになっていて、その一部が譲渡証明書の役割を果たす。また、新しく所有者になる者の住所を証明する書類（住民票や印鑑証明書等）を提出する必要がある。従って、名義変更手続きがなされていれば、正確な現在の所有者の住所・氏名を知ることができる。

3) 軽自動車については、陸運局のように放置自動車の例外として、簡単に所有者を確認できる証明書の取得方法はない。

- 2 コインパーキングではなく、月極駐車場など、予め駐車場利用契約を締結している場合には、以下の対策を講じることで、軽自動車の所有者を確認することが

できる。

#### 1) 対策1

駐車場契約の際、借主に「軽自動車課税台帳証明書」を提出させておく。

ただ、これだけでは十分ではない。軽自動車を買換えたのに貸主に申告していなかった場合や、契約者以外が放置した場合は、すでに提出された証明書では役に立たない。

#### 2) 対策2

仮に、放置されている軽自動車が駐車場の借主のものであれば、予め駐車場契約書の中に、下記のように、代理権授与に関する条項を入れておき、かつ、委任状を受領しておくことで、所有者を確認することができる。しかし、借主の所有物でない放置自動車の場合は、事前に委任状を取得できないから所有者の確認は困難となる。

【注】契約書の中に代理権授与の条項だけ入れて、別に委任状を取らないと、市町村の窓口で、「委任状」として認められない場合が多い。

#### 【契約条項の文例】

##### 第〇条（代理権授与）

借主は、貸主に対し、表記駐車車両が軽自動車の場合、当該駐車車両につき、登録市町村に対する「軽自動車課税台帳記載事項証明書」の交付申請及び同証明書の受領についての代理権を授与する。

#### 【委任状の文言】

私は、●●●●（貸主の名前）に対し、以下の事項を委任します。

- 1 駐車場賃貸借契約に基づき、貸主に対して車両の所有名義を証明する目的で、下記車両に係る軽自動車課税台帳記載事項証明書の交付申

## 請及び同証明書の受領に関する一切の件

### 記

登録番号 ○○○○○○○

#### 第2 弁護士法 23 条照会による所有者調査

【問10】陸運局の登録自動車については、放置自動車の例外（登録事項等証明書の交付申請手続）で登録事項等証明書を取得できることはわかったが、それ以外の方法で登録事項等証明書を取得できないか？また、陸運局の登録のない軽自動車や原動機付き自転車について、所有者を調査できないか？

#### 【答】

- 1 陸運局の登録自動車も、軽自動車や原動機付き自転車についても、弁護士法 23 条照会（以下「弁護士照会」という）で下記の照会が可能である。

- 1) 軽自動車以外の自動車の登録事項等証明書

- ① 照会先：各運輸局（各運輸支局）  
（登録地にかかわらず全国の登録事項等証明書の交付が可能）

- ② 照会に車台番号を記載する必要はない。

- 2) 軽自動車の軽自動車検査記録簿

- ① 照会先：最寄りの軽自動車検査協会（登録地にかかわらず、全国の照会が可能）

なお、ナンバーだけで照会できる。

- ② ただし、軽自動車課税台帳記載事項証明書は税金の証明書なので弁護士照会で取得できない。

- 3) 原動機付き自転車の課税台帳記載事項証明書

照会先：各市町村

ただし、照会先の市町村は地方税法

第 22 条（秘密漏えいに関する罪）で回答ができないと拒否する例が多く、例えば横浜市は回答できないと通達されている。

放置状況を説明すれば、所有者に撤去を催告してくれる地方自治体もある。

第 3 軽自動車の軽自動車検査記録・軽自動車課税台帳記載事項証明書が非公開となっている理由

【問 1 1】普通自動車の車検証（登録事項等証明書）は誰でも取得できるのに、「軽自動車検査記録」の証明書や「軽自動車課税台帳記載事項証明書」は、なぜ他人がとれないのか？

【答】

1 陸運局に登録されている普通自動車は、土地・建物と同じで、陸運局の登録が不動産登記に相当し、この登録が権利取得の対抗要件となる（道路運送車両法 5 条）。

したがって、不動産登記と同じで、誰でも閲覧したり、証明書を取得できたりしないと、取引に困るので公開されている。

2 これに対し、軽自動車の場合は、単なる動産で、登録ではなく「引渡」が権利取得の対抗要件になる。

1) つまり、引渡を受けているものが所有者として対抗要件を備えているのであるから、取引の際に対抗要件確認のため、「軽自動車検査記録」の証明書や「軽自動車課税台帳記載事項証明書」は必要とされないの、利害関係人以外は閲覧や証明書を取得したりできないようになっている。

2) 「軽自動車課税台帳記載事項証明書」は、不動産の固定資産税評価証明

書と同じく、個人の資産である車の課税評価の書類でプライバシーに関するものとして非公開とされている。

3) 地方税法 22 条では、「秘密漏えいに対する罪」を定めているため、「軽自動車課税台帳記載事項証明書」は、先の弁護士照会でも開示しない地方公共団体が多い。

## 第 4 章 自走式立体駐車場に関する法律関係

第 1 立体駐車場用地の賃借と借地借家法の適用

【問 1 2】ショッピングセンターに併設する鉄筋コンクリート製の自走式立体駐車場（5 階建・駐車場内と外界を遮断する外壁が存在しない）を建設するために土地を借りたいが、借地借家法の借地権として敷地を借りることができるか？

【答】

1 駐車場内と外界を遮断する外壁が存在しない自走式立体駐車場は、借地借家法の「建物」に該当しないので、敷地を借地借家法の借地権として借りることはできない。したがって、法定更新が認められないため、借地人が半永久的に敷地を利用して自走式立体駐車場を維持することはできない。

2 自走式立体駐車場も一見建物のように見えるが、完全に壁がなく、入り口もシャッター等で外界と区分されていないので、「建物」とはいえない。建物と評価できなければ、構築物にすぎず、「建物」所有目的の敷地利用権である借地借家法の借地とはならない。なお、借地借家法上の建物にはならないが、自走式立体駐車

場は、建築基準法では「建築物」として建築確認が必要である。

- 3 建物所有を目的としない土地の賃貸借又は地上権の設定は、借地借家法の適用がない（借地借家法上の借地権とは言わない）。
- 4 立体駐車場の敷地を民法の賃貸借契約に基づいて賃借する場合、「民法による借地賃貸借契約」とか、「民法による借地権」と言われ、建物所有を目的としない（建物にならない構築物の所有目的の）土地の賃貸借契約となる。そのため、期間満了の際に、貸主との合意で更新できない場合は、立体駐車場を取り壊して、敷地を明け渡さなければならない。
- 5 なお、2020年4月1日施行改正民法第604条1項により、最長50年を契約期間とする民法上の土地賃貸借契約が締結できるようになった。

## 第2 地上権による自走式立体駐車場の敷地確保

【問13】鉄筋コンクリート製の自走式立体駐車場を作るため、この敷地を地主から期間60年で借りたい、いい方法はないのか？

【答】

- 1 地上権であれば、法律上期間の上限は設けられておらず、期間50年を超える期間（判例学説は永久地上権も認める）を設定することが可能であり、期間を60年と定めることも認められる。
- 2 地上権は「工作物または竹木を所有するため」であれば設定ができ、自走式立体駐車場は工作物なので、地上権を使えば、改正民法が定める50年を超える期間で土地利用権の設定ができる。
- 3 地上権の要件である「工作物」とは、建物・トンネル・橋・鉄塔・人工池・溝（み

ぞ）・堀（ほり）・銅像・モニュメントなど地上・地下に設置される建造物を指す。なお、建物について地上権を設定すると借地権になり借地借家法が適用される。

- 4 ただ、地上権は物権であり、地主の承諾なく自由に売却ができるため、地主が地上権を設定することを認める例は少ない。

## 第3 敷地売却による駐車場の貸主の地位の移転

【問14】地主が土地を所有しており、これまで青空駐車場として運営してきたが、マンション用地としてデベロッパーにこの土地を売却した。買主は直ちに建物を建てる予定がないので、前所有者の駐車場経営を引き継ぎ、当面これまでの借主に駐車場として貸し続けたい。借主の同意なく、売主は買主に、駐車場の貸主の地位を移転できるか？

【答】

- 1 青空駐車場の賃借権は、第三者に対して対抗力が無いため、青空駐車場を買い受けた第三者（新所有者）に対して、駐車場の利用権を対抗することができない。そのため、青空駐車場の所有権が新所有者に移転しても、駐車場の貸主の地位が新所有者に当然に移転するものではない。
- 2 そのため、2020年4月1日に改正民法が施行される前は、新所有者が駐車場利用契約における貸主の地位を承継し、駐車場運営を継続する意思があったとしても、この地位の移転について、借主の同意を得る必要があると考えられていた。
- 3 しかし、借主の同意を得なくても、借主が賃借目的物の利用を継続できるので

あれば借主の不利益は生じないので、民法第 605 条の 3 は、賃借権に対抗要件がない場合でも、駐車場敷地の売主と買主が合意すれば、借主の同意なく貸主の地位を買主に移転できると定めた。

4 したがって、売主・買主間で青空駐車場の貸主の地位の承継については、借主の同意を得ることは不要である。

5 なお、以上の取扱について注意的に定めておきたい場合の特約の例は以下のとおりである。

#### 【特約例】

第〇条 本件駐車場敷地を貸主が第三者の譲受人に譲渡した場合、貸主と譲受人との間で、本件駐車場の貸主の地位を譲受人に移転する合意が成立したときは、本件駐車場契約の貸主の地位（借主に対する敷金返還義務を含む）は、譲受人に当然移転するものとし、貸主は敷金返還義務を免責されるものとする。

## 第 5 章 【事例研究】 駐車場・コインパーキングのトラブル処理

第 1 所有者と連絡が取れるが駐車料を支払わない場合

【問 1 5】 コインパーキング内に放置された車は 2000 cc の乗用車に、ナンバープレートがついており、陸運局で放置自動車の特例で調べたところ、所有者の住所と名前が判明した。ただ、中古車としての価値はない。どのような対処をしたらよいか？

【答】

1 移動以外の対処方法（警察に盗難届が出ていないか照会する）

1) 現実問題として、先に見た国交省の

注意書きにもあったが、放置車両が盗難車の場合もあるので、盗難届がないかどうか警察に照会する必要がある。

2) 盗難届が出ている車については、警察が引き取ってくれることが多い。

2 特定記録郵便（内容証明郵便でもよい）で車両撤去と駐車料の請求書を所有者宛に発送する。

1) 所有者が持ち込んで駐車したのか、それとも借りた者か、買受人なのに名義変更していない者が駐車したのかわからないので、とりあえず所有名義人に請求書を出してみる。

2) 特定記録郵便は、送付した郵便が、宛先の郵便受けに投函されるので、相手方が不在でも配達される。また、配達された日時が記録され、郵便物を配達したことが確認できる郵便。特定記録郵便が届けば、相手方本人が現にいるかどうかまでは分からないが、少なくとも郵便物が届く状態であることが確認できる。

3) 内容証明郵便も書留も受取人が不在だと届かない。これに対し、特定記録郵便ならば、受取人が受け取りを拒否することもなく、不在であっても、郵便受けに入れられるので、郵便が届いたことになる。

4) 特定記録郵便で請求書を出したが「転居先不明」で戻ってきたときは、相手方が居住しているかどうか現地調査をする。

5) 特定記録郵便で請求書を出し、請求書が相手方に届いているのに何の反応もなければ、内容証明郵便等で正式に撤去と駐車料金を請求する。もちろん最初から内容証明郵便でもかまわない。

3 請求書の内容は以下の通り。

- 1) ○○○○年○月○日までに未払駐車料○○円を支払うよう請求する。
- 2) コインパーキングの駐車場管理規程で長期間（例えば7日間以上）の駐車はできないと定められていれば、この規定を根拠に、駐車場管理規程により直ちに撤去請求をする。
- 3) 2)により解除がなされた場合、解除の日から○日以内に自動車の撤去、駐車場の明渡しを請求する。
- 4) 所有名義人である貴殿は、本件放置車両を本件駐車場に駐車したのではない場合でも、撤去義務を負うので、売却した買手等の事情を説明していただきたい。

4 内容証明郵便が不在（配達できる状態ではあるが受け取らない）で戻ってきてしまったときは、再度送り状を付け特定記録郵便で発送する。

ただし、特定記録郵便は、郵送した郵便物の内容までは記録されないのので、その点で内容証明郵便に比べると、証明力の弱い手続きになってしまうが、すでに発送した内容証明郵便を送るので、内容証明郵便を再度出すよりは相手に届きやすいという点でメリットがある。

- 1) 相手が独身者で、アパートに一人住まいしているような場合、内容証明郵便を送付しても、相手が受領せず戻ってくることもある。そのような場合、戻ってきた内容証明郵便を、以下の送り状を付けて特定記録郵便で再発送する方が、相手方が読む可能性が高い。
- 2) 送り状には、「○月○日にお送りした内容証明郵便が留置期間経過で返って参りました。改めて本日○月○日に特定記録郵便でお送りします」といっ

た記載をしておけばよい。

- 3) 送り状は、送った証拠になるのでコピーして保存しておくといよい。
  - 4) 特定記録郵便ならば、送付した内容証明郵便が相手の郵便受けに投函された日時が記録され、相手に請求書が届いていると裁判所は認定してくれる。この手続きで、撤去請求・未払い駐車料の催告をしたことを主張できる。
  - 5) この方法は、借家の滞納賃料の催告・契約解除にも利用できる。
- 5 実務的には早期の対応が重要
- 1) 転居・夜逃げ等で利用者・使用者・放置者との連絡が取れなくなったり、後の処理に手間がかかったりするので、連絡が取れるうちになるべく早く対処すべきである。

2) コインパーキングの放置車両は、利用者が車を放置して転居してしまうことが多いので、放置者と連絡が取れ、交渉できるうちに、不払いを起こした放置者に、自主的に車の撤去をさせることが第一のポイントである。

3) 実務では、半年以上も放置車両をそのままにしている例が多い。相手との連絡が取れなくなり、また、料金もかさんでしまい、処理ができなくなることが多いので、放置車両を長期間放置することは好ましくない。

## 第2 解除通知の必要性

【問16】前問では、契約解除・車の撤去請求・未払い駐車料の催告を兼ねた書面を利用者に送らなければならないように説明されたが、解除通知が借主に届かないと放置車両の撤去請求はできないのか？

【答】

1 時間貸しのコインパーキングで、後記のような利用の最長期が駐車場管理規程に定められていれば、駐車場契約を特に解除しなくとも、車両の撤去請求が可能である。保管期間（駐車場利用期間）の上限が定められているからである（利用期間上限を超えると利用権が消滅する）。

2 また、駐車区画を定めて賃貸借契約で貸している駐車場に、契約者以外が無断駐車をした場合も、契約関係はないから撤去請求をするのに解除通知は不要になる。

3 ところが、以下のような場合には、コインパーキング利用契約を解除しないと車両の撤去請求ができない。

1) 期間を1年というように長期契約で駐車区画を定めて賃貸借契約で貸したが、駐車料の不払いが生じたため、期間途中で解約して車両の撤去を求める場合。

2) 駐車場管理規程で長期間（例えば7日間以上）の駐車はできないとの定めもなく、後払いになっている場合は、明渡し請求や解除による明渡し請求は法的に難しい。従って、駐車できる最長期間は必ず定めておく必要がある。

**駐車場管理規程例（時間制利用の利用期間）**

**第〇条 駐車場の1回の利用（定期駐車券による利用を除く。）は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者（以下「管理者」という。）の判断によりこれを延長**

することができる。

**（引取りの請求）**

**第〇条 時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第〇条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。**

**第3 放置自動車がオートローンの担保で信販会社の所有名義になっていた場合**

**【問17】** コインパーキングで土地所有者が、その駐車場の一区画に放置されている自動車の所有者を調べたところ、所有名義はその自動車の購入代金を立替払し、所有権を留保している信販会社になっており、使用者は個人であるが登録上の住所には住んでいなかった。このコインパーキングを営んでいる土地所有者は、所有権に基づき、信販会社に対し、その撤去と駐車を開始した時からの駐車場の使用相当損害金の支払いを求めることはできるか？

**【答】**

1 信販会社に対するオートローンが滞納されており、信販会社が使用者から本件車両の引渡しを受け、これを売却してその代金を残債務の弁済に充当することができるような状態になっていれば、信販会社は車の撤去義務を負う（最判平成21年3月10日）。

2 信販会社のオートローンは以下のよう

なシステムになっている。

- 1) 信販会社が車の購入者に車の購入代金を立替払いする。
  - 2) 購入者は信販会社に立替払いをしてもらった代金及び利息を毎月分割して支払う（例えば5年のローンなら60回払い）。
  - 3) 自動車の所有権は自動車販売店から信販会社に移転され、オートローンを完済するまで担保として信販会社に留保される。
  - 4) 購入者が信販会社への支払いを怠ったときは当然に期限の利益を失い、期限の利益を喪失した場合、信販会社に購入者に対する、車両の引渡しを請求する権利が発生する。
  - 5) 信販会社は引き渡しを受けた車両を売却し、未払いの立替金に充当する。
- 3 逆に、信販会社に対するオートローンが毎月正常に支払われており、信販会社が期限の利益を喪失させて使用者から本件車両の引渡しを受け、これを売却することができない状態では、信販会社は車の占有を取得して、処分する権限がないので撤去義務を負わない。
- 4 また、車の使用者がオートローンを完済しており、信販会社は車の所有者に名義を変更できない状態になっていただけでは、この判例からすると、土地所有者は名義人の信販会社に対し車の撤去請求ができないことになる。信販会社は名義人にはなっているが、オートローンが完済しているので車の引渡しを求めることができず、車の撤去義務を負わないからである。加えて、信販会社に不法行為責任は発生しないから、未払い駐車料も請求できない。
- 5 駐車場の運営者は、信販会社に対し、

駐車を開始した時からの駐車場の使用相当損害金の支払いを求めることはできない。駐車料を請求できるのは「信販会社が駐車料を滞納していることを知ったとき」からである。その理由は以下の通り。

- 1) オートローンが滞納されており、信販会社が使用者から本件車両の引渡しを受け、これを売却して、その代金を残債務の弁済に充当することができるような状態になっていれば、信販会社が車の引渡しを求めることができるから、「信販会社はその所有物で駐車場の土地を不法占拠している」といえる。従って、信販会社は車のローン債務者が滞納によりオートローンの期限の利益を喪失するまでの滞納駐車料については責任を負わない。
- 2) さらに、前記最高裁判例は、「当該自動車コインパーキングの土地所有者の所有権の行使を妨害している事実を知らなければ、信販会社は不法行為責任を問われることはなく、上記妨害の事実を告げられるなどしてこれを知ったときに不法行為責任が発生する」として、信販会社はオートローン滞納で期限の利益を購入者が喪失しただけでは足りず、駐車料も滞納していることを知ったときからでないと、駐車料については責任を負わないとしている。
- 3) なお、「不法行為の責任発生には、故意過失が必要である。」というのは、不法行為責任発生の一般的要件である。
- 4) 最高裁が「信販会社が駐車料を滞納していることを知ったときから責任を負う」としたのは、信販会社が所有権留保している車の所在・駐車料の支

払いの有無まで事前に管理できないという実情を考慮したものと思われる。

6 ファイナンスリース・譲渡担保の場合、車の撤去義務・利用料の支払い義務は以下のように考えられる。

1) 車の購入者がリースを使う場合、販売会社がリース会社に車を売却し、実質的な購入者が、リース料を支払って車を利用する。

2) リース会社はリース料の担保として車の所有権を取得する。リース料が滞納され、リース会社が車の返還請求権を取得したときから、リース会社が車の撤去義務を負い、車が放置され駐車場運営社側に損害が発生していることをリース会社が知った時から、駐車料の支払い義務を負う。

3) 登録自動車を譲渡担保にした場合も同様であり、所有名義は債権者に移るが、担保権者の車両撤去義務はリースでも譲渡担保でもこの最高裁判例と同じになる。

4) 要するに、オートローンが滞納され、ローン会社・リース会社が車の引渡請求権を持っていないと、駐車料について不法行為責任は負わない。

#### 7 【参考判例】

最判平成 21 年 3 月 10 日（民集 63 卷 3 号 385 頁、判時 2054 号 37 頁）

##### 【事案】

駐車場の土地所有者が、その駐車場の一区画に放置されている自動車について、その自動車の購入代金を立替払いし、所有権を留保している信販会社に対して、土地所有権に基づき、その撤去と駐車場の明渡しを求めるとともに、駐車場の使用相当損害金の支払いを求めた。

##### 【判旨】

1) 本件立替払契約によれば、信販会社が車両の代金を立替払することによって取得する本件車両の所有権は、本件立替金債務が完済されるまで同債務の担保として信販会社に留保されているところ、信販会社は、使用者が立替払金債務について期限の利益を喪失しない限り、本件車両を占有、使用する権原を有しないが、使用者が期限の利益を喪失して残債務全額の弁済期が経過したときは、使用者から本件車両の引渡を受け、これを売却してその代金を残債務の弁済に充当することができるようになる。

2) …（上記のように）残債務の弁済期が経過した後は、留保所有権が担保権の性質を有するからといって、撤去義務や不法行為責任を免れることはないと解するのが相当である。

3) …もともと、残債務弁済期の経過後であっても、留保所有者は、原則として、当該動産が第三者の土地所有権の行使を妨害している事実を知らなければ不法行為責任を問われることはなく、上記妨害の事実を告げられるなどしてこれを知ったときに不法行為責任を負うと解するのが相当である。

#### 8 【解説】

1) 自動車の使用者が代金を滞納して期限の利益を喪失している場合、代金を立替払いした信販会社に対しても、放置自動車によって土地所有権の行使が妨害されている旨を知らせれば不法行為責任を問えるので、かかる責任を問われるのを避けるため、事実上撤去・回収をしてもらえると思われる。

2) 逆に、信販会社が立替金全額の返済を受けた場合には、名義が信販会社に

あっても、撤去義務を負わないことになる。

#### 第4 前所有者の名義になっていた場合

【問18】コインパーキングで土地所有者Aが、その駐車場の一区画に放置されている自動車の所有者を調べたところ、所有名義はその自動車を売却した前所有者Yの名義のままになっており、前所有者Yは売買代金全額の支払いを受けたため、自動車の名義変更の書類を買主Xに渡したにもかかわらず、名義変更されていなかったことが判明した。このコインパーキングを営んでいる土地所有者Aは、所有権に基づき、車の所有名義人になっている前所有者Yに対し、放置自動車の撤去と駐車を開始した時からの駐車場の使用相当損害金の支払いを求めることができるか？

#### 【答】

1 前記担保権者が撤去義務を負うかの最高裁判例は、使用者として実質的所有者（買主）が登録されているが、信販会社が所有権留保をしている事例である。これに対し、本問は、買主が使用者として登録されているわけではなく、撤去請求する側は、登録の所有者（売主）しか知ることができない。従って、本件では、名義人となっている売主に撤去請求できると解すべきである。その理論的根拠は次のように説明できる。

1) 自動車の所有権を第三者に対して主張する場合は、自動車登録を行わなければならない。この場合、所有権を取得したことはもとより、所有権を失ったことについても、自動車登録ファイルの登録内容に反映されていなければ、第三者に対して主張できない（自

動車車両運送法第5条は、「登録を受けた自動車の所有権の得喪は、登録を受けなければ第三者に対抗することができない」と定めている。）。

2) したがって、売主（名義人）Yは、所有者の登録名義を変更しないと、自分が所有者でないことを土地所有者Aに対して主張できないことになる。よって、土地所有者Aは、売主（名義人）Yに対し、所有者の責任として自動車の撤去を求めることができる。法律の一般論として、土地所有者Aの土地に自己所有物である車が置かれている場合、その車を買主Xが置いた場合でも、売主Yが所有名義人であれば、登録名義人のYに撤去義務がある。）上記理論構成は、以下の判例から認められる可能性がある。

建物の不動産登記について、元の所有者が所有権移転登記手続きをしないまま、建物を他人に譲渡して移転登記をせず放置していたが、その建物の土地の利用権限がない場合（建物の撤去義務が建物所有者にある場合）。

土地の所有者が、建物登記の名義上の所有者に対して、土地明渡しを求めた事案について、最高裁判所は、「他人の土地上の建物の所有権を取得した者が自らの意思に基づいて所有権取得の登記を経由した場合には、たとえ建物を他に譲渡したとしても、引き続き右登記名義を保有する限り、土地所有者に対し、右譲渡による建物所有権の喪失を主張して建物収去・土地明渡しの義務を免れることはできないものと解するのが相当である」（最判平成6年2月8日）と判示している。

4) 不動産の登記制度と自動車の登録

制度は、いずれも、誰が所有者であるかの情報を公示することによって、不動産や自動車の取引の安全を図るという目的の制度であり、かかる目的が共通しているので、上記判例の考え方が、自動車登録制度にも当てはまるものと考えられる。

5) 実質的にも、前記担保のための所有権留保は、買主が使用者として登録されているが、本件では、撤去請求を求める者(駐車場経営者)は、所有の登録名義人しか知ることができない。本件のような場合、もし真実の所有者(買主)にしか撤去請求できないとすれば、撤去請求の相手方を特定することが困難となってしまう。

2) ただ、上記平成6年の最高裁判例は、平成21年の上記最高裁判例で変更されているかどうかは議論が分かれるところであるが、今後明確に平成6年の最高裁判例が変更されるまではこのように考えて良いと思われる。

### 3) 利用料金について

1) 不法行為による請求：本件の場合、利用料金については、平成21年の上記最高裁判例が適用されると考えられるので、車の所有名義人がコインパーキングに駐車したのではない場合、コインパーキングに放置されたことを知った日以後の駐車料しか不法行為責任を負わないと解される可能性がある。

2) 留置権：駐車場経営者は、車を放置されて駐車料の債権を持つので、車の返還請求者に対し「駐車料全額を払わなければ車は返還しない(留置する)」という権利を有する。この留置権は、車の所有者(名義人)が駐車した場合

でなくとも車の所有者(名義人)に請求できる。前記最高裁判決では、留置権が判断されていないが、留置権を根拠にすれば、全額請求できる可能性はある。ただ、駐車場経営者は、車の撤去が主目的なので、留置権の行使はあまり現実的でない。

### 第5) コインパーキングにおける長期放置車両の移動

【問19】コインパーキングにおいて、長期放置車両が発生したので、陸運局で証明書を取り、所有者・使用者に撤去の請求書を出したが、該当者が送付先住所にいないという理由で戻ってきてしまった。そこで、とりあえず自動車を邪魔にならない場所にレッカー移動することはできるか？

#### 【答】

- 1) 契約の範囲内での移動であれば可能
  - 1) 契約を寄託契約とすれば、常識上認められる範囲内での移動であれば可能である。
  - 2) コインパーキングや、場所を特定しない駐車場については、特定の土地(駐車場区画)を排他的に借主に占有させるという土地賃貸借契約としての意味合いが弱く、寄託契約類似の性質を持つからである(駐車場経営者が「車を預かっている」と認められる範囲内で保管していればよい)。
  - 3) また、駐車場管理規程例にならって、駐車場管理規程を定めている場合は、以下のように移動権限を管理者に与える約定がある。

#### 駐車場管理規程例(車両の移動)

第○条 管理者は、第○条の場合において、管理上支障があるときは、そ

の旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

2 上記移動の権限を定めた駐車場管理規程がなくとも、コインパーキング等区画を定めない駐車場契約では、

1) 駐車契約は寄託契約類似の性質を有している。

先に説明したように、コインパーキングは、土地賃貸借契約の性質よりは、寄託型契約の性質の方が強い。そこで、トラブルへの対処の便宜を考えた場合、寄託契約の条項と理論で処理できるように、駐車場管理規程・利用約款等を備え、寄託契約であることが明確になるように定めるべきである。

寄託契約であるなら、寄託物の保管場所の移転は、寄託契約の趣旨に反しない限り、受寄者(受託者)の判断でできることになる。例えば、ホテルの3階クロークで預かったコートを利用者が取りに来ないので、ホテルの1階クロークに移して保管するのと同じである。

2) 土地の賃貸借と考えられる場合

駐車場でも、月極めの駐車場のように特定の区画を利用者に専用として(排他的に)使わせるという場合は、利用者は、特定の「〇区画」(土地)を排他的に使える権限を有するから、駐車場経営者は勝手に車を他の駐車区画に移動できないことになる。

第6 コインパーキングにおける放置車両の遠方への移動

【問20】都区内の駐車場で、駐車場利用券の裏に、あるいは看板に表示した駐車場利用規程に、「契約違反の車両は、

千葉の〇〇に移動します。千葉までのレッカー代等は利用者の負担とします。」と定めた場合有効か?

【答】

1 このような遠方への移動は駐車場契約を寄託契約と判断出来ても許されないとと思われる。

2 また、消費者契約法が適用される場合、「消費者に一方向的に不利益(消費者契約法10条)」として無効となる可能性がある。

3 民法664条但書では、寄託契約の場合、正当な理由があれば、寄託物を転置できるが、転置できる範囲は、寄託者の受領が困難になる場合までは想定していないと考えられる。

4 また、利用者が消費者の場合、他県への移動を認める定めは、消費者に一方向的に不利な特約として無効となってしまう可能性がある。内容によっては、移動は適法だが、レッカー代の負担特約は無効とされる可能性もある。

第7 コインパーキングの放置車両を通常  
の裁判をせず競売により処理する方法  
(自助売却)

【問21】私は、コインパーキングを横浜市内で経営しているが、入口付近にもう3か月もナンバーの付いた自動車が放置されており、大変困っている。この車は、多少価値はありそうだが、それほど高く売れる車ではない。面倒なので未払駐車料の回収は諦め、早く車を撤去処分したい。駐車区画から車を撤去せよという正式な明渡しの裁判をしないで、簡単に車を撤去処分する方法があるか?

【答】

1 放置車両を差し押さえて競売し、未払

い駐車料を回収することを諦めるならば、前記に説明したとおり「供託のための自助売却」手続きを使えば、正式裁判をせずに、車を競売して処理することが可能。ただし、自助売却は供託の準備行為なので競売した代金は、未払い駐車料等に充当はできず、供託する必要がある。

## 2 自助売却による処分の可能性

### 1) 自助売却の制度

① 自動車を預かる駐車場の立場としては、契約期間が切れた放置車両については、返還しようにも返還すべき相手がわからない。

② そのため供託の制度を使うことができる。言い換えると、返す相手の代わりに国に返すべき車を預かってもらうことになる。

③ しかし、供託所は現金や有価証券でなければ預からない。

④ そこで、供託所が預かりやすい現金にするため裁判所に自助売却の許可を求め、車を売却してその代金を供託することになる。

2) 自助売却の制度においては、本来駐車場に持ち込んだ者が所有する車であっても、その車が他人のものであっても競売できるとされている。つまり、誰の車でも競売できる。

3) 具体的な売却手続きは競売手続きを使うことになり、競売手続きでは「他人の所有物」を競売することは原則として許されていない。例えば、リース会社・信販会社の所有名義ではあるが、ローンの返済は完了しているような場合、横浜地裁では所有名義人（リース会社・信販会社等）の承諾書があれば所有名義人が当該駐車場に放置した車でなくとも、競売を認めた先例がある。

4) 自助売却をするには、まず民法第497条(供託に適しない物等)に基づき、駐車場を管轄する地方裁判所に、非訟事件手続法83条、81条により許可を申請する。

### 3 弁済のための競売許可取得後の競売手続き（名義変更手続き）について

1) 登録自動車は、競売手続き（民事執行法195条により「担保権実行としての競売」手続き）を行うことができる。競売手続きを使うことができれば、登録自動車は、裁判所の嘱託で登録名義を変更できる。

2) 軽自動車は民事執行法の担保権実行としての競売（不動産の抵当権等の実行手続）が使えないため、動産競売の手続きで行う。

軽自動車の場合には、車検証等の名義変更は、裁判所が嘱託で行ってくれないので、検査協会への車検証の名義変更手続は自分で交渉する必要がある。

## 第8 訴訟による車の差押競売による未払駐車料の回収（放置車両問題の解決）

【問22】横浜市内のコインパーキングに横浜ナンバーの高級外車が放置され、未払駐車料が100万円を超えている。コインパーキングの経営者Xが陸運局を調査したところ、高級外車の所有者が判明した。この高級外車は、100万円程度の価値はありそうなので、差し押えた上で競売をして、未払駐車料を回収したい。どのようにすればよいか？

### 【答】

1 未払駐車料という金銭の支払い請求権（金銭債権）を根拠に、支払い請求訴訟を起こす。

2 例えば、100 万円を支払えという確定判決を取得したときは、この判決に基づき、駐車してある車を差し押さえて強制競売にかける。

3 中古自動車の買い取り会社にこの車を競落してもらったり、コインパーキングの経営者が自ら競落して、中古自動車の買い取り会社に転売することで回収ができる。

4 さらに、この差押競売による車の所有権移転により、放置車両問題が解決できる。

#### 第9 自動車が無価値物の場合の措置

【問23】コインパーキング内に放置された車は2000ccの乗用車に、ナンバープレートがついており、陸運局で調べたところ、所有者の住所と名前が判明した。ただ、中古車としての価値は全くない。どのような対処をしたらよいか？

#### 【答】

1 このような場合には、未払駐車料だけの支払い請求訴訟ではなく、放置車両の撤去・駐車区画の明け渡しの請求訴訟を起こさなければならない。

2 自動車が鉄屑同様で、価値がない場合には、競売申立てができない。

3 判決取得後、裁判所・執行官と「競落するから、差し押さえをして欲しい」と交渉を行うと、価値がほとんどなくとも競売してくれることがあるので、裁判所・執行官と交渉してみるとよい。

4 この、車の差押・競売手続きができないと、駐車場の土地の明け渡しの強制執行はできるが車の名義を変更することができず、廃車手続きができないので、実務上、合法的に廃棄手続きを行うことが困難となってしまう。

5 そのような場合、明け渡しの強制執行の中で処理できないか、執行官と交渉してみることも考えられる。無価値物であるということになれば、放置されたゴミと同様、貸主側で処分してよいと言われることがある。

6 この場合、「放置車両」をゴミとして処分することになるが、貸主は所有者でないので正式な廃車手続きはできない。

但し、車検証の有効期限が切れて3年が経過すると、国が職権で登録を抹消する扱いがなされている（道路運送車両法第15条4項・5項、国交省平成18年4月7日自動車登録関係について（参考資料）参照）。

#### 第10 盗難車等の所有者に対する未払料金の請求

【問24】コインパーキングに、1か月以上も放置してある登録自動車がある。調査の上、所有者に引取（撤去）と未払駐車料の支払いを求める内容証明郵便を送付した。

すると、所有者が現れて「車は引き取るが盗まれたもので、自分が駐車したわけではないから未払駐車料は払えない」と主張している。未払駐車料は、盗まれた所有者に請求できないのだろうか？

#### 【答】

1 自動車が盗まれたものであれば、所有者との駐車場利用契約は成立していない。

そのため、自動車の所有者に駐車場利用契約に基づいて料金を請求することはできない。

2 留置権の更新による賃料回収

ところが、駐車場の利用約款により、寄託契約であることが明らかな場合に

は、駐車場側は、所有者に対し、「請求権はないが、留置権はあるので未払駐車料を払うまで、車は返還しない」と主張して駐車場利用料が支払われるまで車の引渡を拒否できる（民法 295 条の留置権）。

3 コインパーキングに他人から借りた車を駐車した場合でも駐車場側は留置権を主張できる。

1) 所有者以外の者が他人名義の自動車（リース会社所有物・友人の車等）を駐車した場合でも駐車場側は留置権を主張できる。

2) 「他人の物の占有者」、すなわち他人の車を預かっている駐車場経営者は、「その車に関して生じた債権を有するとき」、すなわち未払駐車料の請求権があるときは、「その債権の弁済を受けるまで」、すなわち未払い駐車料を全額払ってもらうまでは、その車を留置することができるということである。

3) その車の所有者でも、他人が持ち込んだ場合でも、留置権を主張して、未払駐車料の支払いがあるまで車を留置することができる。

4) 実際には、窃盗犯人が車を持ち込んだような場合、被害者の所有者に対して留置権を主張した上で、「盗んだ者が悪いのだから折半にしよう」ということで、未払駐車料の半額～3分の1程度を支払ってもらい、自動車を引き渡すというのが現実的である。特に、時

間貸し駐車場は料金が高くなってしまいうので、円満な話し合いをするには請求する駐車料金を下げざるを得ない。

第 1 1 駐車場の車上荒らしと、管理責任

【問 2 5】経営・管理しているコインパーキングで、数年前から年に数回「車上荒らし」があった。防犯ビデオを設置し、注意の看板を出しているが、事件は減っていない。今回、車上荒らしの被害にあった客から、パーキング経営者に対し「駐車場管理者に管理責任があるから賠償しろ」と要求があった。賠償責任があるのだろうか？

【答】

1 駐車場の周囲が嚴重に塀等で囲われておらず、出入り自由な状況では、通常、コインパーキング側に賠償義務はないものと考えられる。

2 本件では、駐車場管理者は「車を預かっている管理人としての責任（過失・善管注意義務違反）はない」と主張してよいと思われる。

3 コインパーキングでは、構造上、外からの窃盗犯人の侵入を防止できないし、コインパーキング経営者側としては防犯ビデオを設置し、注意の看板を出すことで、コインパーキングの利用形態で車両を預かっている受寄者としての善管注意義務を尽くしていると言ってよい。

以上

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく自治体の責任

## (Responsibilities of local governments under the Waste Disposal and Public Cleansing Act)

原田 隆之介

### 第1 テーマを取り上げた理由

1 近年、リチウムイオン電池を使用した製品が広く普及し、それらが正しく分別されないまま一般廃棄物として排出されてしまうことが原因で、ごみ収集車やごみ処理場において火災が発生するという事案が後を絶たない。

2 これらの火災が生じた場合においては、例えば、ごみの収集・運搬やごみ処理場の管理運営が委託されている場合には当該受託者が損害を被ることが考えられ、また、火災が延焼した場合には近隣住民が損害を被ることも考えられる。一般廃棄物の適正な処理は、市町村の責務とされていることから（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第4条1項）、これらの損害を被った者たちは、市町村に対し、損害賠償を求めることが考えられるが、その場合、いかなる根拠に基づき、損害賠償を求めることができるのかが問題となる。

3 この点に関し、令和7年7月14日、最高裁が一般廃棄物処理に関する市町村の責任に関する判決を出した。この裁判の第一審は福井地判令和3年3月29日（以下「第一審」という。）、控訴審は名古屋高判令和4年12月7日（以下「控訴審」という。）、上告審は最判令和7年7月14日（以下「上告審」といい、第一審及び控訴審と併せて「本件訴訟」という。）である。

4 以下、本件訴訟における各裁判所の判断を検討して、廃掃法に基づき自治体が負う責任を明らかにし、上記のようなリチウムイオン電池問題においてどのような主張をすることになるのかについて、検討する。

### 第2 事案の概要及び裁判所の判断

#### 1 事案の概要

敦賀市の民間処分場において、他県を含む複数自治体（以下「排出自治体」という。）から委託を受けた業者が過剰埋立てを行い、浸出水漏出等の問題が発生したが、当該業者が破産したため、立地自治体である敦賀市が福井県と共に代執行等により対策工事を実施した上で、敦賀市が排出自治体に対し、①事務管理に基づく有益費償還請求権、②不当利得返還請求権、③国家賠償法1条1項、民法715条1項及び同法709条に基づく損害賠償請求権に基づき請求したというものである。本件訴訟では、排出自治体が、廃掃法に基づき、生活環境の保全上必要な措置を講ずる義務（以下「本件義務」）を負うか否かが争点の1つとなった。

#### 2 裁判所の判断

（1）第一審の判断の要旨（本件義務を肯定）

ア 廃掃法1条（目的）、4条1項（市町村の責務）、6条1項（一般廃棄物処理計画）、6条の2第1項（市町村の処理等）等の規定に鑑みれば、廃掃法は、一般廃棄物の処理責任の主体を市町村と定めて、一般廃棄物の処理について統括的な責任を負わせていると理解できる。

イ また、市町村は、一般廃棄物の処理を他人に委託して行うこともできるが、その場合であっても、政令で定める基準に従う必要があり（法6条の2第2項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「施行令」という。）4条）、同基準においては、受託者は原則として自ら受託業務を実施する者であること（施行令4条3号）、市町村は一般廃棄物の処理に関する基本的な計画の作成を委託しないこと（同条4号）、市町村において一般

廃棄物の処分の場所及び方法を指定すること（同条7号）、一般廃棄物の処分の場所が、当該委託処分をした市町村以外の区域の市町村にあるときは、その区域に含まれる市町村に対し、あらかじめ、当該委託処分の場所の所在地（埋立処分を委託する場合にあっては、埋立地の所在地、面積及び残余の埋立容量）を通知すること（同条9号のイ）、一年以上にわたり継続して委託するときは、当該委託に係る処分の実施状況を一年に一回以上実地に確認すること（同条9号のロ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）1条の8）が定められている。

ウ これらの規定に照らすと、排出自治体は、一般廃棄物の不適切な処分を行って、生活環境の保全上支障又はそのおそれを生じさせた場合には、支障除去又は防止のために必要な措置を講ずる義務を負うというべきであり、市町村が、一般廃棄物処理計画に従って一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理するべき責務を負うとする法6条の2第1項（「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分・・・しなければならない。」）の趣旨からすると、一般廃棄物の不適切な処分があった場合において、排出自治体が、生活環境の保全上支障が生じた場合にのみ上記義務を負うと解することはできず、当該支障のおそれが生じた場合にも上記義務を負うものと解するのが相当である。

（2）控訴審の判断の要旨（本件義務を否定）

ア 廃掃法が、市町村を一般廃棄物の処理責任の主体と定めて、一般廃棄物の処理についての統括的な責任を負わせていること、一般廃棄物の処理を委託した場合であっても、市町村は一般廃棄物の処理についての統括的な責任を免れることはない。

イ しかし、排出自治体が一般廃棄物の処理について統括的な責任を負うからといっても、それだけでは一般的・抽象的責任をいうものにすぎず、そのことから、何らかの具

体的義務、本件でいうと、排出自治体が、その区域外において一般廃棄物の不適切な処分が行われて、生活環境の保全上支障又はそのおそれが生じた場合に、支障除去又は防止のために必要な措置を講ずる義務を負うことが、直ちに導かれるわけではない。

ウ 廃掃法6条の2第1項は、収集、運搬及び処分が不適正であったために、市町村の区域内において生活環境の保全上支障が生じた場合には、市町村に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための必要な措置を講ずる義務が生じるとは解されるが、それを超えて、排出自治体が、市町村の区域外においてまで上記必要な措置を講ずる義務があることを定める規定とは解されない。また、廃棄物処理法6条の2第2項において、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合の処理基準及び市町村が市町村以外の者に処理を委託する場合の委託基準を定め、これに基づき廃棄物処理法施行令3条3号ロにおいて、一般廃棄物の処分の基準として、埋立処分の場所から浸出液による公共の水域及び地下水の汚染等を防止するために必要な環境省令で定める設備の設置及びその他の環境省令で定める措置を講ずることが定められているが、市町村が自ら区域内で埋立処分をする場合であればともかく、区域外の処分場において、排出自治体に上記のような措置を講ずる義務を負わせる趣旨の規定とは解されない。

エ また、廃掃法は、産業廃棄物については排出者責任を定め（法3条1項、法11条1項）、これを具体化するものとして、一定の要件の下で排出事業者に対する措置命令の制度を設け、排出事業者が具体的な義務を負う場合を明らかにしている。しかし、一般廃棄物については、排出自治体が負う具体的な義務についての定めはない。

オ 地方公共団体の権限が及ぶ地理的範囲は、原則としてその区域内に限られるのであり、区域外に権限を及ぼす場合には、特別の定めが必要と解される（地方自治法5条、244条の3など）から、排出自治体が、そ

の区域外においても必要な措置を講ずる義務があるのであれば、それに応じた権限が排出自治体に付与される必要がある。しかし、廃掃法は立地自治体には廃棄物の収集運搬処分業者に対し、様々な監督権限を行使することを認めているのに対し、排出自治体に対してはこれらの権限を定めていないから、処分の実施状況を確認しなければならない（施行令4条9号ロ）としても、受託業者の協力が無ければ困難である。また、排出自治体が、廃掃法に基づく統括的責任に基づいて自ら必要な措置を講ずるとしても、この責任はあくまでも公法上の責任にすぎないから、その他法令の定めなく、他の自治体の区域内において事務を処理することはできないというべきであり、廃掃法にこれらの定めはないというべきである。また、排出自治体が管理するものでない区域外の処分場において、行政代執行のような権限はなく、また、措置命令によって命じられるでもなく、排出自治体が自ら必要な措置を講ずるのは、そもそも不可能である。すなわち、措置を命ずる権限がないにもかかわらず、また、自ら履行する術がないにもかかわらず、必要な措置を講ずる義務を負わせることは、排出自治体に不可能を強いるものである。

カ 以上によれば、排出自治体が、その区域外において一般廃棄物の不適切な処分が行われて、生活環境の保全上支障又はそのおそれが生じた場合に、支障除去又は防止のために必要な措置を講ずる義務を負うものとは解されない。

(3) 上告審の判断の要旨(本件義務を肯定)

ア 法は、廃棄物の適正な処理をし生活環境を清潔にすることなどにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする(1条)。そして、法は、市町村は、その区域内における一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努め、その区域内で生ずる一般廃棄物について、発生量及び処理量の見込み、適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等を定めた一般廃棄物

処理計画を策定し、これに従って、自ら又は市町村以外の者に委託するなどして、生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならないものとし、その処理は政令で定める一般廃棄物処理基準に従って行うべきものとする(4条1項、6条1項、2項、6条の2第1項、2項)。

イ これらの規定は、市町村の区域内で生ずる一般廃棄物について、排出者である個々の住民にその処理の責任を負わせたのでは継続的かつ安定的な処理が行われることが期待できないことから、一般廃棄物の適正な処理により生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、個々の排出者に代わって、住民の福祉の増進を図る役割を広く担う市町村に、その区域内の一般廃棄物を適正に処理する責任を負わせたものと解される。

ウ そして、これらの規定は、市町村が市町村以外の者に委託して当該市町村の区域外で行った一般廃棄物の処分が一般廃棄物処理基準に適合せず、これに起因して生活環境の保全上支障が生じ又は生ずるおそれがある場合も当然に想定していると考えられるところ、この場合においても、上記の委託をした市町村が一般廃棄物の処理について個々の排出者に代わってその処理の主体として負っている責任を全うするためには、上記委託をした市町村が自らその支障の除去等の措置を講ずる必要があるというべきである。

エ 上記の場合には、立地市町村(上記処分の場所がその区域内に含まれる市町村をいう。以下同じ。)において、当該立地市町村の住民の健康や生活環境への影響を防ぐといった観点から、その支障の除去等の措置を講ずることが求められることもあるが、そのようなときであっても、上記委託をした市町村は、個々の排出者に代わって一般廃棄物の適正な処理に関する責任を負うものであって、その区域内において処分を行うことに伴う様々な事実上の負担を免れるという利益を得ているのであるから、本来的にその支障の除去等の措置を講ずべき地位にあるというべき

であり、そのように解することが一般廃棄物の円滑な処理に資するものであり、関係市町村間の衡平にもかなうと考えられる。そうすると、上記委託をした市町村は、その支障の除去等の措置を講ずる法的義務を負うというべきである。

オ このように、市町村がその区域内の一般廃棄物を当該市町村の区域外において処分する場合にもその適正を確保する責任を負うことは、一般廃棄物の処分を市町村以外の者に委託した市町村は、上記処分の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、受託者の氏名又は名称等に加え、埋立処分を委託する場合にあつては埋立地の所在地及び残余の埋立容量等を通知し（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令4条9号イ）、1年以上にわたり継続して委託するときは、当該委託に係る処分の実施の状況の確認を1年に1回以上実地に行う（同号ロ、施行規則1条の8）とされていることから裏付けられる。

カ 以上によれば、市町村から一般廃棄物の処分の委託を受けた者が、当該市町村の区域外において一般廃棄物処理基準に適合しない処分を行い、これに起因して生活環境の保全上支障が生じ又は生ずるおそれがある場合に、立地市町村がその支障の除去等の措置を講じたときは、当該立地市町村が上記委託をした市町村の事務の管理をしたものとして、事務管理が成立し得ると解するのが相当である。

### 3 各審級の判断の違い

(1) 各審級のいずれも、排出自治体が、市町村の区域内において生活環境の保全上支障が生じた場合には、市町村に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための必要な措置を講ずる義務（本件義務）が生じることを認めている。その上で、市町村の区域外において、本件義務を負うか否かについては判断が分かれた。

(2) 第一審は、廃掃法の目的（廃掃法1条）や、廃掃法4条1項、6条1項、6条の2第

1項の規定から、市町村をその処理責任の主体と定めて、一般廃棄物の処理についての統括的な責任を負わせていると解した上で、市町村は、一般廃棄物の処理を委託した場合であっても、一般廃棄物の処理について主体的な地位にあるというべきであつて、一般廃棄物の処理における市町村の統括的な責任は他者に委託することによって免れることはないとしており、特に、市町村の区域内外の区別について直接言及していない。

(3) これに対し、控訴審は、①地方公共団体の権限は、原則としてその区域内にしか及ばず、他の自治体の区域で権限を行使するためには、法律の規定が必要であること、及び②廃掃法には、排出自治体が市町村の区域外の処分場に直接乗り込んで指導監督したり、措置命令を出したりできるという明文の規定がないことを理由に、排出自治体が、市町村の区域外で生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための必要な措置を講ずる義務を負わないとしている。

(4) しかし、上告審は、廃掃法1条、4条1項、6条1項、2項、6条の2第1項及び第2項の規定に鑑みて、「市町村の区域内で生ずる一般廃棄物について、排出者である個々の住民にその処理の責任を負わせたのでは継続的かつ安定的な処理が行われることが期待できないことから、一般廃棄物の適正な処理により生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、個々の排出者に代わって、住民の福祉の増進を図る役割を広く担う市町村に、その区域内の一般廃棄物を適正に処理する責任を負わせたもの」と解した上で、「これらの規定は、市町村が市町村以外の者に委託して当該市町村の区域外で行った一般廃棄物の処分が一般廃棄物処理基準に適合せず、これに起因して生活環境の保全上支障が生じ又は生ずるおそれがある場合も当然に想定していると考えられるところ、この場合においても、上記の委託をした市町村が一般廃棄物の処理について個々の排出者に代わってその処理の主体として負っている責任を全うするために

は、上記委託をした市町村が自らその支障の除去等の措置を講ずる必要があるというべきである」として、控訴審の判断を正面から否定した。

(5) 上告審がかかる判断をした主たる理由については、排出自治体が、他の市町村にて一般廃棄物を処理した場合には、その区域内において処分を行うことに伴う様々な事実上の負担を免れるという利益を得ているから、本来的にその支障の除去等の措置を講ずべき地位にあると解することが、一般廃棄物の円滑な処理に資するものであり、関係市町村間の平衡にもかなう、という点にある。

(6) 仮に、控訴審の判断するとおり、排出自治体が、他の自治体で処分した一般廃棄物について生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための必要な措置を講ずる義務を負わないとした場合には、他の自治体が排出した一般廃棄物の処分を受け入れることに消極的にならざるを得ず、最高裁の指摘する「一般廃棄物の円滑な処理」が妨げられることは容易に想像できる。したがって、結論として最高裁の判断は妥当であると考え（もっとも、自治体間の責任の区分けについて立法的な解決を図ろうとすることは別途検討の余地がある。）。

### 第3 リチウムイオン電池による火災事例への射程について

1 各審級の判断に鑑みれば、少なくとも、一般論として、市町村が、当該市町村の区域内で一般廃棄物の不適切な処分を行って、生活環境の保全上支障又はそのおそれを生じさせた場合には、当該市町村は廃掃法に基づき支障除去又は防止のために必要な措置を講ずる義務を負うというべきこと、及び、他人に委託する場合であっても当該義務を免れるものではないこと、並びに、これらの義務については、単なる公法上の義務にとどまるものではなく、具体的な義務であることについては争いがないと思われる。

2 これを前提に、以下の【事例】において、B、C及びDがAに対し損害賠償請求を求めるとした場合について簡単に検討する（実際の事案では、委託契約の内容がより複雑であることが予想され、このような簡単な整理にならないことが予想される。）。

#### 【事例】

A市は、B株式会社に対し、廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物の収集・運搬の業務を委託し、C株式会社にAが所有する一般廃棄物の中間処理場の管理運営の業務を委託していた。

AとB及びAとCの委託契約においては、委託業務を行う上で生じた損害については、Aの責任により生じたものであるときはAが負担し、B（またはC）の責任により生じたものであるときはB（またはC）が負担することとされていた。

そうしたところ、①Bが、Bが所有するパッカー車を用いて不燃ごみを収集・運搬している最中に、不燃ごみの中に混入していたモバイルバッテリー（リチウムイオン電池を使用した製品。以下同じ。）が発火し、パッカー車及び火災が発生した場所の近隣住宅（D所有）が焼損するという火災（以下「火災1」という。）と、②Bが中間処理場に搬入した不燃ごみの中にモバイルバッテリーが混入しており、これが発火して中間処理場内の不燃ごみ処理設備の一部が焼損したという火災（以下「火災2」という。）が発生した。

なお、A市では、リチウムイオン電池は危険ごみに該当するものとして、不燃ごみと区別して排出することとされていた。

#### 3 Bの請求について

(1) Bは、Aとの間で一般廃棄物の収集・運搬に関する委託契約を締結しているところ、当該委託契約においては、一般廃棄物により生じた損害については、Aの責任によるものであるときはAが負担し、Bの責任によるものであるときはBが負担するとされている。

(2) そこで、例えば、Bは、Aに対し、本来危険ごみとして排出されるべきリチウムイ

オン電池が不燃ごみに混入していたのは、Aが市民に対しごみの分別についての周知徹底を怠ったことに起因するものであり、当該周知徹底を怠ったことが「一般廃棄物の不適切な処分」に当たるから、火災1はAの責任により生じたものであると主張して、委託契約に基づく損害賠償を求めることが考えられる。

#### 4 Cの請求について

(1) Cについても、Bと同様にごみの分別の周知徹底を怠ったことを「一般廃棄物の不適切な処分」に当たると主張し、委託契約に基づく損害賠償を求めることが考えられる。

(2) また、Cの場合は、Bが適切な分別がされていない不燃ごみを収集・運搬し中間処理場に搬入した点を捉えて、「一般廃棄物の不適切な処分」があり、Bに委託していたとしてもAが責任を免れることはできない、と主張し、委託契約に基づく損害賠償を求めることも考えられる。

#### 5 Dの請求について

(1) Dは、B及びCと異なり、Aとの契約関係がないから、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を求めることが考えられる。

(2) この中で、ごみの分別の周知徹底を怠ったことが「一般廃棄物の不適切な処分」に当たる、あるいは、適切な分別がされていない不燃ごみを収集・運搬したことが「一般廃棄物の不適切な処分」に当たると主張し、国家賠償法1条1項の違法を主張することが考えられる。

任を検討する上で参考にすべきものである。

## 第4 おわりに

第一審、控訴審及び上告審のいずれもが、市町村が、当該市町村の区域内で一般廃棄物の不適切な処分を行って、生活環境の保全上支障又はそのおそれを生じさせた場合には、当該市町村は廃掃法に基づき支障除去又は防止のために必要な措置を講ずる義務を負うというべきこと、及び、他人に委託する場合であっても当該義務を免れるものではないことを認めており、今後廃掃法に基づく市町村の責

専門実務研究会 1～20号 論文一覧(研究会別)

研究会名	掲載号	タイトル	執筆者	
倒産法研究会 (総掲載数 2本)	2号	破産管財人の担保価値維持義務と善管注意義務	前田 康行	
	18号	家族法と倒産手続き—離婚と財産分与に焦点をあてて—	毛塚 衛	
マンション法研究会 (総掲載数 16本)	1号	マンションの管理組合総会の手続と実務上の諸問題	三品 篤/河住 志保	
	2号	マンション管理組合の当事者能力、管理規約の成立要件	田上 尚志	
	3号	区分所有法上の「特定承継人」の責任	堀之内 和英	
	4号	管理費滞納と区分所有法59条に基づく競売請求	藤田 章弘	
	5号	不在組合員に対する負担金賦課の適法性	波田野 馨子	
	6号	マンション標準管理規約の改正と検討課題	若林 大介	
	7号	団地に関する一考察	松田 道佐	
	8号	マンションの給水管等の更新に関する諸問題	濱田 卓	
	9号	「特別の影響」に関する一考察	佐々木 好一	
	10号	マンションの共用部分等について生じた不当利得返還請求権の行使について—平成27年9月18日最高裁第二小法廷判決—	小平 展洋	
	11号	マンションの敷地に関する2つの事例	濱田 卓	
	12号	マンションにおける民泊に関する諸問題	水野 博之/濱田 卓	
	13号	管理組合が保管する書類の閲覧・謄写請求に関する一考察	濱田 卓	
	14号	配偶者居住権とマンションにおける管理費等支払義務	佐藤 元	
	16号	マンションの共用部分から生じた損害に関する責任—給排水管からの漏水に関する管理組合の責任とその拡大を中心にして—	佐藤 元	
	18号	「区分所有法制の改正に関する中間試案」に対する神奈川県弁護士会の意見書	林 薫男/渡邊 拓/田中 宗一郎/中野 智一郎/坂本 学/濱田 卓/佐藤 元	
	知的財産法研究会 (総掲載数 12本)	2号	「用途発明」に関する考察	中道 徹
		3号	営業秘密入門	中道 徹
4号		特許侵害訴訟提起の前に	中道 徹	
5号		国際取引における契約締結上の過失責任の準拠法—cic責任の法性決定と送致範囲の画定について—	田野 賢太郎	
6号		特許権の存続期間の延長登録出願を巡る最近の判例と審査基準の改訂 ～「パシーフカプセル30mg」事件を中心に～	中道 徹	
7号		通商交渉を契機とする新たな知的財産保護立法をめぐる考察:我が国における地理的表示(GI)保護制度の検討に係る考慮事項—WTO紛争解決事例(DS174/DS290)から得られる示唆を踏まえて—	田中 佐知子	
7号		プロダクト・バイ・プロセス・クレームの解釈 ～揺らぐ物の発明の意義～	中道 徹	
8号		秘密保持契約についての若干の考察	田野 賢太郎	
10号		弁護士の眼・弁理士の眼 ～横浜弁護士会知的財産法研究会と日本弁理士会・関東支部・神奈川県委員会との合同研究会成果報告～	大堀 健太郎/岡田 健太郎/亀井 文也/中道 徹/佐久間 重吉/保科 敏夫/青木 充/樋口 正樹	
11号		職務発明と労働法規制についての一考	岡田 健太郎	
12号		パブリック・ドメインと商標権に関する一考察	引地 麻由子	
16号		有名野球選手のサインの偽造・販売と不正競争防止法	石原 知	
会社法研究会 (総掲載数 9本)		1号	新会社法と監査役・監査委員会制度—効果的な経営監視機能の強化の観点から—	高橋 理一郎
		2号	種類株式とその活用について	北島 美樹
		2号	敵対的買収防衛策導入にあたっての若干の法的考察—いわゆる事前警告型防衛策を中心として—	高橋 理一郎/西村 将樹
		3号	事業承継の諸問題	高橋 理一郎/飯島 俊/紺野 晃男/新開 崇弘/中村 真由美
	4号	企業秘密の保持と契約法—実務上の観点からの若干の考察—	高橋 理一郎/紺野 晃男/佐藤 麻子	
	6号	コンプライアンスの理念と弁護士の役割	橋本 吉行/岡部 健一/河野 雄太	
	9号	新株発行の無効の訴えにおける無効事由について	芳賀 良(横浜国立大学教授)	
	15号	株式譲渡承認請求に係る諸問題	前田 康行	
金融取引法研究会 (総掲載数 3本)	1号	「不招請勧誘の禁止」とその効用	石戸谷 豊	
	2号	損失補てんを巡る諸問題	武井 共夫	
	7号	金融商品訴訟における適合性原則と説明義務	浅川 壽一	
不動産法研究会 (総掲載数 19本)	1号	登記法の改正と実務上の諸問題	立川 正雄	
	2号	借地の諸問題	立川 正雄/及川 健一郎/関戸 淳平/横山 宗祐/篠田 貴和/小木 正和/野竹 秀一/原田 満	
	3号	借地の諸問題(その2)	立川 正雄/及川 健一郎/関戸 淳平/横山 宗祐/篠田 貴和/小木 正和/野竹 秀一/原田 満	

研究会名	掲載号	タイトル	執筆者	
不動産法研究会 (総掲載数 19本)	4号	不動産売買と破産・民事再生・会社更生手続	立川 正雄／関戸 淳平／及川 健一郎	
	5号	不動産賃貸借と破産・民事再生・会社更生	立川 正雄／原田 満／川村 健二	
	6号	地震災害における不動産法務	立川 正雄／及川 健一郎／篠田 貴和／ 小木 正和／野竹 秀一／原田 満／久保 豊／川村 健二／西内 洋人	
	7号	サブリース契約による賃貸管理	立川 正雄／及川 健一郎	
	8号	消費者契約法と不動産取引(その1)	立川 正雄／及川 健一郎	
	9号	消費者契約法と不動産取引(その2)	立川 正雄／及川 健一郎	
	10号	マイナンバーと不動産取引	立川 正雄／及川 健一郎／高梨 翔太	
	11号	宅地建物取引業法の諸問題(その1)	立川 正雄／及川 健一郎／篠田 貴和／ 野竹 秀一／高梨 翔太	
	12号	宅地建物取引業法の諸問題(その2)	立川 正雄／及川 健一郎／川村 健二／ 山岸 龍文／帯 慎太郎／高梨 翔太／金 島 悠太	
	13号	土地区画整理事業の諸問題	及川 健一郎／高梨 翔太／金島 悠太	
	14号	共有不動産の諸問題	立川 正雄／及川 健一郎／高梨 翔太／ 金島 悠太	
	15号	新型コロナウイルス感染症と賃料減免の諸問題	及川 健一郎／野竹 秀一／金島 悠太	
	16号	土地の使用貸借契約の諸問題	及川 健一郎／金島 悠太	
	17号	休眠抵当権の抹消に関する諸問題	及川 健一郎／金島 悠太	
	18号	建替費用の損害賠償と損益相殺	及川 健一郎	
	20号	駐車場運営トラブルの法律実務	立川 正雄／及川 健一郎／山岸 龍文	
	遺言・相続研究会 (総掲載数 1本)	9号	非嫡出子相続分規定の違憲決定による実務的な影響 —平成25年9月4日最高裁大法院決定—	海江田 誠
	家族法研究会 (総掲載数 5本)	5号	不貞謝料：夫婦の一方と不貞をした第三者は、他方配偶者に対し、不法行為責任を負うか	川島 志保／中村 真由美
		6号	面会交流実現のための代理人の仕事	川島 志保／中村 真由美
		7号	養育費・婚姻費用の算定	川島 志保／中村 真由美
10号		子の監護に関する処分の一事例	中村 真由美	
18号		親子関係の存否を前提問題として審理判断することができる場合	中村 真由美	
IT法研究会 〔旧：インターネット法律研究会〕 (総掲載数 9本)	3号	プロバイダ責任制限法による発信者情報開示の現状と課題	内山 浩人	
	5号	情報漏洩問題における管理者責任判断の枠組み	三浦 靖彦	
	7号	クラウドを巡るいくつかの法的問題に関する若干の考察	飯田 直久／三浦 靖彦／遠藤 政尚／中 野 智昭	
	9号	インターネットや電子データを利用した犯罪に関する考察	桑野 庸司	
	11号	「忘れられる権利」と近時の裁判例の動向	内山 浩人	
	14号	インターネットを巡る法制度の概要と動向	山辺 直義／内山 浩人／大谷 優樹／畔 柳 秀勝／田中 総一郎／遠藤 政尚／坂 本 真史／飯田 直久／桑野 庸司	
	15号	リツイートを中心とするSNS投稿の法律問題	飯田 直久／本田 正男／遠藤 政尚／内 山 浩人／木村 俊樹／坂本 真史	
17号	インターネット上の誹謗中傷における法制度の動向 ～プロバイダ責任制限法改正、侮辱罪の罰則化～	飯田 直久／内山 浩人／佐藤 隆志／遠 藤 政尚		
19号	生成AIの法律問題	飯田 直久／内山 浩人／遠藤 政尚／川 添 利賢／佐藤 隆志		
行政法研究会 (総掲載数 7本)	4号	住民訴訟の諸問題 —全国都道府県議会議員野球大会をめぐる判例を素材に—	上平 加奈子／川島 明子／佐久間 重吉 ／中村 真由美／中村 律夫／本間 豊 ／森田 明	
	5号	学校における懲戒権行使の実務的考察 —グラビアアイドル退学処分事件を題材に—	野澤 哲也	
	6号	高齢者虐待防止法第9条第2項「やむを得ない措置」の法的性質	中村 真由美	
	8号	建築確認において、建築主事等が負う職務上の法的義務について	中村 真由美	
	12号	行政不服審査法の手続にかかる問題	中村 真由美	
	19号	生活保護法第77条の2にかかる検討	中村 真由美	
	20号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく自治体の責任	原田 隆之介	
独占禁止法研究会 (総掲載数 14本)	1号	独禁法違反の処理手続と民事訴訟手続の現状	鈴木 満	
	2号	不公平な取引方法に関する事例研究	浦田 修志／畑中 隆爾	
	3号	課徴金事件の判審決における争点の整理	鈴木 満	
	4号	平成21年度独禁法改正の概要と課題	鈴木 満	
	5号	高まる独禁法・下請法リスク —生産部門の下請法リスク・仕入部門の独禁法リスクを中心に—	鈴木 満	
	6号	大規模小売業者の優越的地位の濫用への初の課徴金賦課 —山陽マルナカ独禁法違反事件—	鈴木 満	
	7号	日本の課徴金減免制度の現状と特徴	鈴木 満	
	8号	独占禁止法の「域外適用」の現状と課題 —主要事例の検証を踏まえて—	鈴木 満	
	9号	下請企業の利益を保護する下請代金支払遅延等防止法	鈴木 満	

研究会名	掲載号	タイトル	執筆者
独占禁止法研究会 (総掲載数 14本)	10号	独占禁止法24条の現状と課題	田鍋 智之
	11号	独占禁止法審査手続に関する指針について	島津 圭吾
	13号	独占禁止法審査手続と「秘匿特権」	加藤 正太
	16号	EU及びその加盟国における下請的取引及び優越的地位濫用に 対する規制の現状	鈴木 雄大
	20号	専属的国际裁判管轄合意の法的論点に関する覚書 —スマホソフトウェア競争促進法に基づく差止請求訴訟に係る仮想 事例を題材として—	鈴木 雄大
債務者の権利研究会 〔旧:商工ローン研究会〕 (総掲載数 10本)	3号	商工ローン研究会の歩みと利息制限法潜脱との戦い	荏原 洋子
	4号	充当に関する最高裁の軌道修正 —議論の混乱を整理するために—	荏原 洋子
	5号	充当に関する「原則に戻った再整理」 — 議論の混乱終息へ —	荏原 洋子
	6号	保証人被害根絶に向けて金融庁の監督指針を活かそう!横浜商工 ローン研究会の弁護団事件の結末など	荏原 洋子
	7号	43条厳格解釈の歴史と取締役責任訴訟の現状 最高裁平成24年9月28日弁論の意義 その他、実務に役立ついくつかの情報について	荏原 洋子
	8号	残された課題は遅延損害金と上限金利の引下げ —利息制限法制定時の議論とその後の法改正国民主権を破壊する TPPのISDS条項	荏原 洋子
	9号	「よりよい民法改正のため」から「民法体系の総入れ替え反対」へ —特に、第三者個人保証について—	荏原 洋子
	11号	「借金から脱出する権利」の確立に向けて 問題は多重債務から過 重債務へ 利息制限法上限金利引下実現全国会議の9年間の成果から	荏原 洋子
	13号	保証被害根絶に向けて —これまでを振り返り、これからを考える—	荏原 洋子
	16号	制限超過支払いの充当の歴史と基本・最高裁に原点の確認を求 めよう&最近の債務の消滅時効問題	荏原 洋子
環境法実務研究会 (総掲載数 5本)	2号	ごみ処理の広域化とゼロ・ウェイスト政策	岩橋 宣隆
	4号	我が国における外来生物対策の現状と展望	小倉 孝之
	5号	わが国の治水のあり方について	宮澤 廣幸
	6号	北川湿地事件報告 —身近な自然を守ることの難しさ—	小倉 孝之
	11号	神奈川の林地・緑地保全と開発	幸 裕子/小倉 孝之/大森 望/畑中隆 爾/新倉 武/宮澤 廣幸/大島 正寿/ 鈴木 洋平
債権回収研究会 (総掲載数 1本)	7号	「預金額最大店舗指定方式」による債権差押命令申立てについて の一考察	北嶋 祐介/砂子 昌利
交通事故損害賠償研究会 (総掲載数 6本)	6号	交通事故損害賠償における労災保険給付と損害の填補	常磐 重雄
	8号	脳外傷による高次脳機能障害の訴訟上の認定方法に関する考察	伊藤 武洋
	9号	脳脊髄液減少症の診断基準と裁判例の分析 —厚生労働省の中間報告と横浜地方裁判所平成24年7月31日判 決を契機として—	天野 康代/狩倉 博之/神足 嘉穂/坂 本 真史/杉原 弘康/鈴木 亮/中野 智昭/三浦 靖彦/山本 紘太郎/吉田 瑞穂
	11号	交通事故損害賠償における介護保険給付をめぐる諸問題について ～将来介護費用の公平な分担を中心に～	常磐 重雄
	12号	交通事故における社会保障制度をめぐる諸問題	黒江 卓郎/神 研司/鈴木 亮/松原 雄輝
	13号	家事の分担がある場合の逸失利益性	海江田 誠
スポーツ法研究会 (総掲載数 12本)	9号	スキー場における安全管理の在り方について	徳田 暁/松原 範之
	10号	スポーツ事故における武道・格闘技の理解と判例	濱田 玄樹/阿部 新治郎
	11号	高齢者登山における健康状態把握義務と申出責任についての一 考	山本 紘太郎
	12号	「これで防げる学校体育・スポーツ事故」シンポジウム報告 —ゴール転倒・組立体操・ムカデ競争の事故から子供達を守る—	松原 範之/阿部 新治郎
	13号	シンポジウム「これで防げる学校体育・スポーツ事故」報告 —繰り返されるプール事故から子ども達を守る—	徳田 暁/飯島 俊/松原 範之/阿部 新治郎
	14号	シンポジウム「これで防げる学校体育・スポーツ事故」報告 —繰り返される跳び箱事故から子ども達を守る—	松原 範之/阿部 新治郎/濱田 玄樹/ 大川 雄矢
	15号	2020関東弁護士会連合会シンポジウム報告 「スポーツにおける公正性・公平性の実現のために ～障害者スポーツ、不祥事対応を題材として～」	飯島 俊/松原 範之/阿部 新治郎/三 輪 渉
	16号	スポーツ競技者同士の競技事故における不法行為責任の裁判例 考察	飯島 俊/松原 範之/阿部 新治郎
	17号	マリンスポーツにおける水生生物採捕に関する法律問題	飯島 俊
	18号	1 スポーツ指導の現場で発生しがちなトラブルを防止・解決するた めのヒントを法律の専門家の立場から解説 —スポーツ現場での発言について、紛争防止のために指導者が 気を付けるべきこと— 2 スポーツ事故の実効的な被害救済、補償等について	井上 浩平/清水 基弘 柴田 剛
19号	シンポジウム「これで防げる学校体育・スポーツ事故」報告 —熱中症事故から子供を守る—	三輪 渉	

研究会名	掲載号	タイトル	執筆者
スポーツ法研究会 (総掲載数 12本)	20号	スポーツ事故補償と損益相殺	川原 佑基
情報問題対策委員会 有志 (総掲載数 14本)	3号	弁護士業務と個人情報保護制度に関する判例と実務の動向	松田 道佐／飯田 伸一／佐藤 直大／前田 一／三嶋 健／杉本 朗／森田 明
	4号	情報公開条例における文書不存在に関する横浜市審査会答申の検討	前田 一／飯田 伸一／佐藤 直大／松田 道佐／森田 明
	5号	個人情報保護をめぐる損害賠償にかかる最近の裁判例	飯田 伸一／小口 千恵子／前田 一／宮崎 裕子／森田 明／安永 佳代
	7号	情報公開請求及び個人情報保護をめぐる最近の判例	飯田 伸一／中野 智昭／勝山 勝弘／笠間 透／宮崎 裕子
	8号	情報公開請求及び個人情報保護をめぐる最近の判例(2)	飯田 伸一／梅村 嘉久／中野 智昭／笠間 透／福田 英訓
	9号	個人情報保護をめぐる最近の判例	小野 浩奈／中野 智昭／松田 道佐／笠間 透／飯田 伸一
	10号	情報公開請求及び個人情報保護をめぐる最近の判例(3)	齋藤 宙也／森田 明／福田 英訓／中野 智昭／飯田 伸一
	11号	情報公開の差し止め—逆FOIAの実情—	森田 明／中野 智昭／山辺 直義／福田 英訓／筒井 聡美
	12号	地方公共団体における公文書管理—審査会答申等から見る問題点と公文書管理条例のあり方—	森田 明
	13号	弁護士会照会をめぐる裁判例の研究	飯田 伸一／筒井 聡美／齋藤 宙也／福田 英訓／森田 明
	14号	地方公共団体における情報公開等不服申立てを巡る問題点	森田 明
	16号	地方公共団体の個人情報保護に関する審議会の実情と今後～令和3年個人情報保護法改正を踏まえて	森田 明
	19号	令和3年個人情報保護法改正に基づく条例改正後の地方公共団体の個人情報に関する審議会の実情と問題点	森田 明
20号	情報公開請求の審査請求における諸問題—請求人の立場から約20件の審査請求の経験を踏まえて—	小林 展大	
刑事弁護センター運営委員会 有志 (総掲載数 1本)	10号	身体拘束に対する裁判所の意識の変化と弁護活動について	齋藤 守／彦坂 幸伸
司法制度委員会 有志 (総掲載数 1本)	12号	民法(債権法)改正の重要論点について	飯島 奈津子／石原 隆／小山 泰史(上智大学教授)／野田 和裕(広島大学教授)／林 薫男／飛田 憲一／宮澤 俊昭(横浜国立大学教授)／山野 健一郎／山本 寛／渡邊 拓(横浜国立大学教授)
空き家問題対策検討WT 有志 (総掲載数 1本)	12号	空家等対策の推進に関する特別措置法の概要と神奈川県弁護士会及び神奈川県内自治体の空家等対策の状況	中野 和明／坂本 正之／苑田 浩之／大川 宏之／小林 俊介／酒井 裕香／田中 恒司
個人 (総掲載数 16本)	3号	2項道路の今日的課題を考える—最高裁判14.4.12判決後の実務を中心として—	清水 規廣
	4号	最近の地方自治法改正—地方議会議員の法的位置付けをめぐって—	仁平 信哉
	5号	周辺住民による完成直前のマンション建築確認取消判決(最高裁で確定) 補論 行訴法3条6項義務付け訴訟裁判	川上 英一
	5号	大量増員時代の弁護士をとりまく現状と課題に関する若干の考察—米国弁護士との比較的視点を交えて—	高橋 理一郎／佐藤 麻子
	5号	裁判員裁判の実際	妹尾 孝之
	6号	【特別寄稿】弁護士の業務領域拡大に関する小考	李 載鎮
	6号	弁護士による被害者支援について	武内 大徳
	6号	裁判員裁判における情状弁護	齋藤 守／妹尾 孝之
	7号	損害賠償命令とその民事訴訟移行について	大澤 晶子
	7号	刑事弁護活動と国家賠償請求事件に関する報告	深澤 詩子
	8号	改定入管法における在留資格取消制度 主に日本人の配偶者等の在留資格について	飯田 学史
	8号	不動産取引への消費者契約法の適用—主に事業者の立場から—	二川 裕之
	9号	情報公開法等に基づく決定における理由提示をめぐる問題—内閣府情報公開・個人情報保護審査会の答申から—	森田 明
9号	人身取引被害の民事的救済	尾家 康介	
10号	不動産賃貸借に基づく動産の先取特権を活用した悪質な賃借人からの早期な建物明渡しの検討	鈴木 洋平	
11号	虐待が疑われる乳幼児頭部外傷について、法的観点からの考察	中野 智昭	

専門実務研究会 1～20号 論文一覧(号数別)

号数	掲載順	タイトル	執筆者
1号	1	マンションの管理組合総会の手続と実務上の諸問題	三品 篤/河住 志保(マンション法研究会)
	2	「不招請勧誘の禁止」とその効用	石戸谷 豊(金融取引法研究会)
	3	新会社法と監査役・監査委員会制度 －効果的な経営監視機能の強化の観点から－	高橋 理一郎(会社法研究会)
	4	独禁法違反の処理手続と民事訴訟手続の現状	鈴木 満(独占禁止法研究会)
	5	登記法の改正と実務上の諸問題	立川 正雄(不動産法研究会)
2号	1	マンション管理組合の当事者能力、管理規約の成立要件	田上 尚志(マンション法研究会)
	2	破産管財人の担保価値維持義務と善管注意義務	前田 康行(倒産法研究会)
	3	損失補てんを巡る諸問題	武井 共夫(金融取引法研究会)
	4	種類株式とその活用について	北島 美樹(会社法研究会)
	5	敵対的買収防衛策導入にあたっての若干の法的考察 －いわゆる事前警告型防衛策を中心として－	高橋 理一郎/西村 将樹(会社法研究会)
	6	不公平な取引方法に関する事例研究	浦田 修志/畑中 隆爾(独占禁止法研究会)
	7	ごみ処理の広域化とゼロ・ウェイスト政策	岩橋 宣隆(環境法研究会)
	8	「用途発明」に関する考察	中道 徹(知的財産法研究会)
	9	借地の諸問題	立川 正雄/及川 健一郎/関戸 淳平/横山 宗祐/篠田 貴和/小木 正和/野竹 秀一/原田 満(不動産法研究会)
3号	1	課徴金事件の判審決における争点の整理	鈴木 満(独占禁止法研究会)
	2	区分所有法上の「特定承継人」の責任	堀之内 和英(マンション法研究会)
	3	プロバイダ責任制限法による発信者情報開示の現状と課題	内山 浩人(インターネット法律研究会)
	4	弁護士業務と個人情報保護制度に関する判例と実務の動向	松田 道佐/飯田 伸一/佐藤 直大/前田 一/三嶋 健/杉本 朗/森田 明(情報問題対策委員会有志)
	5	借地の諸問題(その2)	立川 正雄/及川 健一郎/関戸 淳平/横山 宗祐/篠田 貴和/小木 正和/野竹 秀一/原田 満(不動産法研究会)
	6	営業秘密入門	中道 徹(知的財産法研究会)
	7	2項道路の今日的課題を考える －最高裁平14.4.12 判決後の実務を中心として－	清水 規廣
	8	商工ローン研究会の歩みと利息制限法潜脱との戦い	荏原 洋子(商工ローン研究会)
	9	事業承継の諸問題	高橋 理一郎/飯島 俊/紺野 晃男/新開 崇弘/中村 真由美(会社法研究会)
4号	1	管理費滞納と区分所有法59条に基づく競売請求	藤田 章弘(マンション法研究会)
	2	情報公開条例における文書不存在に関する横浜市審査会答申の検討	前田 一/飯田 伸一/佐藤 直大/松田 道佐/森田 明(情報問題対策委員会有志)
	3	不動産売買と破産・民事再生・会社更生手続	立川 正雄/関戸 淳平/及川 健一郎(不動産法研究会)
	4	充当に関する最高裁の軌道修正 －議論の混乱を整理するために－	荏原 正道(商工ローン研究会)
	5	最近の地方自治法改正 －地方議会議員の法的位置付けをめぐって－	仁平 信哉
	6	企業秘密の保持と契約法 －実務上の観点からの若干の考察－	高橋 理一郎/紺野 晃男/佐藤 麻子(会社法研究会)
	7	特許侵害訴訟提起の前に	中道 徹(知的財産法研究会)
	8	住民訴訟の諸問題 －全国都道府県議会議員野球大会をめぐる判例を素材に－	上平 加奈子/川島 明子/佐久間 重吉/中村 真由美/中村 律夫/本間 豊/森田 明(行政法研究会)
	9	平成21年度独禁法改正の概要と課題	鈴木 満(独占禁止法研究会)
	10	我が国における外来生物対策の現状と展望	小倉 孝之(環境法実務研究会)
5号	1	高まる独禁法・下請法リスク －生産部門の下請法リスク・仕入部門の独禁法リスクを中心に－	鈴木 満(独占禁止法研究会)
	2	不在組合員に対する負担金賦課の適法性	波田野 馨子(マンション法研究会)
	3	個人情報保護をめぐる損害賠償にかかる最近の裁判例	飯田 伸一/小口 千恵子/前田 一/宮崎 裕子/森田 明/安永 佳代(情報問題対策委員会有志)

号数	掲載順	タイトル	執筆者	
5号	4	国際取引における契約締結上の過失責任の準拠法 —cic責任の法性決定と送致範囲の画定について—	田野 賢太郎(知的財産法研究会)	
	5	不動産賃貸借と破産・民事再生・会社更迭	立川 正雄/原田 満/川村 健二(不動産法研究会)	
	6	周辺住民による完成直前のマンション建築確認取消判決(最高裁で確定) 補論 行訴法3条6項義務付け訴訟裁判	川上 英一	
	7	情報漏洩問題における管理者責任判断の枠組み	三浦 靖彦(インターネット法律研究会)	
	8	学校における懲戒権行使の実務的考察 —グラビアアイドル退学処分事件を題材に—	野澤 哲也(行政法研究会)	
	9	大量増員時代の弁護士をとりまく現状と課題に関する若干の考察 —米国弁護士との比較的观点を交えて—	高橋 理一郎/佐藤 麻子	
	10	わが国の治水のあり方について	宮澤 廣幸(環境法実務研究会)	
	11	充当に関する「原則に戻った再整理」 —議論の混乱終息へ—	荏原 正道(商工ローン研究会)	
	12	不貞慰謝料 夫婦の一方と不貞をした第三者は、他方配偶者に対し、不法行為責任を負うか	川島 志保/中村 真由美(家族法研究会)	
	13	裁判員裁判の実際	妹尾 孝之	
	6号	1	【特別寄稿】弁護士の業務領域拡大に関する小考	李 載鎮
		2	大規模小売業者の優越的地位の濫用への初の課徴金賦課—山陽マルナカ独禁法違反事件—	鈴木 満(独占禁止法研究会)
		3	コンプライアンスの理念と弁護士の役割	橋本 吉行/岡部 健一/河野 雄太(会社法研究会)
4		地震災害における不動産法務	立川 正雄/及川 健一郎/篠田 貴和/小木 正和/野竹 秀一/原田 満/久保 豊/川村 健二/西内 洋人(不動産法研究会)	
5		交通事故損害賠償における労災保険給付と損害の填補	常磐 重雄(交通事故損害賠償研究会)	
6		特許権の存続期間の延長登録出願を巡る最近の判例と審査基準の改訂 ~「パシーフカプセル30mg」事件を中心に~	中道 徹(知的財産法研究会)	
7		面会交流実現のための代理人の仕事	川島 志保/中村 真由美(家族法研究会)	
8		弁護士による被害者支援について	武内 大徳	
9		マンション標準管理規約の改正と検討課題	若林 大介(マンション法研究会)	
10		北川湿地事件報告 —身近な自然を守ることの難しさ—	小倉 孝之(環境法実務研究会)	
11		裁判員裁判における情状弁護	齋藤 守/妹尾 孝之	
12		高齢者虐待防止法第9条第2項「やむを得ない措置」の法的性質	中村 真由美(行政法研究会)	
13		保証人被害根絶に向けて金融庁の監督指針を活かそう!横浜商工ローン研究会の弁護団事件の結末など	荏原 洋子(商工ローン研究会)	
7号	1	日本の課徴金減免制度の現状と特徴	鈴木 満(独占禁止法研究会)	
	2	損害賠償命令とその民事訴訟移行について	大澤 晶子	
	3	サブリース契約による賃貸管理	立川 正雄/及川 健一郎(不動産法研究会)	
	4	情報公開請求及び個人情報保護をめぐる最近の判例	飯田 伸一/中野 智昭/勝山 勝弘/笠間 透/宮崎 裕子(情報問題対策委員会有志)	
	5	団地に関する一考察	松田 道佐(マンション法研究会)	
	6	「預金額最大店舗指定方式」による債権差押命令申立てについての 一考察	北嶋 祐介/砂子 昌利(債権回収研究会)	
	7	刑事弁護活動と国家賠償請求事件に関する報告	深澤 詩子	
	8	通商交渉を契機とする新たな知的財産保護立法をめぐる考察:我が国における地理的表示(GI)保護制度の検討に係る考慮事項 —WTO紛争解決事例(DS174/DS290)から得られる示唆を踏まえて—	田中 佐知子(知的財産法研究会)	
	9	クラウドを巡るいくつかの法的問題に関する若干の考察	飯田 直久/三浦 靖彦/遠藤 政尚/中野 智昭(インターネット法律研究会)	
	10	プロダクト・バイ・プロセス・クレームの解釈 ~揺らぐ物の発明の意義~	中道 徹(知的財産法研究会)	
	11	養育費・婚姻費用の算定	川島 志保/中村 真由美(家族法研究会)	
	12	43条厳格解釈の歴史と取締役責任訴訟の現状 最高裁平成24年9月28日弁論の意義 その他、実務に役立ついくつかの情報について	荏原 洋子(商工ローン研究会)	
	13	金融商品訴訟における適合性原則と説明義務	浅川 壽一(金融取引法研究会)	

号数	掲載順	タイトル	執筆者
8号	1	情報公開請求及び個人情報保護をめぐる最近の判例(2)	飯田 伸一／梅村 嘉久／中野 智昭／笠間透／福田 英訓(情報問題対策委員会有志)
	2	脳外傷による高次脳機能障害の訴訟上の認定方法に関する考察	伊藤 武洋(交通事故損害賠償研究会)
	3	消費者契約法と不動産取引(その1)	立川 正雄／及川 健一郎(不動産法研究会)
	4	改定入管法における在留資格取消制度 主に日本人の配偶者等の在留資格について	飯田 学史
	5	不動産取引への消費者契約法の適用 —主に事業者の立場から—	二川 裕之
	6	秘密保持契約についての若干の考察	田野 賢太郎(知的財産法研究会)
	7	建築確認において、建築主事等が負う職務上の法的義務について	中村 真由美(行政法研究会)
	8	残された課題は遅延損害金と上限金利の引下げ —利息制限法制定時の議論とその後の法改正国民民主権を破壊するTPPのISDS条項	荏原 洋子(商工ローン研究会)
	9	独占禁止法の「域外適用」の現状と課題 —主要事例の検証を踏まえて—	鈴木 満(独占禁止法研究会)
	10	マンションの給水管等の更新に関する諸問題	濱田 卓(マンション法研究会)
9号	1	新株発行の無効の訴えにおける無効事由について	芳賀 良(会社法研究会・横浜国立大学教授)
	2	下請企業の利益を保護する下請代金支払遅延等防止法	鈴木 満(独占禁止法研究会)
	3	情報公開法等に基づく決定における理由提示をめぐる問題 —内閣府情報公開・個人情報保護審査会の答申から—	森田 明
	4	個人情報保護をめぐる最近の判例	小野 浩奈／中野 智昭／松田 道佐／笠間透／飯田 伸一(情報問題対策委員会有志)
	5	「特別の影響」に関する一考察	佐々木 好一(マンション法研究会)
	6	消費者契約法と不動産取引(その2)	立川 正雄／及川 健一郎(不動産法研究会)
	7	脳脊髄液減少症の診断基準と裁判例の分析 —厚生労働省の中間報告と横浜地方裁判所平成24年7月31日判決を契機として—	天野 康代／狩倉 博之／神足 嘉穂／坂本真史／杉原 弘康／鈴木 亮／中野 智昭／三浦 靖彦／山本 紘太郎／吉田 瑞穂(交通事故損害賠償研究会)
	8	人身取引被害の民事的救済	尾家 康介
	9	非嫡出子相続分規定の違憲決定による実務的な影響 —平成25年9月4日最高裁大法廷決定—	海江田 誠(遺言・相続研究会)
	10	インターネットや電子データを利用した犯罪に関する考察	桑野 庸司(インターネット法研究会)
	11	スキー場における安全管理の在り方について	徳田 暁／松原 範之(スポーツ法研究会)
	12	「よりよい民法改正のため」から「民法体系の総入れ替え反対」へ —特に、第三者個人保証について—	荏原 洋子(商工ローン研究会)
10号	1	マイナンバーと不動産取引	立川 正雄／及川 健一郎／高梨 翔太(不動産法研究会)
	2	情報公開請求及び個人情報保護をめぐる最近の判例(3)	齋藤 宙也／森田 明／福田 英訓／中野 智昭／飯田 伸一(情報問題対策委員会有志)
	3	不動産賃貸借に基づく動産の先取特権を活用した悪質な賃借人からの早期な建物明渡しの検討	鈴木 洋平
	4	弁護士の眼・弁理士の眼 ～横浜弁護士会知的財産法研究会と日本弁理士会・関東支部・神奈川委員会との合同研究会成果報告～	大堀 健太郎／岡田 健太郎／亀井 文也／中道徹／佐久間 重吉／保科 敏夫／青木 充／樋口 正樹(知的財産法研究会)
	5	マンションの共用部分等について生じた不当利得返還請求権の行使について —平成27年9月18日最高裁第二小法廷判決—	小平 展洋(マンション法研究会)
	6	「借金から脱出する権利」の確立に向けて 問題は多重債務から過重債務へ 利息制限法上限金利引下実現全国会議の9年間の成果から	荏原 洋子(商工ローン研究会)
	7	子の監護に関する処分の一事例	中村 真由美(家族法研究会)
	8	スポーツ事故における武道・格闘技の理解と判例	濱田 玄樹／阿部 新治郎(スポーツ法研究会)
	9	独占禁止法24条の現状と課題	田鍋 智之(独占禁止法研究会)
	10	身体拘束に対する裁判所の意識の変化と弁護活動について	齋藤 守／彦坂 幸伸(刑事弁護センター運営委員会有志)
11号	1	情報公開の差し止め—逆FOIAの実情—	森田 明／中野 智昭／山辺 直義／福田 英訓／井筒 聡美(情報問題対策委員会有志)
	2	宅地建物取引業法の諸問題(その1)	立川 正雄／及川 健一郎／篠田 貴和／野竹 秀一／高梨 翔太(不動産法研究会)
	3	虐待が疑われる乳幼児頭部外傷について、法的観点からの考察	中野 智昭

号数	掲載順	タイトル	執筆者
11号	4	独占禁止法審査手続に関する指針について	島津 圭吾(独占禁止法研究会)
	5	「忘れられる権利」と近時の裁判例の動向	内山 浩人(インターネット法律研究会)
	6	職務発明と労働法規制についての一考察	岡田 健太郎(知的財産法研究会)
	7	神奈川の林地・緑地保全と開発	幸 裕子/小倉 孝之/大森 望/畑中 隆爾 /新倉 武/宮澤 廣幸/大島 正寿/鈴木 洋平(環境法実務研究会)
	8	交通事故損害賠償における介護保険給付をめぐる諸問題について ～将来介護費用の公平な分担を中心に～	常磐 重雄(交通事故損害賠償研究会)
	9	マンションの敷地に関する2つの事例	濱田 卓(マンション法研究会)
	10	高齢者登山における健康状態把握義務と申出責任についての一考	山本 紘太郎(スポーツ法研究会)
12号	1	パブリック・ドメインと商標権に関する一考察	引地 麻由子(知的財産法研究会)
	2	地方公共団体における公文書管理 —審査会答申等から見る問題点と公文書管理条例のあり方—	森田 明(情報問題対策委員会有志)
	3	宅地建物取引業法の諸問題(その2)	立川 正雄/及川 健一郎/川村 健二/山岸 龍文/帯 慎太郎/高梨 翔太/ 金島 悠太 (不動産法研究会)
	4	民法(債権法)改正の重要論点について	飯島 奈津子/石原 隆/小山 泰史(上智大 学教授)/野田 和裕(広島大学教授)/林 薫 男/飛田 憲一/宮澤 俊昭(横浜国立大学教 授)/山野 健一郎/山本 寛/渡邊拓(横浜 国立大学教授)(司法制度委員会有志)
	5	交通事故における社会保障制度をめぐる諸問題	黒江 卓郎/榊 研司/鈴木 亮/松原 雄輝 (交通事故損害賠償研究会)
	6	マンションにおける民泊に関する諸問題	水野 博之/濱田 卓(マンション法研究会)
	7	空家等対策の推進に関する特別措置法の概要と神奈川県弁護士会 及び神奈川県内自治体の空家等対策の状況	中野 和明/坂本 正之/苑田 浩之/大川 宏之/小林 俊介/酒井 裕香/田中 恒司 (空き家問題対策検討WT有志)
	8	行政不服審査法の手続にかかる問題	中村 真由美(行政法研究会)
	9	「これで防げる学校体育・スポーツ事故」シンポジウム報告 —ゴール転倒・組立体操・ムカデ競争の事故から子供達を守る—	松原 範之/阿部 新治郎(スポーツ法研究会)
13号	1	独占禁止法審査手続と「秘匿特権」	加藤 正太(独占禁止法研究会)
	2	弁護士会照会をめぐる裁判例の研究	飯田 伸一/井筒 聡美/齋藤 宙也/福田 英訓/森田 明(情報問題対策委員会有志)
	3	土地区画整理事業の諸問題	及川 健一郎/高梨 翔太/金島 悠太(不動 産法研究会)
	4	家事の分担がある場合の逸失利益性	海江田 誠(交通事故損害賠償研究会)
	5	1 スポーツ指導の現場で発生しがちなトラブルを防止・解決するた めのヒントを法律の専門家の立場から解説 —スポーツ現場での発言について、紛争防止のために指導者が気 を付けるべきこと—	濱田 卓(マンション法研究会)
	6	保証被害根絶に向けて —これまでを振り返り、これからを考える—	荏原 洋子(債務者の権利研究会)
	7	シンポジウム「これで防げる学校体育・スポーツ事故」報告 —繰り返されるプール事故から子ども達を守る—	徳田 暁/飯島 俊/松原 範之/阿部 新治 郎/(スポーツ法研究会)
14号	1	地方公共団体における情報公開等不服申立てを巡る問題点	森田 明(情報問題対策委員会有志)
	2	共有不動産の諸問題	立川 正雄/及川 健一郎/高梨 翔太/金島 悠太(不動産法研究会)
	3	インターネットを巡る法制度の概要と動向	山辺 直義/内山 浩人/大谷 優樹/畔柳 秀勝/田中 総一郎/遠藤 政尚/坂本 真史 /飯田 直久/栗野 庸司(IT法研究会)
	4	配偶者居住権とマンションにおける管理費等支払義務	佐藤 元(マンション法研究会)
	5	シンポジウム「これで防げる学校体育・スポーツ事故」報告 —繰り返される跳び箱事故から子ども達を守る—	松原 範之/阿部 新治郎/濱田 玄樹/大川 雄矢(スポーツ法研究会)
15号	1	リツイートを中心とするSNS投稿の法律問題	飯田 直久/本田 正男/遠藤 政尚/内山 浩人/木村 俊樹/坂本 真史(IT法研究会)
	2	株式譲渡承認請求に係る諸問題	前田 康行(会社法研究会)
	3	2020関東弁護士会連合会シンポジウム報告 「スポーツにおける公正性・公平性の実現のために ～障害者スポーツ、不祥事対応を題材として～」	飯島 俊/松原 範之/阿部 新治郎/三輪 渉(スポーツ法研究会)
	4	新型コロナウイルス感染症と賃料減免の諸問題	及川 健一郎/野竹 秀一/金島 悠太(不動 産法研究会)

号数	掲載順	タイトル	執筆者
16号	1	EU及びその加盟国における下請取引及び優越的地位濫用に対する規制の現状	鈴木 雄大(独占禁止法研究会)
	2	地方公共団体の個人情報保護に関する審議会の実情と今後～令和3年個人情報保護法改正を踏まえて	森田 明(情報問題対策委員会有志)
	3	制限超過支払いの充当の歴史と基本・最高裁に原点の確認を求めよう&最近の債務の消滅時効問題	荏原 洋子(債務者の権利研究会)
	4	有名野球選手のサインの偽造・販売と不正競争防止法	石原 知(知的財産法研究会)
	5	土地の使用貸借契約の諸問題	及川 健一郎/金島 悠太(不動産法研究会)
	6	スポーツ競技者同士の競技事故における不法行為責任の裁判例考察	飯島 俊/松原 範之/阿部 新治郎(スポーツ研究会)
	7	マンションの共用部分から生じた損害に関する責任—給排水管からの漏水に関する管理組合の責任とその拡大を中心にして	佐藤 元(マンション法研究会)
17号	1	休眠抵当権の抹消に関する諸問題	及川 健一郎/金島 悠太(不動産法研究会)
	2	マリンスポーツにおける水生生物採捕に関する法律問題	飯島 俊(スポーツ研究会)
	3	ネット上の誹謗中傷における法制度の動向～プロバイダ責任制限法改正、侮辱罪の罰則化～	飯田 直久/内山 浩人/佐藤 隆志/遠藤 政尚(IT法研究会)
18号	1	「区分所有法制の改正に関する中間試案」に対する神奈川県弁護士会の意見書	林 薫男/渡邊 拓/田中宗一郎/中野智一郎/坂本 学(神奈川県弁護士会司法制度委員会)/濱田 卓/佐藤 (マンション法研究会)
	2	家族法と倒産手続き—離婚と財産分与に焦点をあてて—	毛塚 衛(倒産法研究会)
	3	会社の解散と清算	毛塚 衛(会社法研究会)
	4	建替費用の損害賠償と損益相殺	及川 健一郎(不動産法研究会)
	5	親子関係の存否を前提問題として審理判断することができる場合	中村 真由美(行政法研究会)
	6	1 スポーツ指導の現場で発生しがちなトラブルを防止・解決するためのヒントを法律の専門家の立場から解説—スポーツ現場での発言について、紛争防止のために指導者が気を付けるべきこと— 2 スポーツ事故の実効的な被害救済、補償等について	井上 浩平/清水 基弘(スポーツ研究会) 柴田 剛(スポーツ研究会)
19号	1	令和3年個人情報保護法改正に基づく条例改正後の地方公共団体の個人情報に関する審議会の実情と問題点	森田 明(情報問題対策委員会有志)
	2	生活保護法第77条の2にかかる検討	中村 真由美(行政法研究会)
	3	シンポジウム「これで防げる学校体育・スポーツ事故」報告—熱中症事故から子供を守る—	三輪 渉(スポーツ法研究会)
	4	生成AIの法律問題	飯田 直久/内山 浩人/遠藤 政尚/川添 利賢/佐藤 隆志(IT法研究会)
20号	1	情報公開請求の審査請求における諸問題—請求人の立場から約20件の審査請求の経験を踏まえて—	小林 展大(情報問題対策委員会有志)
	2	スポーツ事故補償と損益相殺	川原 佑基(スポーツ法研究会)
	3	専属的国際裁判管轄合意の法的論点に関する覚書—スマホソフトウェア競争促進法に基づく差止請求訴訟に係る仮想事例を題材として—	鈴木 雄大(独占禁止法研究会)
	4	駐車場運営トラブルの法律実務	立川 正雄/及川 健一郎/山岸 龍文(不動産法研究会)
	5	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく自治体の責任	原田 隆之介(行政法研究会)

## あ と が き

◇関係各位のご協力をいただき、一つの節目となる第20号を発刊することができました。創刊号から本号に至るまで、本書の発行に携わった全ての皆様に深く感謝申し上げます。

◇本号は、4つの研究会と1つの委員会による5本の論文を掲載しました。いずれの論文も、実務家としての観点から検討を加えた最新の議論が展開されておりますので、是非ご一読いただき、今後の実務もしくは研究等に役立てていただければ幸いです。

◇今後も、引き続き発刊する予定ですので、本書をより充実した内容とするためにも、本書に対するご意見等をお寄せいただければ幸甚です。また、継続的に発表されている研究会は勿論のこと、これまで未発表の研究会からの寄稿や、同一の研究会からの複数の寄稿も大歓迎ですし、個人会員による寄稿もお待ちしております。今後、本書を継続的に発刊するためにも、より積極的な寄稿をお願い致します。

◇最後に、本号の発刊にあたり、ご多忙の中、快く執筆を引き受けて下さいました各研究会所属の会員の皆様、また、編集や連絡のために労力を割いて下さった編集委員、そして事務局の方々に心より感謝申し上げます。

2026（令和8）年3月15日

編集兼連絡委員代表 藤田章弘

編集兼連絡委員（順不同）

代表 藤田章弘

委員 田子陽子、溝口歩実、杉原弘康、濱田卓、濱田玄樹、松原雄輝、加藤尚敬、  
鈴木洋平

担当副会長 石塚陽子

研修委員会委員長 古口雄介

## 神奈川県弁護士会専門実務研究会

- ・倒産法研究会
- ・知的財産法研究会
- ・会社法研究会
- ・独占禁止法研究会
- ・家族法研究会
- ・遺言・相続研究会
- ・IT 法研究会（旧インターネット法律研究会）
- ・不動産法研究会
- ・行政法研究会
- ・マンション法研究会
- ・債務者の権利研究会（旧商工ローン研究会）
- ・環境法実務研究会
- ・交通事故損害賠償研究会
- ・スポーツ法研究会
- ・信託研究会



## 2026(令和8)年 専門実務研究 第20号

---

令和8年3月15日発行

発行所 **神奈川県弁護士会**

〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通9番地

電話 045(211)7707

ホームページ <https://www.kanaben.or.jp/>

印刷所 山王印刷株式会社

〒232-0071 神奈川県横浜市南区2丁目17-8

電話 045(714)2021

---

乱丁・落丁本はお取替えいたします。

©2026 Kanagawa Bar Association

本書の全部または一部を複写複製および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

これらの許諾については本弁護士会 (Tel 045-211-7707) までご照会ください。